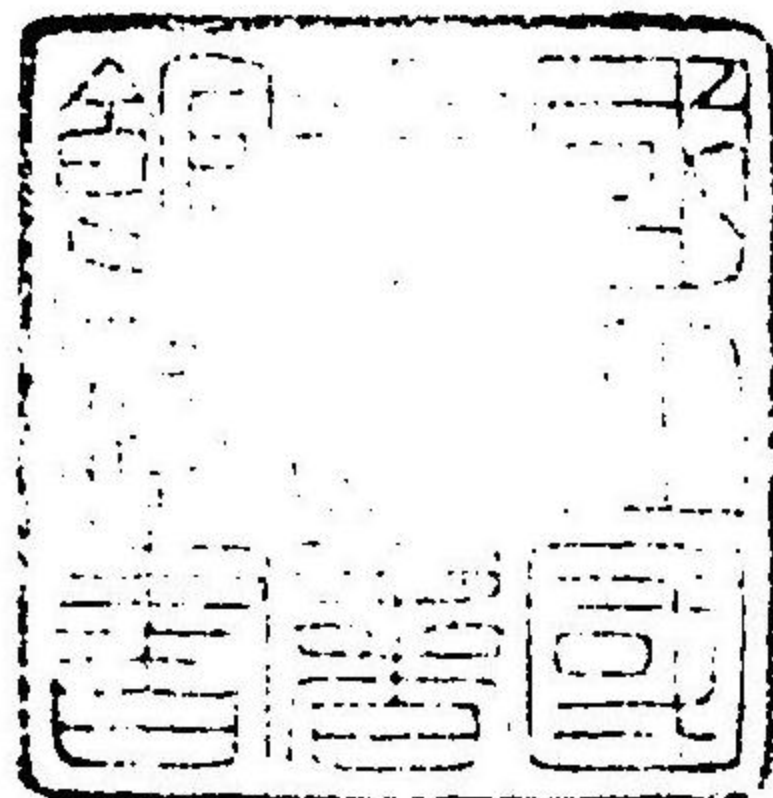


文學博士松本愛重  
江見清風著

水鏡詳解 全

東京 明治書院

913.422 E 42 m



緒言

本書は神武天皇即位の始より、仁明天皇の嘉祥三年庚午の歲に至るまで、凡一千五百年間の事蹟を記述したるものにして、昔より大鏡、増鏡の二書と共に、三鏡とならば稱へて、雜史中の白眉と爲す。

抑、雜史とは、公の命によりて、國史を撰修すること止みてより、私に、世々の事蹟を記述して、後世に傳へたるをもとにて、又、國史現存の時代と雖も、異傳舊説の、國史に漏れたるものを參取して、一種の歴史を編纂するものをいひて、大鏡、増鏡の如きは、前者に屬し、本書又は扶桑略記、愚管抄等の如きは、皆後者に屬するものなり。然るに、世人の本書を尊重すること、他の二鏡の如くならざるが如き觀あるは、一は國史の憑據すべきものなき時代なるが故に、専ら、之に據るに非れば、殆どその時代の事蹟を知ること能はざるに反し、一は六國史を始め、制度、文物に關する典籍の、後世に傳はるもの多きが故に、強いて、私史に憑りて、往事を知るの要なきに依るが故なり。固より、彼の勅撰の國史は、世々、名門碩學の、勅命を奉じ、精確なる史料に依りて、監修する所なれば、後の往事を知らんとするもの、之に憑據すべきは、いふも更なれど、社會の廣き、人事の夥多なる、茲

緒言

337343

説異傳にして、却て事實に近きもの、國史に遺漏せるもの、何ぞなからん。況て、國史を修むるものは、その朝廷に立ちて、當時の事實を記述するものなれば、敢て文を舞はし、筆を曲ぐるに非れど、事の忌諱に觸るゝものあれば、勉强て庇護修飾せんとするは、臣子の情として、勢免れざる所なり。然るに、私史を修むるものは、その志、必しも世に公にせんとするに非れば、贊事の忌諱に觸るゝものありと雖も、直筆して憚る所なし。これ雜史の特色にして、本書を以て云はゞ、弘文天皇の即位ありし事を記し、早良親王の儲位を退けられ給へる事情、及び、光仁、桓武二帝の即位の事實を詳にするが如きは、是なり。然るに、本書の古寫本と稱するものには、往々、後人の好むで、怪談奇説を附加せるものあるが如し。彼の國史大系に収むる、前田家本と稱するもの如きは、是なり。然るに、是を以て、直に、本書の價值を論斷せんとするものあるは、未だ、至當の議論と云ふべからず。且、本書の文章は、極めて平易簡潔にして、彼の大鏡の如く奇辭を帯びず、増鏡の如く冗長に流れずして、然も温雅流暢なれば、世の普通文を學ばんとするもの、模範と爲すには、尤も適當なり。是れ予が管見を願みずして、初學者の爲に、字句を註釋し、事實を考證して、已往の事蹟を知らしむると共に、温健なる時文を作る、一助と爲さしめんとする所以なり。

著者

本書は撰者の姓名を顯はさず。従うて、撰修の年月も詳ならずと雖も、藤原記、○藤原定、應永卅三年十一月十六日條に、下賜筆、水鏡一帖於予、此抄、中山内大臣殿御作也。正本紛失、而今賜此御本、頗家寶也。可秘々々々見え、本朝書籍目錄に、水鏡三卷、中山内府抄と云ひ、また後のものながら、群書一覽にも、水鏡三卷、中山内府忠親公、神武天皇より、仁明天皇に至るまで、五十四代の事を記せり。大鏡より後に作れる書と見えたり。卷首に、作者の自序ありと、云へるによれば、本書の作者は、中山忠親公なること、疑なきが如し。内大臣藤原忠親公は、家を中山と稱す。權中納言忠宗卿の二男にして、母は參議家保卿の女なり。近衛天皇久安六年五月廿四日、藏人に補せられ、○職本補任、公補任に據る。單分脈脱漏に、保延六年五月廿四日に作。同七年正月六日、從五位上に叙し、仁平元年四月廿二日、不勤仕に依りて、解官。同年九月四日、還任して、また藏人に補せられ、同二年九月九日、正五位下に、同四年正月廿三日、幡磨權介に、久壽二年七月廿三日、近衛天皇崩御に際し、藏人を止め、同八月廿三日、○職本補任、廿五日に據る。公。更に後白河天皇の朝に、藏人に補せられ、同三年四月六日、右近衛少將に任じ、保元二年正月廿四日、尾張權介に任じ、即日從四位下に叙し、同く三年五月廿

一日、左近衛中將に、同四年正月六日、從四位上、平治二年正月五日、正四位下、永曆元年十月三日、藏人頭、應保二年二月十九日、中宮權亮、同三年正月廿四日、兼因幡權守、二條天皇の長寛二年正月廿一日、參議に任じ、六條天皇の仁安二年正月廿八日、從三位に叙し、同二月十一日、權中納言に任じ、同三年三月十一日、正三位に叙し、高倉天皇の安元二年正月三日、從二位、同三年正月廿四日、○尊卑分脈脱滿、廿日に作る。今公卿補任に據る。右衛門督を兼ね、檢非違使別當に補せらる。治承二年七月廿六日、中宮權大夫、同三年正月十九日、督、併に別當を辭す。○公卿補任三月十一日、勅して帶劔を賜ふ。○尊卑分脈脱滿、同年十一月十七日、春宮大夫を兼ね、同四年正月廿日、正二位に叙し、安徳天皇の壽永二年正月廿二日、權大納言に、後鳥羽天皇の文治五年七月十日、大納言に、建久二年三月廿八日、○愚管抄、廿三日に作る。内大臣に任じ、建久五年七月廿六日、上表して官を辭し、十二月十五日、病に依りて出家し、○公卿補任、一代要記、愚管抄、白川久二年五月廿六日、病に依りて上表に作るは誤れり。法名を靜如と云ひしが、○尊卑分脈脱滿、同六年三月十二日、薨す。時に年六十五歳なりき。○公卿補任、愚管抄、皇帝記抄。

忠親公、夙に和漢の學に達し、兼て佛典に通じたることは、本書の序文を見て知るべし。又有職故實に暗からず。著書は、本書の外に、山槐記、貴嶺問答等あり。山槐記は、一に達幸記、貴嶺記ともいひて、仁平元年辛未より、建久二年辛亥の歲に至る間の日記なり。時恰

も、源平二氏、政權爭奪の際に當りて、その日々に見聞したる事實を、記述したるものなれば、修史の好材料として、世に貴重せらる。貴嶺問答は、有職に關する、書翰体の問答にして、好く大寶令に通曉せられたることを知るに足る。また、黒川春村翁は、その著、碩鼠漫筆に、榮花物語の後を補へる、續世繼、○又今鏡、小鏡、拾卷も、この卿の著作なるべしといひ、又一説には、世に中山定親公の、正長元年五月の抄記にかゝると稱する、達幸故實抄は、蓋し忠親公の著なるべし。その故は、達幸とは、忠親の首尾の音を採りて、作りたる唐名にして、なほ藤原明衡が、安蘭と稱し、中山定親が、薩戒と稱するが如くなればなりと云へり。

異本

前に引ける薩戒記の著者、藤原定親公は、本書の著者忠親公、八代の孫なるに、夙く著書自筆の正本を紛失して、震筆の御本を賜はりて、家寶と爲すと云へり。今この御本の傳はるや、否やを知らず。而して今世に行はるゝ流布本に、二種ありて、好古日録に、活字水鏡と題し、

御厨子所預の家、所藏の水鏡、活字本也。其文、印板の水鏡と、大異同あり。水鏡の原本な

らむ。印板の水鏡は、後人、猥に日本紀に據て、取捨したる所有りと見ゆ。  
と云へり。活字本の善本なること知るべし。而して、永正古寫本と稱するものあり。伴信  
友翁其著、比古婆衣に、論じて曰はく、

此書は、大鏡にもどづきて、其より上つ御世、神武天皇より、仁明天皇の御世までの事  
を記されたり。序文は、寓言にて、大意は、七十三になれる尼の、長谷寺に詣て、通夜せる  
に、年頃卅四五ばかりなる修行者が、去々年の秋、葛城山にて、仙人におひけるが、萬壽  
の比、世繼の翁が、文徳天皇の御世、嘉祥三年までの事は、語り置たれば、それより上つ  
御世々々の事をとて、語れる由を聞もちて、又語れるを、尼が打聞に、書付たる趣なり。  
尼が齡を、ことさらに、七十三といへるは、由ありげなれど、よくも考す。しひて思ふ  
に、作者忠親公の年ならむかどおもへど、此公の享年、公卿補任に、六十五歳とある  
に合はず。尊卑分脈には、享年を記されざれば、考正すべき由なし。補任の諸本、數字  
互に相誤れるをおもへば、六は七の誤にて、享年七十五歳ならむには、七十三のど  
き、書給へるにや。又序の七十三は、六十三の誤ならんか。此書も、なべて、數字、そのほ  
かにも、諸本異同なれば、かくもおもはるゝなり。又修行者の卅四五を、一本には、廿  
四五とあり。こは、その齡の人に、書て與へ給へるを、反カさまに、それが仙人に、さゝた

る由として、又かへさまに、おのれ其仙人となりて、語れる趣を、下にふくみて、寓言  
せられたるにもやあらん。何れにも、此書の年立に、あづかる事とはきこえず。  
又巻尾に、たゞ若くより、かやうの事を、心にしみならひて、行ひのひまにも、すて難け  
れば、我ひとり見むとて、書つけ侍りぬ。大鏡の巻も、凡夫のしわざなれば、佛の大圓鏡  
智のかゝみには、よも、および侍らじ。これも、し、大鏡に、思ひよそへ侍らば、其かたち  
たゞしく見えずとも、なごか、水鏡のほどは、侍らざらむとて、なむと、書修め給へり。

古寫本與書に、

校本 此水鏡、申請大慈光院南御本、妙善院殿借卿掌侍古中納言筆、令書寫、可秘

藏也。

永正第九後四月十六日

古槐散木判

件の與書を按ふに、大慈光院は、紹運録に、後柏原院天皇の皇女に、比丘尼大慈光院、諱  
覺有、母贈從二位源子、贈從一位源雅行卿女とある御事也。○雅行卿は、尊卑分脈、仁和寺  
正二位權大納言南御所とは、大慈光院の別號と聞えたり。妙善院殿とは、母儀の法名  
で、に至り給へり。南御所とは、大慈光院の別號と聞えたり。妙善院殿とは、母儀の法名  
にもあらむ。卿掌侍の父、基綱卿は、公卿補任を按ずるに、參議藤原昌家卿男にて、從二  
位中納言ままでになりて、永正元年四月廿三日、於飛州卒、六十四、法名常心と見えたり。

り。古槐の槐は、三公の異稱ながら、打まかせては、太政大臣の自稱とし給へる例にて、古槐とも稱へるは、前太政大臣の異稱とさこえたり。かくて永正九年に、前太政大臣にておはし、は、公卿補任に、藤原政平公、藤原冬良公の二方なり。冬良公は、一條禪閣兼良公の二男にて、兄教房公の嗣となりて、關白に至り給ひ、永正十一年三月廿七日、五十一にて薨給へり。後妙花寺と號す。此公も、父公の御ゆかりに、博學有職のさこえおはするに、おはせておもふに、いはゆる古槐散木とは、冬良公の卑下の自稱なるべし。○散木は、莊子に、樛櫟散木といへる。右に見えたる人々、みな永正九年の世に、打あひて聞ゆれば、此奥書、真に正しき證文とすべきなり。

と云へり。而して屋代弘賢翁、この古寫本を以て、自ら活字本を校正したるもの、もど阿波藩の所藏なりしが、今、文學博士小杉温郵氏に傳ふ、予、幸に之を借覽することを得たり。依りて活字本を原とし、専ら屋代氏の校本に對校す。又、井上頼園翁所藏の古寫本は、寛永八年三月の奥書ありて、活字本と、大異動無きに似たれども、謄寫正確にして、活字本の誤脱と思はるゝものを、正誤することを得たるもの、二三に止まらず。又、史籍集覽に收むる所は、屋代氏校本の外に、大澤清臣翁所藏の、永正古寫本の謄本を以て、校讐したり。依て、また之を參考に供し、又國史大系、收むる所のものは、前田侯爵家の所藏にし

て、善本と稱すべからざれど、二三の採るべきものなきにあらず。又文學博士松本愛重氏、一寫本を藏せらる。稍屋代氏の校本に似たり。よりてまた一校す。以上の諸本を、書中に採録するに、悉く符號を用ゐること、左の如し。

- 杉本、小杉氏所藏、屋代氏校本      一本、屋代氏校本の異本      井本、井上翁所藏、寛永八年古寫本
- 集覽本、史籍集覽所収、大澤氏校本      松本、松本氏所藏古寫本      大系本、國史大系本
- ル本、流布本

### 凡例

一、近時諸家の古書を註釋するものを見るに、學術の進歩と共に、精密該博の觀あれども、その引證する所の古書の如きは、直に、一章一句を抄出するに止りて、毫も讀者の了解し得るや、否やを慮らざるもの多きが如し。此の如きは、童蒙を導くに、親切なりと云ふ可らず。依て、本書は、古書を引證する時は、悉く、時文に翻譯して、初學者の了解に便ならしめたり。

二、歷朝陵墓の所在地は、明治卅四年、宮内省諸陵寮調査に系る、陵墓一覽に據りて、現今の所在地を示す。

三、書中屢々引用する書籍の、再出するものには、多く畧稱を用ゐたり。例へば、日本書紀を紀に、古事記を記に、續日本紀を續紀と云ふが如し。

四、假名の用法は、中古以來、誤謬せるもの多し。本書の如きも、お、を、ひ、へ等の誤り、枚舉に違わらず。又送り假名の如きも、古來一定する所なきが故に、今日の習慣に違ふもの極めて多し。然れども、一々訂正を加ふる時は、却て古書の面目を損する恐あるが上に、これらを學ばんには、別にその方法あるべきを以て、凡て原本の儘に従へり。

五、巻尾に索引を付す。その排列は、五十音順に依れり。而て齋宮、棟梁臣等は、イツキノミヤ、ムネトルマチギミと訓むべきものなれど、又音讀を以て、サイグウ、又トウリヤウノ臣といふも、一般の習なれば、各音訓二方に掲出したリ。

明治三十六年九月

著者 志 る ず

# 水鏡詳解目次

## 卷の上

序 文	一
神武天皇	二四
綏靖天皇	二九
安寧天皇	三三
懿德天皇	三四
孝昭天皇	三五
孝安天皇	三五
孝靈天皇	三六
孝元天皇	三七
開化天皇	三八
崇神天皇	三九

神功皇后、升  
本ニ、女帝ノ  
字、傍書ア  
飯豐天皇ノ上  
ニ、升本、女帝  
ト傍書シ、又  
御名ノ下ニ、  
不入皇代記  
五ノ字アリ。

垂仁天皇	四二
景行天皇	五三
成務天皇	五八
仲哀天皇	六〇
神功皇后	六二
應神天皇	七四
仁德天皇	七七
履中天皇	八三
反正天皇	九〇
允恭天皇	九二
安康天皇	一〇〇
雄略天皇	一〇六
清寧天皇	一一〇
飯豐天皇	一一二
顯宗天皇	一二四

推古天皇ノ  
上、升本、女帝  
ノ字、傍書ア  
皇極天皇ノ  
上、升本、女帝  
ノ字、傍書ア

卷の中

仁賢天皇	一一一
武烈天皇	一一三
繼體天皇	一二四
安閑天皇	一二八
宣化天皇	一二九
欽明天皇	一二九

敏達天皇	一三七
用明天皇	一五四
崇峻天皇	一六〇
推古天皇	一六五
舒明天皇	一七六
皇極天皇	一七七



孝明天皇、井  
本二、女帝、皇  
七、  
七、  
七、

元明天皇、井  
本二、女帝、  
元正天皇、傍  
書同上

廢帝ノ下、杉  
本二、天皇ノ  
二、  
二、  
二、  
重祚ト傍書ス

孝德天皇……………大化五  
白雉五……………一九一

齋明天皇……………一九八

天智天皇……………二〇三

天武天皇……………朱雀一  
白鳳十三……………二〇三

持統天皇……………朱鳥一  
朱鳥八……………二〇一

文武天皇……………大化二  
大化三……………二二五

元明天皇……………慶雲四  
和銅七……………二二七

元正天皇……………靈龜二  
養老七……………二二九

聖武天皇……………神龜六  
神龜七……………二四八

孝謙天皇……………天平勝寶八  
天平勝寶八……………二五四

廢帝……………天平寶字六  
天平神護二……………二六三

卷の 下

稱徳天皇……………神護慶雲三……………二六七

光仁天皇……………天應一……………二九一

桓武天皇……………延暦廿四……………三〇四

平城天皇……………大同四……………三三二

嵯峨天皇……………弘仁十四……………三四九

淳和天皇……………天長十……………三五九

仁明天皇……………承和十四  
嘉祥三……………三七四

水鏡詳解目次終

の字、松本ニ  
見ユ。ナシト  
侍テ。杉本、松  
本、作ル。下  
ニ。つせに、下  
松本、まうて  
坊の、入テ、四  
字、補フ。ヨ  
侍リ。程に、松  
本、及ビ、本  
ける程ニ作ル

# 水鏡詳解

## 卷の上

文學博士 松本愛重 閱

江見清風 著

つゝあむべきとしにて、すぎにたまさらぎのはつむまの日、龍蓋寺へまうて侍て、  
やがてそれより、はつせに、たそがれの程に、まいりつきたりしに、としのつもり  
には、いたく、くるまうおほて、師の坊の許に入て、まほしやすみ侍を程に、う  
ちまどろまれにけり。

○つゝしむべきとし。昔、陰陽道の盛に行はれし頃、陰陽五行の説に従ひ、日月支子の運を考へ、  
相生相剋の理を推し、吉凶を定めて、日時方位等を忌める習慣あり。拾芥抄に、厄年、十三、廿五、  
三十七、四十九、六十一、七十三、八十五、九十七、など見ゆる是なり。その忌むべき年にあたれば、過  
ちせじと、万事に慎み居るが故に、慎むべき年といふなり。下に、七十三になむなり侍ると、見ゆ

れば、上に引ける拾芥抄の説にも、能く當れり。○まどらぎ。陰曆二月の異名、此頃は、寒さ一しはさかへりて、更に衣を着重ぬるによりて、さぬさらぎといへるを、説れるなりと、清輔與義抄に云へり。○はつらまの日、龍蓋寺へまうで。初午は、二月初の午の日をいふ。二の午、三の午に對へていへり。龍蓋寺は、下文に岡寺ともいへり。一名なり。山号を東光山といふ。大和國高市郡にあり。天智天皇の御願にして、義淵僧正の開基なり。本尊は如意輪觀世音にて、この觀音の胸に、籠められたる小佛は、孝謙天皇の念持佛にして、災厄消除の靈驗ありと、大和名所圖會に云へり。また真俗佛事編に、廿五、四十二の厄年に、二月初午の日、觀音に詣らうで、厄禳するは、如意輪陀羅尼經の災厄除滅の文に依てなるべし。午の日を採るは、馬頭觀音の縁なるべしといへり。○はつせ。大和國磯城上郡にある寺なり。豊山神樂院、長谷寺長谷一にといふ。元正天皇養老五年の章創なりといひ、又文武天皇の時、徳道上人の創立なりともいへり。○たそがれ。たれ彼の分ちも、見えがたくなりし、夕暮をいふ。○としのつもりには云々。年齢多く積りて、老年の身にはの意。いたくは、甚き心。○師のもとに。師は祈禱師なり。常に人に代りて、其身の息災ならむことを、三世の諸佛に祈る法師を云ふ。○うちまどらむ。うちは、うち眠る、うち悦ぶなどいふ、うちと同じく、添辞なり。まどらむは、目遊むの義といへり。暫しの間、眠るともなく、かり寝するをいふ。

初夜のかねの聲におどろかれて、御まへにまいりて、通夜を侍り奉るに、世のなかうちあづまる程に、修行者の、卅四五などにやなるらんと見ゆしが、經を、いと、たう

杉本に、念ひ  
無夜しける  
夜は侍らん  
入し居たる  
に、夜もふけ  
に、拜れり程  
に、五、五年の  
に、御經に、行  
の御經に、行  
の御經に、行  
の御經に、行  
の御經に、行

とくよむあり。かたはらちかくるたれば、屈いかなる人の、いづこより參給へるぞ。御經などのうけたまはらまほしからむには、たづねたてまつらむといふに、この修行者いふやう、修「いづこ」さためたる所も侍らず。すこゝ物のこゝろつきてのち、このとよせあまり、世のなりまかるさまの、心とよむべくもみえ侍らねば、人まねにも、後世やたすかるごと、かやうに、迷ひありき侍也」といへば、

○初夜のかねの聲におどろかれて。佛家に、晝夜六時の勤めあり。六時とは、朝、日中、日没、初夜、中夜、後夜を云ひ。初夜は今の夜の十時、中夜は十二時、後夜は午前二時に當る。さてその勤行を始むる時、鐘を打つが故に、その聲に驚きて、目のさむるをいふ。○御まへ。イ本、御前の上に、佛の二字あり。即ち初瀬寺の本尊の御前なり。○通夜。終夜眠らず、佛の御前に、讀經するをいふ。○修行者。諸國を遊歴して、佛道を修行するもの。○御經などうけたまはらまほしからむには云々。彼の尼の、修行者にむかひて、御經などの承りたき折りに、尋ね奉らむといへるなり。○すこゝ物のことろつきてのち。少く、物事の分別の出来るやうになりて後となり。○世のなりまかるさまの云々。なりまかるは、なりゆくといふにかなじ。言ふ心は、朝に夕に、遷り變り行く、この世のありさまの、はかなきを見るにつけて、この世は、執着するに足らずと、思ひてとな

杉本に、念ひ  
無夜しける  
夜は侍らん  
入し居たる  
に、夜もふけ  
に、拜れり程  
に、五、五年の  
に、御經に、行  
の御經に、行  
の御經に、行  
の御經に、行  
の御經に、行



かるべきと、の下に入れて見るべし。○としころ。年來。○あはせて。ツイテと、云はむ程の詞なり。○やがて。そのまゝ。○思ひ立ちてなむ。なむの下に、參れるなどいふ詞を添へて見るべし。○今この御寺には云々。この初瀬寺の佛に、ひたすら、わが來世を救ふほどの、名僧知識に逢はせ給へど、祈りたるかひありて、此の如く、すきと、世のわづらひを離れて、來世の營みに、暇なき人に逢ひ奉るも、是も然あるべき因縁ならむとなり。然るべきの下に、縁といふ詞を入れて見るべし。○世を背く人も云々。たどひ、世をのがれたる人なりとも、まるで、交る人もなきは、餘りにたよりなきことなりとなり。いひふれば、言ひ觸れにて、語合をいふ。○ひとへに子ども思ひ奉らむ云々。されば、この厄は、御身を我子ども思ひて、親み奉らむ。さる代りに、御身は、わが身の善知識となりて、佛道に導き給へとなり。善知識は、人に知られたる大徳にて、人を佛道に導く者をいふ。法華經、妙莊嚴王本事品に、善知識は、是れ大因縁なり、謂ゆる化導して佛を見ることを得、阿耨多羅三藐三菩提心を發さしむと見ゆるが如し。よりて人の死せんとする時、悟導せしむるものを、往生の善知識ともいへり。

修行者、修しゆいとうれしきことなり。げふよりは、さこそ、たのみ申侍らめ」にて、又、經などよみて、さあはて志程に、後夜打過て、われも人も、ねぶられまかは、尼修行ありき給ひけむ物がたりたまへ、めをもさまし侍らむ。おほみね、かづらきなどには、たうさま事にも、又おそろしき事にも、あひ侍るなるは、いかなる事か侍

さしはてし、  
杉本、  
二作、  
程本、  
二作、  
終シ

しんじん入は

○さこそ。さは、しか(然)の切、さやうにこそ意。○たのみ申侍らめ。尼の詞の如く、わが親ども、頼み申さむとの意。○さしはてし。さしは、さし置くなどのさしと同く、添辭なり。經をよみはてたるをいふ。○めをもさまし侍らむ。彼の修行者の、諸國を修行しあるさたる、種々の物語を聞きて、眠をさまさむとなり。○おほみね、大峯は、大和國吉野郡吉野山の一名なり。また金峰山ともいふ。天竺佛生國のたつみ關け來りて、この山となるとも、唐土五臺山の岸のはしかけて、飛び來るとも云へり。○かづらき。葛城は、大和國葛上郡にあり。金剛山ともいふ。その頂に、金剛山寺あり。役行者小角の開基なり。小角は文武天皇の御世の人、後に伊豆大島に流さる。常に葛城山、及び金峰山の間往來して、鬼神を使ひ、咒術を行ふ。故に後世その流をくむ修験者、山伏の如きもの、金峯山と共に、修行練磨の處となしたるなり。

修としころは、べちに、さることまかりまに、おとゝ志の秋、かづらきにてこそ、あさましきことに、あひ侍たりまか。つねよりも、心すみて、あはれにおほねて、經を誦したてまつりまに、たにのかたより、人のけしきのおほねて、まうそこまかは、いと物おそろしくおほえながら、經を誦したてまつりしに、九月かみの十日ころのここにて、月のいりがたになり侍りし程に、ほのかに、そのかたちをみれば、おま

あさましき、  
杉本、  
二作、  
字、  
二作、  
集、  
字、  
二作、  
無

なすがたをたたるものゝあさましげにやせ、神さびたるが、ふぢのかはをあみて、ころもとを竹のつゑをつきたるが、またれるなりけり。

○べちにさる事も云々。數年の間は、別にさやうの貴き事も、恐しき事もなかりしにとなり。○あざせしき。あざれたる、興ざりたる、驚くべきなぞいふ程の心。○まか。係辭こそ結びにて、過去のテニヲハのしに、歎き辭のかの添はりて、一のテニヲハとされるなり。故に事の過去に屬するを示すと共に、驚き思ふ心ありて、俗にデアツタガマアといふに同じ。○つねよりも心すみて云々。平生よりも、一きは心すみ渡り、身にしてみても、衰れに覺えて、經を讀み居たるにとなり。○かみの十日。一ヶ月を、上中下の十日づつに別ちて、さてその初の第十日目を、かみの十日といふ。此頃の月影は、真夜中に、西に傾くものなり。○ほのかに。かすがにの意。○神さび。世ばなれて、かうくしさをいふ。

やうく、かたはらへきよりて、いふやう、蠶御經のいと、たふとく、まこえ侍つれば、まうでまたる」といふものおそろしく、おほえ侍をかとも、鬼魅などのすがたにもあらざりしかば、仙人といふものによ、ご思て、かく申程に、八の卷のすゑつがたなりしかば、又、一部を誦して、まかせ侍をかば、此仙人よろこひて、

○やうく。だんくといふ心。○もの恐しく。ものは指す所なくして、汎くいふ詞、たゞ何とな

きたる、集覽  
作ル。きたりニ

く、恐しく覺えたるなり。○鬼魅。鬼は、玉篇に、天に神といひ、地に祇といひ、人に鬼といふと見え、和名抄に、人死魂神なりといへり。魅は、玉篇に精物なりと見ゆ。樹木、又は山河などの精靈を云ふ。即ち俗に幽霊や化物といはんが如し。○仙人。類聚名義抄に、僊トク、神仙トクと云へり。不老不死の術を得て、常に龜に乗り、鶴に乗りて、空中を飛行するものを云ふ。○かく申す程に云々。八の卷とは、法華經の八の卷なり、この經は一部八卷なり。かく申す程には、かくいふ時になり。また一部を云々は、已に法華經を讀盡さむとする處なりしかば、更に今一部を讀み聞かし、かばとなり。

翁修行を給人、おほくおほせども、まこととく、佛道を心にかけて給やらむと、見たてまつるが、たうとくおほい侍なり。いかなる事にて、心をおこえそめ給へりぞ」といひしかば、さきに申つるやうに申えを、仙人さきて、

○佛道を心にかけて給やらむと云々。世に佛道修行の人は、多しと雖も、御身は、眞實に、佛道を心にかけて、修行し給ふのであらうと、想ひやらるゝ様子が見ゆるが、いかに貴く思はるゝと云り。やらんは、疑のやに、あらむの添はりて、また約まりたる詞にて、俗にヤラといふに同じ。○いかなることにて云々。如何なる事に感じて、佛道に入る心を、起し給ひしかとなり。○さきに申しつるやうに云々。前に、彼の尼に語りし如く、現世の無常を感じて、家を捨て、世を捨て、佛門に入りたりと、語りしにとなり。

さひし、かば  
本ニ作ル。

世をば、いかに  
く、杉本二、  
世のほ、いなき  
な三作、のなき

翁いと、かたきことなり。大かたは、いまの世を、はかなく、みうとみ給て、いにしへは、かくともあらざりけむと、あさく、おほすまを。すべて、三界は、いとふべき事なりごぞおほすべき。此めのまへのよのありさまは、おりにしたかひて、ともかくも、なりまかる也。いにしへをほめ、いまをそとるべきにあらず。神代より、此かづらき、よし野山などをすみかごきて、時々は、かたちをかかて、みやこのありさまも、諸國にいたるまで、見きよてすぎ侍き。よなき事どもに侍れども、御經をうけたまはりぬる悦に、ひごへに、めのまへのことばかりをのみ、そしる心おはして、いにしへは、かくともなかりけむなどおほす。一すぢなるころのおはするかたをも、申さかせば、一分の執心をも、うしなひたてまつりなば、佛道にすよみ給かたとも、なとかならざらむ。神の世より、見侍ること、おろく、申侍らむこといへば、

○いまの世をはかなく云々。 はかなくは。甲斐なき心、たゞ今、わが身の居る世の中の無常なるを見て、直ちに、何の甲斐もなく、疎ましく時世ぞ見かぎりて。 ○古はかくしもあらざりけむ云々。 今の世の、かやうなる有様なりども、遠き古は、さりととも、これは甲斐なき世間にて無り

しならむと、淺はかに、思ひ取り給ふことなり。 ○三界は厭ふべきことなり。 三界とは、欲界、色界、無色界をいふ。 欲界とは、人間界を中央にしていへば、下に地獄界あり。 上に天處あり。 第一天より、第六天に至る。 是を總稱して欲界といふ。 これ、娼と食との二欲に強き、有情の住する處なるが故に名くるなり。 また色界の色は、五色なといふ色にあらず。 心の無形に對して、物質の形跡あるものを指して云へるなり。 さてこゝは、欲界より更に上なる天處にして、此界にある身軀といひ、宮殿といひ、悉く至妙精好なりといふ。 無色界は、色界よりも、亦更に上なる天處にして、此界には、物質的のものあるなく、只心識のみなるが故に、無色界といへり。 されども、いま、三界は厭ふべき事なりと云へるは、この世間は、厭ふべく、執着すべからざるものなりとの心なれば、主として三界中の、欲界を指すものと心得べし。 ○おりにしたがひて云々。 ねりは、をりとあるべし。 世の中の形勢は、その時に從ひて、善きにも、悪きにも、成り行くものなれば、上代にも、善惡相混じれりとなり。 ○吉野山。 金峯山なり。 上に見ゆ。 ○よしなき事ども云々。 餘計な事ながらとなり。 ○ひとへに、目の前の事ばかりを云々。 ひとへには、一概にといふ心なり。 われは、今いふ如く、古より今に至る間、都より諸國に至るまで、世上に有り來れる事がらと、知り盡せる身なれば、その事がらを話して、御身が一概に、目前の世の中の事ばかりを、悪ざまに譏り罵りて、さりととも、古は、かやうにもなかりしならむと、思ひ居らるゝ片よりたる心を、開き導きなばとなり。 ことばかり、イ本に、ことばりに作る。 ことばりは、ことわりにて、道理なり。 ○一分の執心。 一分は、少許の意。 執心は、事物に執着する妄念なり。 万事を放下するを、佛道の極意

とするが故に、少許の執着心を失ふも、亦幾分か、佛道にわけ入る便り也。ならざらんやとなり。  
○おろく。俗におろかなといふおろにて、物事の足り整はぬ義、大畧、または、不安心ながらなごいはんがことし。

驚いみぢくうれしく、侍るべき事なり。生年廿などまでは。おとこのまねかたにて、世にたちまちらひ侍りおかども、はかしく、むかしの事、かうがへ見る事もなかりき。たゞ、あそびたはむれにて、夜をあかし、日をくらちてのみ過侍志に、あかぢろのことなどを、人のかたりつたへ申すをきくに、この世中は、いかに、かくは、なりまかるやらむご、ことにふれて、あはれにのみおほへて、かよるみちにいりにたれば、一かたに、なべての世を、そしる心もあり、つみもさためて侍らむ。いで、のたまはせよ。うけたまはらむ」と、いふに、

○いみじく。甚たしくといふ心。○おとこのまねかたにて。世の男子の爲すまねをして、年はたち頃までは、世の中に、立ち交りも爲したれどもとなり。○はかしく云々。目に立つ程に、昔の事跡を、考へ調ぶることもなかりしとなり。○この世の中は、いかにかくは云々。どうしてこの世の中は、かくも變遷常なきものにやと、見るもの聞くもの、哀れにのみ思はれて、遂に佛の道に入りたれば。○一かたになべての世を云々。一概に、一般の世間を、悪ざまに譏る心を有

つ、罪も定めてあらむ。○いで。誘ひいざのふ詞。俗言にサアといはんが如し。

仙人のいはく、さては、この世のありさまのみならず、内典のかたなども、うごくこそはおはすらめ。はしくを申さむ。生死は、車のわのごとくにゑて、はじまりてはをはり、をはりてははじまり、いつをはじめ、いつををはりといふこと、あるべからず。

○内典。佛家は、佛教を内典といひ、その以外の教を外典と稱す。今は彼の修行者の、佛門に入りし由來を語るを聞きて、さては、世上の歴史、即ち外典の方のみならず、佛の教をしるせる内典の方も精しからず、粗漏の調べ方なりといへるなり。○生死は、車の輪の如くにして云々。心地観經、報恩品に、有情六道に生ずるは、猶ほ車輪の始終無きが如し。仁王經三に、輪回は、往反息ます、回轉すること輪の如しなど、いへるによりてかけるにて、即ち佛法の輪廻の法を説けるなり。猶ほ輪廻のことは、地藏經下に、是得是失、不善の念を起し、諸惡業を造り、六趣を輪廻すとも見えたり。

まづ劫の有さまを申て、世のなりゆくさまも、かくぞかしこ。しらせたてまつらむ。人の命の八萬歳ありしが、百年といふに、一年の命のつゞまりくゑて、十歳になるを、一の小劫とは申すなり。さて、又十歳より、又百年に、一年の命を添へて、

本々、  
作ル。されに二



八萬歳になりぬ。是をも一の小劫と申。この二の小劫を合せて、一の中劫とは申なり。

○劫。具には、劫波と云ひ、分別時節、また時と譯す。年曆の大數にして、俱舍論に時の極少を刹那と云ひ、時の極長を劫と爲すと云へり。是に大中小の區別あり。また成劫、住劫、壞劫、空劫の四期あり。○人の命の云々。俱舍論卷十二に見えたり。人間の壽命、無量時を経て、住劫の初に至り、壽方に漸く減す。無量より減じて、極十年に至る。即ち初の第一の住の中劫と名く。此後十八、みな増減あり。謂く十年より増して八萬に至り、復八萬より減じて、十年に至る。乃ち名て第二の中劫と爲す云々、成、住、壞、空、かのく廿の中劫あり、積て八十劫を成す。此八十劫を總て、大劫の量を成すと見えたり。而てその年壽の一増一減を、悉く一の小劫と立つるなり。○二の小劫を合せて、一の中劫とは申すなり。上に云へるか如く、年壽十年より、増して八萬歳に至るを一小劫とし、また八萬歳より、減じて十年に至るを一小劫とし、この二小劫を合せて、中劫とはいふなり。されば、一中劫は十六萬歳なりと知るべし。

さて、世のはじまる時をば、成劫と申て、此中劫と申つる程を、廿すぐすなり。そのはじめの一劫の程は、つやくとよの中なくて、こくうのこくくにてありしに、じねんに山河などいできて、かく世間の出くるなり。いま十九劫には、極光淨とい

こくくうのこくく  
元本、そら  
のこくくニ作  
ル。今イ本ニ  
從テ改ム。

じれんに、原  
本ナシ、杉本  
ヲヨリテ補

ふ天より、ひとりの天人むまれて、大梵王となる。そののち、次第に、やうやう、しもさまにうまれて、つぎに人むまれ、餓鬼、畜生出きて、はてに地獄はいでくるなり。かくて成劫廿劫はきはまりぬ。世間も有情も、なりさたまるによりて、成劫とは申なり。

○世のはじまる時をば成劫と申し云々。俱舍論卷十二に、成劫は、風の起るより、地獄に始めて有情の生ずるに至る迄なりといへり。即ち中劫を廿併せたるにて、三百廿万歳なり。○その始の一劫の程は云々。つやくは、絶えての義なり。少しも、世界と稱すべきものなくて、空虚なりしとなり。俱舍論卷十二に、初の二十の中劫は、唯空虚ありと見ゆ。即ち空劫なり。○極光淨。舊く光音と譯せり。色界。○物質の中の、第二禪の最上天なり。○大梵王。智度論卷十に、梵は欲を離れて、清淨なるに名くと云へり。色界の初禪天を云ふ。この天主なるが故に、大梵王と云ふ。○しもさまに生れて。かの大梵天より、下の方へ、かひく生物の生れ出で、遂に人間の生るゝに至るとなり。○餓鬼畜生云々。共に六道の内なり。六道とは、一に地獄道、二に餓鬼道、三に畜生道、四に阿修羅道、五に人道、六に天道なり。

つぎに住劫と申て、又廿の中劫のほどをすぐすなり。但はじめの一劫は、命次第におとりのみして、まさる事なし。されば、住劫のはじめの人命は、八萬歳にはあ

人命、イ本、  
八萬歳ニ作ル。

十歳までなるなり。イ本十歳にいたるまでなり。ニ作

らで、無量歳にて、それより十歳までなるなり。されども、ほとんどのふることは、一の中劫のほどなり。さて第二の劫より十九の劫まで、さきに申つるやうに、八萬歳より十歳になり、十歳より八萬歳になり、劫ごとにかく侍なり。さて第廿の劫は、十歳より八萬歳まで、まさる事のみありて、おとる事なし。これもすぐるほどは、一の中劫の間なり。是れは天より地獄まで、成劫にいできこゝのはりて、有情のあるほどなり。さて住劫とは申なり。

○次に住劫と申して云々。俱舍論卷十二、世間品に云ふ、この後また貳十の中劫あり。彼の器世間成りて後、有情漸く住す。この國の人壽無量時より、漸く減じて、極十年に至る。是を始の一の住の中劫といふ。この後の中劫は、皆増減あり。劫増は八萬に過ることなく、劫減は唯極十年なり。是を總稱して、成し己みて住する劫と爲すと、あるによりて文をなせり。

次に壞劫と申て、このほど、また廿の中劫のほどなり。はじめの十九劫には、地獄よりはじめて、有情みなうせぬ。このうすと申は、いつこともなく、うせぬるにはあらず。しかるべくして、天上へひまるゝなり。但地獄の業、なを盡きぬ衆生をば、こゝと三千界のちぞくへ、あはし、うつしやるなり。かくて、第廿の劫に、火いできて、し

壞劫、原本ニ、樹木ニヨリテ改ム。

も風輪とて、風吹はりたる所のうへより、梵天まで、山川もなにもかもなく、焼けうせぬ。かくやぶれぬれば、壞劫とは申すなり。

○壞劫。俱舍論十二に、壞劫と云ふは、地獄の有情より、外器の都てに至るまで破壊するを云ふ。壞に二種あり。一は有情の壞、一は外器の壞と云へり。○有情。衆生の義にして、衆縁和合して、この世間に生れたる人畜草木をいふ。○然るべくして天上へ生るゝなり。人界の人、かの、初禪天の禪定を得て、初禪天に生るゝを云ふ。○業。佛教にては、一切の作業を、身業、口業、意業の三業に分ち、之を總稱して業といふ。さて五戒を守り、十善を勤むるは善業なり。五逆十惡を爲すは惡業なり。その業の善惡によりて、善報惡報あり。○こと三千界云々。俱舍論十二に、諸の地獄に、定て業を受る者有るときは、業力引て、他方の獄中に置くどある意なり。三千界は詳しくは三千大世界と云ふ。一小世界を千合せたるものを、小千世界と云ひ、小千世界を千合せたるものを中千世界と云ひ、中千世界を千合せたるものを大千世界と云ふ。地獄の衆生の中に、罪業未だ盡きざるものは、暫く他方の三千界の地獄に移すなり。○第二十の劫に火いで來て。俱舍論十二に云ふ、第二十劫に至りて、七の日輪、同時に出現し、諸海乾渴し、衆山洞然たり。風猛焰を吹きて、上天宮、乃至、梵宮を焼く、灰燼を遺すことなし云々、是の如く、始は地獄より漸く滅して、乃至、器盡るを、惣て壞劫と名づくを見ゆ。○しも風輪。俱舍論十二に、この世界の最下底に於て、虚空に依止して、風輪生することあり。廣さ無數にして、厚さ十六億餘縛那なりと云

又はじまり  
くして、杉  
本ニ、はじま  
りては、はじ  
りては、はじ  
ニ作ル。

へり。  
次に空劫と申て、又廿の中劫のほどを、世の中に何もなくて、大それたごとくにて  
すぐるなり。むなしければ空劫とは申なり。この成、住、壞、空の四劫を、ふるほどは、  
八十の中劫をすぐしつるぞかし。これを一の大劫とは申すなり。かくてをはりて  
は、又はじまりくして、いつをかぎりといふことなし。かくのてこくして、水、火、  
風災などあるべし。ことながければ申さず。

○空劫。俱舍論十二に、この世間、災に壞られ己みて、二十の中劫、たゞ虚空ありと見ゆ。○成  
住、壞、空の四劫を経るほどは云々。同論に云ふ、成、住、壞、空の四劫、かのく二十の中劫あ  
れば、積て八十中劫となる。これを大劫の量と爲すと云へり。即ち一千二百八十萬歳なり。○  
いつを限りと云ふことなし。以上の四劫、代りくに来りて際限なきを云ふ。○水、風、火災な  
どあるべし。此三災は、必ず一大劫の末、即ち壞劫の時に起る大災なり。同論に云ふ、三災は、何  
に次第するか、先づ無間に七火災を起し、その次は定て一水災起るべし。この後、無間に、復た七  
火災あり。七火災を度りて還た一水災あり。是の如くして、七水災を満たし、また七火災あり。  
後に風災起る。是の如く總じて、八七の火災、一七の水災、一の風災起ることありと見ゆ、即ち初  
に火災を以て、七火劫を續け、次に一度の水災あり、即ち第八大劫なり。次に此の如き七火一水

を七遍重ね己りて、更に七火を經、其七火の後に、一風災ありとの意にて、此の水風火の三災を、  
一周する數より云へば、六十四の大劫を經ることゝなるなり。

この住劫と申つるに、佛は世にいで給なり。そのなかに、人の命まさりざまになる  
をりは、たのしみおされる心のみありて、をしへにかなふまじければ、出給はず。  
命やうくおちつかたに、物のあはれををり、をしへともかなひぬべき程を、  
みはからひ給て、出給なり。

○この住劫。住劫に現今の住劫と、過去の住劫とあり。この一段は、過去の住劫にして、莊嚴劫と  
も云ふ。故にこの住劫に出でたる佛も、過去の佛にして、次の一段に、現在の住劫、及び佛を云へ  
り。○まさりざま。増る方に進むをいふ。即ち前に云へる住劫の内の増劫なり。○おちつか  
た。降り減する方なり。即ち減劫を云ふ。○物のあはれを知り云々。物事の無常なることを知  
り初むる也。さて此一節は、俱舍論十二に、この洲の人壽は、八萬歳より漸く減じて、壽極百年に  
至る。この中間に諸佛出現す。何によりて増劫に、佛の出ることなきかと云ふに、有情の樂み増  
行く時は、厭ふことを教へ難きが故なり。何に緣りて、百を減じて佛の出ることなきか、五濁極め  
て増す時は、化す可きこと難きが故なりと、云へるに據りて書けり。

この住劫にとりては、はじめ八劫には、佛いで給はず。第九の減劫に、七佛のいで

給しなり。釋迦のいで給しは、人の命百歳の時なれば、第九劫のむけにすゑになりたるにこそ。第十の滅劫のはじめに、彌勒のいで給はんするなり。第十五の滅劫に、九百九十四佛のいで給べし。かくのでこく、世にしたがひて、人の命も、果報もなりまかるなり。大かたはさることにて、この日本國にとりても、又中々世あがりては、事さたまらず。かへりてこのでろに、あひにたる事も侍き。佛法わたり、因果わかまへなどしてより、やうく、まづまりまかりしなごりの、又するになりて、佛法もうせ、世のありさまも、わろくなりまかるにこそあるべきことわりなれば、よしあしをさたむべからず。ひとへにあらぬ世になるにやなど、あさむきれもふべからず。

○この住劫。現今の住劫を云ふ。賢劫ともいふ。○はじめ八劫。現在の住劫に、廿の中劫あり、その第八の劫なり。○七佛。過去の七佛なり。第一に毘婆尸佛、第二に尸棄佛、第三に毘舍浮佛、第四に拘留孫佛、第五に拘那含牟尼佛、第六に迦葉佛、第七に釋迦無尼佛なり。但第一以下第三迄は、過去の莊嚴劫の佛にして、第四より第七釋迦無尼佛までを、現在住劫の佛とす。詳しくは、佛祖統紀第三十、法苑珠林第八等に見えたり。○九百九十四佛。過去、現在、未來の三劫に、各一

千づゝの佛出現し給ふ。是を三千佛といふ。今十五の滅劫に出る九百九十四佛に、上に云ふ拘留孫佛より以下の四佛を加へ、是に第廿の増劫に出る、樓至佛と彌勒佛とを加へて、現在住劫の一千佛となるなり。○世に従ひて、人の命も果報も云々。果報は、因に對して果と云ひ、緣に對して報と云ふ。譬ば農夫の米麥を作るに、その種子は因なり。雨露下りて潤すは緣なり。米麥成熟して實を得るは、因に對して果と云ひ、緣に對して報と云ふが如く、人物の過去の業因に對して、現世に現はるゝものは果と云ひ、又その業因によりて、現世に報ゆるものを報と云ふ。已に云へるが如く、劫に依りて、人の壽命に長短あり、また、住劫、壞劫によりて、人の受くる果報異なるが如く、その世々に付きて、善惡あるものなれば、強ちに古を慕ひ、今を誹るべきにあらざらなり。○大かたはさることにて。大かたの道理は、然あるべきことにてなり。○世あがりては、事さたまらず。この日本國も、上世のありさまは、一定の教へもなかりしが故に、人々迷ひを執りて、定まる處を知らず。○却りてこの頃に、あひにたる事も侍りき。されば却りて、この近頃の世の、人々迷ひを執りて、定まる處なきに似たるありさまもありきとなり。○佛法わたり、因果わかまへなどして云々、その後、佛法渡り來て、因果應報の理を悟りてより、人心の向ふ處も、おひく定まりしに。○なごりの、又末になりて云々。なごりは、物事の過ぎ去りたる後に、残る面影を云ふ。彼の佛教の理を悟りて、人心漸く定りたる世の面影も、再び末になりて、佛法も失せ果て、世間の有さまも悪くなりて、又元の佛法の無りし時代へ返る譯なれば。○よしあしを定むべからず。此の如く、一往一反して、不定の世の中なれば、何れを善とも、何れを惡とも定むべからず。○ひとへに、

あらしぬ世になるにやなど、云々。されば、今の世とても、あるまじく、不都合なる世になり行くにやなど、賤しめ思ふ可らずとなり。あざむくとは、淺はかなりと、賤しむ意をいふ。

萬壽のころはひ、世繼と申し、さかきおきおきな侍き、文徳天皇より、のちつかたのことは、くらからず申おきたるよし、うけたまはる。そのさきは、いとまよみよみほければとて、申さざりけれども、世の中をまはめしらぬは、かたおもむきに、いまの世をそゑる心の出くるも、かつはつみにも侍らむ。めのみへの事を、むかしにせずとは、世をしらぬ人の、申こなるべし。

○萬壽。後一條天皇御宇の年號。○世繼と申し、さかしきかさなの云々。本書、及び増鏡と共に、三鏡と稱する大鏡は、世繼と稱する翁の萬壽二年五月某の日に、雲林院の菩提講に來會ひて、文徳天皇の即位元年、即ち嘉祥三年庚午歳より、後一條天皇の萬壽二年乙丑歳まで、百七十六年間の昔がたりを爲したるを、若き侍の書記せるものと爲せり。故にかく云ふなり。○さかしき。賢き。○暗からず、明なる心。○聞き耳とはければとて。その事を聞かても、餘り時代の隔りたる爲に、耳遠くして、會得し難しとして、彼の大鏡には漏らしたりとなり。○世の中を極め知らざれば云々。世上の出來事は、古今にわたりて、極め知らざれば、一方に片よりて、遂には今の世を識り、昔をのみ慕ふ心の出づるものなりとなり。○目の前の事を云々。目前の事は、何

事も昔に及ばずと思ふは、その世の實地を知らぬ人の思ふ事にて、實際は、古も今も、善惡ともに交るとなり。

かの嘉祥三年より、さきの事を、おろく申すべし。まづ、神の世七代、そのうち伊勢大神宮の御世より、うのかやふきあはせずのみことまで、五代、あはせて十二代のことは、こと葉にあらはを申さむにつけて、はかりおほく侍べし。神武天皇より、申侍るべきなり。そのみかと、くらるにつき給ひを辛酉のこしより、嘉祥三年庚午のこしまで、千五百二十二年にや成りぬらむ。その程、みかと五十四代ぞ、おはしまさけむ。まづ神武天皇よりこて、いひつゞけ侍し。

○嘉祥三年云々。仁明天皇崩御の年號にして、即ち文徳天皇の即位元年なり。大鏡は、文徳天皇より書き始めたり。故に、本書は、その先帝の末年までの事實を記載すとなり。○神の世七代。古事記卷上に、天地の初め云々、次に成りませる神の名、國之常立神、次に豊雲野神、次に宇比地邇神、次に妹須比智邇神、次に角杵神、次に妹活杵神、次に意富斗能地神、次に妹大斗能辨神、次に淤母陀流神、次に妹阿夜珂志古泥神、次に伊邪那岐神、次に伊邪那美神、是を神世七世と稱す。上の二柱は、獨神かの一と云ひ、次に双びます十柱は、二神を合せて、一代といふと云へり。○うのかやふきあはせずのみことまで五代。天照大神、天忍穗耳尊、彦火瓊杵尊、彦火々

嘉祥、イ本ニ  
文鏡トアリト。



に、東宮は齊の太子なり。正義に、太子、東宮に居る。因りて東宮を以て、太子を表すと云へるによりて、皇太子を東宮と稱する由来を知るべし。○御年五十二。歴代皇記同じ。天皇御生年、及びこの御年も、崩年百廿七歳より逆算するに、皆合へり。

神代よりつたはりて、劔三あり。一はいそのかみふるの社にます。一はあつたのやしろにます。一は内裏にます。またかぐみ三あり。一は太神宮におはします。一は日前におはします。一は内裏におはします。内侍所にこそおはしますめれ。この日本をあさつしまさせられまことは、この御時なり。事はるかにして、こまかに申がたふ。位につかせおはしますまゝとこそ、釋迦佛、涅槃にいり給てのち、二百九十年にあたり侍りま。されば、世あがりたりと思へども、佛の在世にたにもあたらざりければ、やうく、世のすゑにてこそは侍なれ。

○神代よりつたはりて劔三あり云々。三種の神器の内、寶劔は素戔鳴尊、八岐の大蛇を斬りて得給ひ、天照大神に奉り給ひしものにて、天村雲劔、又草薙劔といふ。寶鏡、神璽は、天照大神、天石屋戸に隠り坐し、時、伊斯許理度賣命、玉祖命の造り給ひしものなり。かくて皇孫彦火瓊杵尊、この國土に天降り給ふ時、天照大神、この三種の神器を授けて、天位の神璽と爲し給ひ、代々相傳へて、崇神天皇に至りし時、神璽と共に、殿を同ふし、牀を共にするは、神威を渡す恐れあり

と爲し、別に模造の神器を作りて、眞物は大和國笠縫邑に祭り給ひしが、後に伊勢の國五十鈴の川上に移し祀り給ひ、後また、寶鏡は皇大神宮の神魂代、寶劔は熱田神宮の神魂代となり、神璽と模造の鏡、劔とを以て、護身の寶器となし給へり。○いそのかみふるの社にます。此社は、大和國山邊郡布留村に在り。素戔鳴尊の八岐大蛇を斬り給ひし天羽々斬の劔とも、又神武天皇東征の日、武甕槌命の奉り給ひし師靈の劔を祀るともいへり。○また鏡三あり、一は日前におはします。日前神宮は、又日前國懸神宮ともいふ。紀伊國名草郡宮村に在り。古語拾遺に、彼の天岩屋戸にて、伊斯許理度賣命、御鏡を鑄り給ひしに、初に、造り給ひしもの、少しく意に合ひ給はず。これ紀伊國日前神なりと云へり。但この鏡三あり云々の説は、釋日本紀卷七に、大倭本紀の一書を引き、天皇武の始めて天降り給ひし時、共に護齊の鏡三面、子鈴一合を副へ給ふ。註に、一鏡は天照大神の御靈にして、天懸大神と名く。一鏡は、天照大神の前の御靈にして、國懸大神と名く。今紀伊國名草宮に、崇め敬ひて拜祭する太神なり。一鏡及び子鈴は、天皇の御食津神にして、朝夕の御食、夜の護、日の護に、齊奉る太神なり。今卷向穴師社の宮にましまして、拜祭する太神なりと見え。明文抄、また扶桑略記にも、同くこれを引き用ゐたる古傳説によりて、書けるものなり。○内侍所にこそおはしますめれ。内侍所とは、後世、宮中に齊祭る神鏡を、内侍をして、守護せしめ給ひしより起れる名にして、その威靈の畏むべきより、恐所、また賢所とも云へり。さて、こゝに云ふ内侍所は、上に引く大倭本紀に、一鏡及び子鈴は、天皇の御食津神にして、朝夕の御食、夜の護、日の護に齊奉る太神なりとある御鏡をさして云へるが如し。されば後に崇神天皇の御代

に、摸造せられたる神鏡を祭りて、内侍所と云ふものは、異なるものなり。○あきつしまとつけられしことは、この御時なり。神武天皇紀、三十一年の條に、天皇國內を巡幸して、大和の掖上エヒノ、嘸間フキマ、丘ツツに上りて、四方を望み、蜻蛉フキナガのとなめせるが如しと仰せられしより、始て秋津洲アキツシマの号ありと見ゆ。○事はるかにして。是等の事から、遙に上代の事なれば、詳に申し盡し難しとなり。

○釋迦佛涅槃に入り給ひて後云々。釋迦は、支那に能仁と譯す。印度四姓の一にして、刹帝利シャタヒリの姓なり。中印度迦毘羅衛國淨飯王ケイハンの太子にして、幼名を悉多シッタといふ。周の昭王二十四年に生れ、夙に世間生死の苦を厭ひ、十九歳にして、王城を出て、檀特山タントクに入り、阿羅々アラ、迦羅々カの二仙に從うて、道を修す。三十歳にして、佛道を成就し、釋迦牟尼佛と稱す。爾後五十年間、説法齊度の爲に力を盡し、八十歳にして入滅す。周の穆王五十三年に當るとぞ。○釋迦の出家、及び成道の年齢、他に二一、廿九歳出家、三十五歳成道と爲す。今涅槃は、翻譯名義集に、秦に無爲といひ、また滅度と名くといへり。一切の煩惱を滅し、生死の海を渡る義なり。されば、是れ悟りの名にして、死ぬることの名にはあらざれども、悟りたる人の身体の滅するに就て、涅槃に入るといふなり。○二百九十年にあたり侍し。彼の穆王の五十三年より數ふる時は、神武天皇即位の歳は、恰も二百九十年にあたり侍し。然れば我邦にてこそ、この時代は、非常に遠く隔りたる世の如く思へども、彼の天竺に比ふる時は、釋迦佛の入滅し給ひてより、二百九十年後に當る時なれば、漸く末の世たることを免れずとの意なり。但新撰年表によりて推算する時は、神武天皇の即位元年辛酉は、周の惠王十七年に當れば、穆王の五十三年より數へて、二百八十九年となりて、本書とは一年の差あり。

第二、綏靖天皇、卅三年九月崩、年八十四、十月葬大和國桃花鳥田岳陵

つぎのみかと綏靖天皇と申す。神武天皇の第三の御子也。御母事代主神の御むすめ五十鈴姫なり。神武天皇の御世、四十二年正月甲寅日、東宮に立給、御年十九、庚辰のこし正月八日己卯日位につき給、御年五十二、世をたもち給事、卅三年、あゝみかどうせ給て、諒闇の程、世の政を御あにのみこに申つけたまへりを、この御あにのみこの、おこゝたちを、うしなひたてまつらむと、はかり給へりを、このおとゝのみこ、心に給て、御はてなとすぎて、みかど、いまひとりの御あにのみこと、御心をあはせて、かのあにのみこを、いさせたてまつらせ給に、このあにのみこ、てをわなゝかして、えいたまはずなりぬ。

○綏靖天皇。御諱、神海カミノ名川耳尊ナカミミノミコと申す。○年八十四。古事記、四十五に作る。○桃花鳥田岳陵。大和國高市郡白樞村大字四條にあり。桃花鳥ツツトは、形、鷲に似たる鳥にて、つぎとも又とさともいふ。此物に由りて負へる地名なるべし。○第三の御子。書紀同じ。古事記に、同母兄日子八井耳命ヒコヤハ、神八井耳命二柱あり。また庶兄に、多藝志美々命タギシメメノミコ、岐須美々尊キスミメノミコの二柱見ゆれば、天皇は第五子に當ります。但し書紀及び本書は、皇后の生ませる御子達のみを數へしにもあるべし。○

杉本、小註、  
三十三、  
子見、  
御母、  
十餘、  
代主、  
世の、  
御の、  
耳命、  
命、  
えいたまはす、  
なりぬ、  
えいたまはす、  
りしかば、  
命、  
御、  
世、  
代、  
十、  
子、  
三、



五十鈴姫。古事記に伊須氣余理比賣と見ゆ。神武天皇紀に、庚申年秋八月癸丑朔戊辰、天皇當に正妃を立てんとす。改めて廣く華胄を求む。時に人有て奏して曰はく、事代主神、三島溝掘耳神の女王櫛媛にみあひまして、生める兒、號を媛踏躰五十鈴媛命と云ふ。是れ國色の秀たる者なりと、天皇大に悦びたまふ。九月壬午朔己巳、媛踏躰五十鈴媛命を納れて、正妃と爲し玉ふ。辛酉年春正月庚辰朔、天皇帝位に橿原宮に即き玉ふ。是歳を天皇元年と爲す。正妃を尊て、皇后と爲す。皇子神八井耳命、神淳名川耳尊を生むと見ゆ。○神武天皇御世云々、東宮に立ち給ふ。書紀に、四十有二年正月壬子朔甲寅、皇子神淳名川耳尊を立て、皇太子と爲し玉ふと見ゆ。○諒闇。亮陰とも書けり。尙書註疏に、王宅、憂亮陰三祀、傳に二陰默也、居憂信默、三年不言、また、塵添瘡囊抄に、國主の崩に限り、諒闇とも諒陰とも云也。諒陰をば、まことにもたすと讀也。諒に陰とは、天子は日々に萬民の訴を斷給ふべきを、一向に黙して聞食ざる故也と見えたる如く、諒闇は、天皇喪服中の特に重きものにして、其父母の爲に行はせ玉ふ大禮をいふ。後世或は皇祖父の爲に行ひ、或は御養父、御准母、皇兄、皇弟等の爲に行ひ、或は又後一條天皇の如きは、外祖父藤原道長公の爲に行はせ玉はんとせしことさへありけれども、要するに、其父母に對する禮を以て、之を遇し玉ふ也。さて其期限は、一葬十三日を以てすれども、萬機の暇なきにより、後には日を以て月に易へ、十三日を以て、その日限とし、その餘の月日は、心喪を服して、一葬の後に、大祓を行ふ。是を諒闇の終とす。○世の政を、御わにのみこに申つけ給へりしを。諒闇の間は、天皇、萬機の政を視給はざるが故に、庶兄手研耳命をして、代りて天下の政治を執り行はしめ給ひしにとなり。

○この弟の御子云々。弟の御子は、神淳名川耳尊にて、即ち綏靖天皇なり。下にみかどといふもかなじ。○みかどいまひとりの御わにのみこと。いま一人の御兄は、神八井耳命をいふ。○かんなはて。諒闇の終るをいふ。

みかどその弓をとりて、いころし給つ。このいすなりぬるあにのみこの、の給やう、われあになりこいへども、心よわくして、其身たへず。なんぢはあしきことろもちたるあにを、すでにうしなへり。すみやかに、位につき給べしと、申給志に、かたみに、位をゆづりて、たれもつき給はで、よとせすを給へり志かども、つひに、このみかど、あにの御すゝめにて、位につき給へりしなり。

○えいすなりぬる。射ることを、能うせず終りたる、といふことにて、えは得なり。是は神八井耳命をいふ。○の給。宣り給ふの畧なり。仰せらるゝといふに同じ。さて、書紀、綏靖天皇段に、天皇、孝心深く坐すが故に、深く先帝の崩御を哀みて、専ら御心を葬事に留め給ひしが故に、庶兄手研耳命をして、萬機の政を執らしむ。然に手研耳命、二弟を害して、自立せむとす。仍りて天皇、先帝の山陵の事畢りて、御兄の神八井耳命と謀りて、手研耳命の、片岳大窪の中に臥せるを、射殺さむとし給ふ。然るに、神八井耳命、其時に臨みて、手足れのゝさ愛ひて、矢を放つこと能はず。よりにて、天皇、神八井耳命の持てる弓矢を執りて、射給ふに、一の矢にて、何れを射、

ついに本手研給  
耳命を云々ニ  
作ル。イ本通給はり  
よとせすに  
イ本通給はり  
の御す位に  
此帝位に付  
給ひし也ニ作  
ハ、大率本ニ  
世テニ作ル。

二の矢にて背を射て殺し給へり。よりて、神八井耳命、大に耻ぢて、吾兄なりといへども、心弱くして、彼を射る事能はず。御身は、能く、彼の元惡を射殺し給へり、速に皇位につき給ふべし。吾は御身を輔翼けて、神祇に仕へ奉らむと仰せられしこと見えたり。○かたみに位をゆづりて云々。七十六年丙子の歲三月、神武天皇崩じ給ひ、庚辰の年正月、綏靖天皇即位し給へば、この間に三年餘の空位あるが如し。然れども、神渟名川耳尊は、已に先帝の四十二年に、皇太子に立ち給へば、皇位を嗣ぎ給ふべきは、いふ迄もなきことにして、今更らに神八井耳命の譲りを受け給ふべきにあらず。然るに、書紀にも、本書に云へるが如く、神八井耳命の譲りを受けて、始めて皇位に即き給ひしが如く云ふは、前後矛盾の嫌なきにあらず。これ古事記傳などにも、疑ひ置れたる處なり。今按ずるに、この空位は、この天皇の先帝の喪に服し、殊に葬事に心を留め給ひしより、その事の終るまで、位に即き給はざりしものにあらじか。さ思はるゝ由は、書紀に、神渟名川耳尊、孝性純にして深し、悲慕ふること已むことなし。特に心を哀葬の事に留め玉ふ、其庶兄手研耳命、行年已に長て、久く朝機を歴玉へり。故に亦事を委ねて親せしむと見ゆるは、誠に、この空位の間の事なるべしと、思はるればなり。

第三、安寧天皇、卅八年十二月崩、年五十七、明年八月葬、大和國御陰井上陵。

つぎのみかど、安寧天皇と申さ。綏靖天皇の御子、御母皇太后宮五十鈴依媛なり。綏靖天皇の御世、廿五年正月戊子日、東宮にたち給、御年十一、ちよみかどうせ給

小註、本に、  
治卅八年庚寅、  
十二月丁亥日、  
崩、御年五十七、  
葬、云々、二年、  
明

て、あくる年十一月廿一日を、位につき給ふ。御年廿、世をたもち給こと、三十八年也。

松本十二月ノ  
下。六日トア  
五十鈴依媛な  
リノ下、大系  
本、事代主神  
少女の也トア  
十月、イ本十

○安寧天皇。御諱、師木津彦玉手看尊と申す。○年五十七。古事記、四十九歳に作る。書紀、本書に同じ。然れども安寧天皇紀に、天皇、神渟名川耳天皇廿五年を以て、立ちて皇太子となり給ふ。年廿一とあるを推せば、即位の時年廿九、崩年は六十七歳に坐すべし。然るに卅八年條に、天皇崩時年五十八と云へるは、前後矛盾せり。本書、東宮に立ち給ふ時年十一、即位の時廿といふは、崩年五十七を逆算せしなり。後考をまつ。○御陰井上陵。古事記に、御陵在<sub>ニ</sub>畝火山之美富登<sub>ト</sub>見ゆ。今大和國高市郡白樫村大字吉田にあり。○皇太后宮云々。皇太后は、天皇の御母なり。令義解に、天子の母、后位に登りしものを、皇太后と爲し。妃位に居りしものを皇太妃と爲し。夫人の位に居りしものを、皇太夫人と爲すと見ゆ。但し上古は、天皇の御寢に侍するものは、悉く后と申し、その内の尤も尊き方御一人を、大后と申し、御母は、オホミオヤと云ひしが、漢土の制を移さるゝに及びて、當代の嫡妻を皇后といひ、御母を皇太后、御祖母を大皇太后と申すに至れり。○五十鈴依媛、綏靖天皇紀に、二年春正月、五十鈴依媛を立て、皇后と爲す。安寧天皇紀に、母は五十鈴依媛命と曰ふ。事代主神の少女也と、見ゆれども、綏靖天皇紀、一書に、磯城縣主の女、川派媛と云ひ、古事記綏靖天皇段に、師木縣主の祖、河俣屋賣を娶して、生みませる御子、師木津日子玉手見命と見ゆ。何れか宜しとや、後考を待つ。

小註、杉本、治世、四年八月、崩、年七十七、御三人、葬、云々、四人、葬、云々、第二の皇子、イ本、第三の皇子、イ本、第二の皇子、イ本、第一の皇子、イ本、淳名、底中、媛、下、鴨、イ本、女、事、代、申、作、ル、主、の、む、ま、ご、た、り、ニ、作、ル、

第四、懿德天皇、卅四年九月八日崩、年七十七、  
 つぎのみかと懿德天皇と申さ。安寧天皇の第三の皇子、御母皇后淳名底中媛を  
 り。安寧天皇の御世、十一年正月壬戌日、東宮に立給、御とし十六、辛卯年二月四  
 日壬子、位につかせ給、世をしらせ給事、三十四年なり。卅二年と申すにぞ、孔子  
 はうせたまひにけるご、うけたまはりし。  
 ●懿德天皇。御諱は、大日本彦相友尊と申す。○年七十七。古事記、四十五歳に作る。○磯沙  
 谿上陵。古事記に、御陵畝火山之真名子谷上に在りと見ゆ。今、大和國高市郡白根村大字池尻に  
 あり。○第三皇子。安寧天皇紀に、是より先き、皇后二皇子を生み給へり、第一を息石耳命、第  
 二を大日本彦相友天皇と見ゆれば、本書の第三皇子とあるは誤れり。イ本に、第二の皇子とある  
 に従ふべし。○三十二年と申すにぞ孔子はうせたまひにける。三十二年は、周の敬王、四十一年  
 に當る。孔子、名は丘、字は仲尼、其先は宋人なり。父は叔梁紇、母は顔氏、魯襄公二十二年十  
 一月庚子を以て、孔子を魯の昌平郷陬邑に生む。長じて周に適き、禮を老子に問ふ。既に反りて、  
 弟子益々進む。魯に仕へて大司寇に至り、相事を攝行す。後去て四方に周遊して志を得ず。退  
 て詩、書、禮、樂を刪正し、又力を周易、春秋に用ゐる。弟子三千、身六藝に通ずるもの七十二  
 人あり。魯の哀公十六年四月己丑卒す、年七十三、魯の城北六里泗水の南に葬る。今、孔林、若し  
 くば聖林と稱する地是なり。弟子皆心喪を服すること、三年にして去る。唯子貢は冢上に處する

小註、杉本、治世、三年八月、崩、年八十四、御三人、葬、云々、四人、葬、云々、第二の皇子、イ本、第三の皇子、イ本、第二の皇子、イ本、第一の皇子、イ本、淳名、底中、媛、下、鴨、イ本、女、事、代、申、作、ル、主、の、む、ま、ご、た、り、ニ、作、ル、

小註、杉本、治世、二年八月、崩、年七十二、御一人、葬、云々、二人、葬、云々、第三の皇子、イ本、第二の皇子、イ本、第一の皇子、イ本、淳名、底中、媛、下、鴨、イ本、女、事、代、申、作、ル、主、の、む、ま、ご、た、り、ニ、作、ル、

こと、凡そ六年なりしとぞ。委しくは史記世家に見えたり。

第五、孝昭天皇、

八十二年崩、年百十四、  
 葬大和國掖上博多山上陵

つぎのみかと孝昭天皇と申さ。懿德天皇の御子、御母皇太后宮天豐津媛也。懿德  
 天皇廿二年三月戊午日、東宮にたち給、御とし十八、丙寅歳正月九日、位につか給、  
 御とし三十一、世をたもたせ給事、八十三年なり。

●孝昭天皇。觀松彦香殖稻尊と申す。○年百十四。古事記、九十三歳に作る。○掖上博多山上  
 陵。南葛城郡八ヶ村組合の内三寶村に在り。○御年三十二。歴代皇紀、三十四に作る。されど、  
 懿德天皇廿二年、立太子の時、御年十八とする時は、本書のかた正しかるべし。崩年にもよくあ  
 へり。○天豐津媛命、紀に、息石耳命之女也と見ゆ。

第六、孝安天皇、

百二年崩、年百卅七、  
 葬大和國玉手岳上陵

つぎのみかと孝安天皇と申さ。孝昭天皇の第二皇子、御母世襲足姫なり。孝昭天  
 皇の御世、六十八年正月に、東宮にたちたまひき。御とし廿、己丑の年正月十三日  
 辛卯、位につか給、御とし三十六、世をたもたせ給事、百一年なり。

●孝安天皇。御諱、日本足彦國押人尊と申す。○年百卅七。古事記、百二十三歳とす。○玉手  
 岳上陵。南葛城郡掖上村大字玉手。○世襲足姫。紀に、尾張連遠祖、瀧津世襲之妹也と見ゆ。



百三十九年  
六十六年  
此御世  
二十九年  
し二作ル

十九歳にて太子に立ち給へば、松本、及び皇年代畧記、異本愚管抄等に、一百十六に作るに従ふべし。○輕劍池島上陵。高市郡白檀村大字石川にあり。○細媛。孝元天皇紀に、磯城縣主大目の女也と見ゆ。○ゆゝしき大雪の降りたりしこそ云々。ゆゝしきは、忌々しき義にて、非常なるといはんが如し。さて此天皇の時、夏六月大雪の降りし事は、後のものながら、神明鏡にも、此帝三十九年乙丑六月大雪降し也と見えたり。蓋し紀、記、其他の確なる書には見えず。

第九、開化天皇、六十年崩、年百十五、葬大和國春日川阪上陵、

つぎのみかと開化天皇と申さ。孝元天皇の第二の御子、御母皇太后宮鬱色謎命なり。孝元天皇の御世、廿二年正月に、東宮にたち給、御とし十六、癸未のとし十一月十二日に、位につき給、御年五十一、世をまり給事六十年。此御よの程こそおほね侍、南天竺に龍猛菩薩と中僧いますなりと、うけたまはりし。眞言をはじめてひろめ給し事は、此菩薩なり。又祇園精舎は、ふたゝびまでやけしを、旃迦王のつくりたまへりけるを、百年と申しに、ぬす人やきはべりにけり。いつこもく、心うきは人の心なり。そののち十三年ありて、六師迦王、又つくりたまへるころうけたまはりしは、此御時、位につかせ給て、十年など申しほとこそおほえ侍る。

小註、杉本、四月九日崩、御年百十一、葬大和國春日川阪上陵、鬱色謎命、龍猛菩薩の妹也、龍猛菩薩、南天竺にありし中僧也、眞言を弘め給ふと見えたり、又、續々

此後以下杉本  
世の十年にあ  
るたる程に  
トアリ

小註、杉本、六十八年崩、御年百十九、葬大和國山邊道上陵、崇神天皇、御母皇太后伊香色謎命、開化天皇廿八年、東宮に立給ふ、御とし十九、甲申のとし正月十三日、位につき給ふ、御とし五十一、世をまり給事六十八年なり、六年に申しに、齋宮は、はじめてたち

○開化天皇。 稚日本根子彦大日尊と申す。 ○年百十五。古事記に、六十三歳と記す。皇年代畧記に、百十一とあるに従ふべし。即先帝廿二年、十六歳にて太子に立ち給ひ、即位の年五十一歳とあれば、崩御の歳は、正しく百十一なり。杉本松本是なり。○春日率川坂上陵。書紀に、坂上を坂本に作る。今大和國添上郡奈良市油坂地方町といふ處にあり。○鬱色謎命。孝元天皇記○以下記といふは、古事記を指す也。に、穗積臣等が祖、内色許男命の妹、内色許賣命を娶して、大毘古命、少名日子建猪心命、若倭根日子大毘々命を生ますと見ゆ。○南天竺に龍猛菩薩云々。天竺を、東西南北中の五部に分つこと、委く西域記に見えたり。龍猛は、翻譯名義集卷一に、西域記に那伽刺那、此には龍猛といふ。舊譯に龍樹といふは訛なりと見ゆ。さてこの龍猛は、弘法大師の付法傳卷上に、釋迦如來掩化の後、八百年にして一大士あり、那迦刺那菩提薩埵といふ。南天竺に生れて、印度全土を教化す。遂に南天竺の鐵塔中に入りて、親く金剛薩埵に灌頂を授けられ、この秘密最上曼荼羅教を誦して、人間に流傳すと見ゆ。眞言宗七祖中の第三なり。菩薩は菩提薩埵の略稱にして、佛果を求めて、修行する人をいふ。○六師迦王。上文、孝靈天皇條にいへり。

第十、崇神天皇、六十八年崩、年百十九、葬大和國山邊道上陵、

次のみかと崇神天皇と申さ。開化天皇第二の御子、御母皇太后伊香色謎命、開化天皇廿八年、東宮に立給ふ、御とし十九、甲申のとし正月十三日、位につき給ふ、御とし五十一、世をまり給事六十八年なり。六年に申しに、齋宮は、はじめてたち





なふさはし  
下イ本、若く  
して色れさる  
たすニ作ル。

このかみの云  
々、イ本のこ  
の、かみのま  
は、の、まは  
又、の、まは  
又、の、まは  
又、の、まは

は、世中を御心にまかせたてまつるべし。みかどをうしなひたてまつりたまへ」とて、つるぎをとりて、まさきにたてまつり給ひつ。后あさましく、おそろしくおほせど、かくいひかけられなごころ、のがるべきかたもなくて、つねに御そのうあにつるぎをかくして、ひまをうかすひ給に、あくるとしの十月に、みかど、まさきの御ひさをまくらにして、ひる御このをもちたりしに、后、この事たゞいまにこそとおほしよに、おのづから涙くだりて、みかどの御かほにかよりしかば、みかどはおどろき給て、のたまふやう、「われ今、夢に、にしきの色のこくちは、わがくびをまつふと見たり。又おほきなる雨、后のかたよりふりきて、わがかほにそそぐと見つ、いかなることにか」と、おほせられしに、后はかくしはてたまはで、ふるひ、をぢおそれ給て、涙にむせひて、ありのまゝの事を申給を、みかどまこしめして、「この事、后の御とがにあらざ」と、おほせられながら、このかみの王、又后をも、ともにうしなはせ給にき。ゆゑしく、あさましかりし事に侍き。

○后のこのかみ。このかみは、子上といふことにて、子等の中の、首めの一人をいふ稱なりしが、

開化天皇  
沙本昆古王  
真那本古王  
沙本昆古王  
崇神天皇  
垂仁天皇

後には、弟に對して、すべての兄をいふ稱となれり。后は佐穂姫を申し、兄は佐穂彦をいふ。古事記開化天皇段に、天皇又春日建國勝戸賣が女、沙本之大開見戸賣に娶ひて、沙本昆古王、次に真那本王、次に沙本昆賣命、亦の名は佐波連比賣を生みませり。この沙本昆賣命は、伊久米天皇。○垂仁の後と爲りませりといふ。されば、皇后佐穂姫は、垂仁天皇には、叔母に當りませり。○よきひまを伺ひて。よき間合を見てといふに同じ。○をふと。をひとの轉語。和名抄に夫、平布度とあり。即男人の義にて、婦より其夫を指す詞なり。○たれをか心ざしふかく云々。兄と夫と、いづれを、深く心に入れて、侍むべきものに思ひ給ふかとなり。○后なにともおほさで云々。后は何の心もなく、兄をこそ夫よりは、志ふかく、侍み思ふと答へ給ふなり。○我色おどろへす云々。妻として、夫の侍むべきは、わが容色の衰へざる間の事にて、年老い、容色衰へては、再び願われずとなり。○形よくわれもくと云々。世の中には、容顏人に優れて、后の位を、われくと、競ひ望むもの多しとなり。○我位につきなば。佐穂彦は、開化天皇御子にして、皇族なれば、皇位に上らむとする志を起せるなり。○この世にはせん程は。皇后の此世に存在して、御座する間はなり。○世の中を云々。何事も心の儘に任せ奉らむとなり。○あさましく。わぎれて、興を冷ます心。○のがるべきかたもなくて。かくいひ懸けられては、逃るべき道もなくて。○みかど、まさきの御ひさをまくらにして云々。書紀に、五年冬十月己卯朔、天皇來目市に幸して、高宮に坐す時、皇后の膝を枕として、晝寝し給ふと見ゆる時の事なり。どのごもりは殿統にて、眠り給ふには、戸を閉ぢて、殿内に籠り給ふが故に、御寝の事を、ミトノゴモリとも、オホトノゴモ







下の給て、杉本に、その給ひ野美、人の宿禰を申、かたニ作ル人、これをよるこ、開びて、杉本、はち召れ、ア、ナ

たはれることなれども、われ此ことを見きくに、かなしき事かぎりなし。いまよ  
りは、この事ながくとむべし」この給て、そのうち土師の氏の人、土にて人がた、  
けたものゝかたなどをつくりてなむ、人のかはりに、塚にこめ侍し。おはやけ、こ  
れをよろこびて、土師といふ姓をたまはせしなり。この比大江に申姓は、その土  
師の氏のすゑなるべし。

○みかたの御をとうとのみこ。倭彦命を申す。○その程の世のならひ。その頃の世間の習慣に  
てなり。○ちかくつかうまつる人々。近侍の臣をいふ。○しぬるにしたがふ。殉死をいふ。  
○土師。正しくは、ハニシと訓むべし。ハニは土の古言。シは爲の意、後世の研師、硯師などい  
ふ師に同じ。野見の宿禰、土器を作りて、殉死に代へたるより、賜りたる姓にて、後世常に凶禮  
を掌る部属となれり。○おはやけ。朝庭。○土師といふ姓をたまはせしなり。垂仁天皇紀に、  
廿八年冬十月、天皇の母弟倭彦命薨す。十一月倭彦命を、身狭桃花鳥坂に葬る。是に於て、近習の  
臣を、生ながら、陵の周りに埋め立つるに、數日の間死なす。晝夜泣き悲みて、遂に爛れ死すれ  
ば、犬鳥の類、集り嘯む。天皇此泣吟の聲を聞き召して、甚く悲み玉ひ、群卿に詔し給はく、生  
を愛するは人の情なり。然るに、死者に殉はしむるは、傷さわさなり。古の風俗なりと雖も、今  
より永く止めよと見え、同じき三十二年、皇后日葉酢媛崩じて、葬り奉らむと爲し、時、天皇群卿

に詔して、殉死の不良の習ひなること、前に知る處なり。こたびの葬には、奈何すべきかと議り  
給ひしに、野見の宿禰、出雲國の土部一百人を召して、埴土を以て、人馬及種々の物の形を作りて、  
是をもて生たる人に代へて、陵墓に樹てむことを乞ふ。天皇大に喜び給ひ、立て、永制となし、そ  
の土物を埴輪、または立物といふ。天皇厚く野見の宿禰の功を賞し、鍛地を賜ひ、土部の職に任  
じ給ふ。因て本姓を改めて、土部臣と賜ふ。土部連等が、天皇の喪を主ること、この縁に由る。  
謂ゆる、野見宿禰は、土部連等の始祖なりと見ゆ。○この比大江と申姓は云々。土師宿禰は、續  
日本紀廿六に、土師宿禰古人、同き道長十五人言す。土師の先は、天穗日命より出づ。その十四  
世の孫、名を野見宿禰と云ふ。望み請ふ居地の名によりて、土師を改めて、菅原の姓と爲さむと、  
勅してこれを許す。又同書卅七に、土師宿禰安人等言す云々、望み請ふ土師の字を改めて、秋篠  
と爲さむと、詔して之を許す。又同書四十の卷に、詔して曰はく、云々、朕か外祖母土師宿禰、  
その土師氏を改めて大枝朝臣と爲す。また菅原の眞仲、土師の菅磨等、同しく大枝朝臣と爲す。  
また勅して、土師の宿禰の諸士等に、姓を大枝朝臣と賜ふ。その土師氏、總て四腹あり。中宮の  
母家は、毛受腹なり。故に毛受腹には、大枝朝臣を賜ひ、自餘の三腹は、或は秋篠朝臣に従ひ、或  
は菅原の朝臣に屬すと見え、また三代實錄十三に、大枝朝臣音人、大枝朝臣氏雄等、表を上りて曰  
く、云々、以三大枝一爲姓云々、望み請ふ、稱謂を改めて、枝の字を以て、江と爲さむ云々、詔して  
之を許すと見ゆ。即ち菅原、大江、秋篠の三氏は、同系にして本姓土師なり。然るに大江氏系圖  
に、平城天皇の皇子阿保親王より出づと爲すは、頗る怪むべきことなり。案するに、公卿補任に、

大枝音人は、平城天皇の曾孫、阿保親王の孫、大枝本主の男、母は中臣氏、阿保親王侍女とあるに據れば、或はこの中臣氏、阿保親王の寵を受けて、孕みたる後、本主に嫁して生れたる子、即ち音人なるが故に、後に系譜を作りし際、阿保親王に系けたるものなるべし。この事夙く、大日本史大江音人の傳にも疑ひ置けり。

八十二年、このほどごぞうけたまはりし、祇園精舎は、あれはてよ、人もなく、九十年ばかりすぎて、初利天皇の第二の御子をくたして、人王となして、又つくりみがよるとうけ給はりき。佛などのおはしましよにもまさりて、めでたくぞつくられにける。九十三年と申しにぞ、後漢の明帝の御夢に、こがねの人きたると御覽じて、そのあくるとし、天笠よりはじめて、佛法もろこしへつたはりにし。

○初利天皇の第二の御子云々。天皇は、普通によりて、書るものなるべれど、正くは天王と書くべし。感通記に、九十年を経て、荒人物無し。初利天王、第二子をして、下りて人王と爲らしむ。又舊地に依りて、祇洹寺を造る。莊飾嚴好なること、佛の在時に過ぐと見えたり。詳しくは、孝靈天皇條にいへり。さて初利天王は、初利天の主にして、即ち帝釋なり。自ら喜見城に居て、他の三十二天を統領す。帝釋は、委しくは、釋迦提桓因陀羅といふ。釋迦は、能の義、提桓は天の義、因

人、初利天皇の御夢に、こがねの人きたると御覽じて、そのあくるとし、天笠よりはじめて、佛法もろこしへつたはりにし。○初利天皇の第二の御子云々。天皇は、普通によりて、書るものなるべれど、正くは天王と書くべし。感通記に、九十年を経て、荒人物無し。初利天王、第二子をして、下りて人王と爲らしむ。又舊地に依りて、祇洹寺を造る。莊飾嚴好なること、佛の在時に過ぐと見えたり。詳しくは、孝靈天皇條にいへり。さて初利天王は、初利天の主にして、即ち帝釋なり。自ら喜見城に居て、他の三十二天を統領す。帝釋は、委しくは、釋迦提桓因陀羅といふ。釋迦は、能の義、提桓は天の義、因

陀羅は帝の義、即ち能天帝なり。さるを因陀羅の漢譯、帝の字を取り、之に釋迦の頭字を添へて、常に帝釋といふなりとぞ。○後漢の明帝の御夢に云々。後漢書に云ふ、永平七年明帝夢に金人の丈六なるものを見る、項に日光を佩び、殿庭に飛行す。明くる朝、帝群臣に何物なるかを尋ね給へども、能く對ふるものなし。時に太子傅毅進みて申さく。臣聞く周の昭王の時、西方に聖人出づ。その名を佛と云ふと。帝乃ち中郎將蔡愔、秦景、博士王遵等十八人を遣し、西域に使して、佛道を求めしむ。同十年蔡愔等、中天竺大明氏に於て、迦葉、摩騰、竺法蘭に遇ひ、佛像と梵本の經六十萬言を得、白馬に載せて雒陽に達す。竺法蘭、沙門の服を着けて帝に謁す。同十一年雒陽城外に、白馬寺を立つ、摩騰始て四十二章經を譯し、梵本を蘭臺の石室に藏し、佛像を西陽門、及び顯節陵上に圖すと見え、昔よりこの明帝の時を以て、佛教の支那に流傳したる始めとなせり。然れども佛祖統記には、周昭王の頃より、已に佛教あることを知り、佛像の傳來もありと云へり。

第十二、景行天皇。六十一年崩、年百四十三。次のみかど、景行天皇と申しき。垂仁天皇の第三の御子、御母皇后日葉酢媛命也。垂仁天皇の御世、卅年正月、東宮に立ち給ふ、御とし廿一、ちよみかど、ふたりの御子に申給ふ、おのゝ心は何をかむと思ふとのたまふに、あにのみこは、  
「我れは弓矢なんほしく侍」と申給。をとよのみこ、われは皇位をなむねんと思ふ」と申給、この事にたがひて、このかみの御子には、弓矢をたてまつり、おとよの

小註、本紀、景行天皇、御母皇后日葉酢媛命也、垂仁天皇の御世、卅年正月、東宮に立ち給ふ、御とし廿一、ちよみかど、ふたりの御子に申給ふ、おのゝ心は何をかむと思ふとのたまふに、あにのみこは、  
「我れは弓矢なんほしく侍」と申給。をとよのみこ、われは皇位をなむねんと思ふ」と申給、この事にたがひて、このかみの御子には、弓矢をたてまつり、おとよの

彦命、大足彦命トアリ。

御子をば、東宮にたて、たてまつり給へりしなり。辛未のとし七月十一日、位につき給ふ。御とし八十四、世をたもち給事、六十年なり。

○景行天皇。大足彦忍代別尊と申す。先帝第三子。○年百四十三。書紀、舊事記、並に一百六歳に作る。然れども垂仁天皇紀三十七年條に、立て、太子となす、時に年廿一と見ゆれば、前後矛盾せり。本書はこの廿一年を推算して、崩年を定めたるものなり。古事記に壹百參拾染歳に作る。○山邊道上陵。今磯城郡柳本村大字澁谷に在り。○日葉酢媛。上に出づ。○卅年正月云々。書紀に據るに、卅七年の誤なり。○ちみかどふたりの御子に申給やう云々。垂仁天皇三十年正月、天皇長子五十瓊敷命、及び次子大足彦尊を召し宣り給はく、汝等かのく願はしからむ事を申すべしと、兄王の奏し給はく、弓矢を得む。弟王の奏し給はく、皇位を得むと思ふ、と申し給ふ。天皇即ち弓矢を五十瓊敷命に賜ひ、大足彦尊に、汝は必ず朕が位を繼げと仰せ、三十七年春正月、大足彦尊を立て、皇太子と爲すと、書紀に見えたり。されば立太子と、事の起りとは、年月を隔てたり。本書に同時とするは誤れり。○御年八十四。愚管抄、四十四に、皇代記、六十四に、皇代記、廿四に作る。本書は立太子の時、廿一歳といへるを推算せしこと、上に云へるが如し。

此御世十年と申し比、あふみの湖水に、竹生嶋出現せり。同四十年、東の夷ども、みかどのみここのりを背く事ありしかば、すなはち日本武尊をさしつかはして、ひすともをば平け給ひにき。

○竹生島云々。この一段は、杉本によりて補ふ。諸本になし。さて帝王編年記卷十、元正天皇養老七年條に、古老の傳を載せて曰く、近江國伊香郡與胡郷伊香小江云々、霜速比古命の男、多々美比古命、是を夷服岳神といふ。女須佐志比女命、是は夷服岳神の姉、久惠峯に在り。次に淺井比咩命、是は夷服岳神の姪、淺井岳に在り。是に夷服の岳、淺井の岳と、其長高きことを争ひて、淺井岳一夜の程に高を増せり。夷服岳怒りて、刀を抜て淺井比賣の頭を殺て、江中に墮けるが、即ちて江の島と成りき。今竹生島と名づくるは、其頭ならんかといへり。此事を誤り傳へたるにや。○東の夷ども、帝の御ことこのりを背く事ありしかば云々。景行天皇四十年夏六月、東國の夷叛く。秋七月、天皇群臣を會して、誰人を遣して、東夷を平げむかを尋ね給ふ。日本武尊、臣先に熊襲を討ちて、勞りいまだ休まず。今度は、大碓命、宜くその任に當るべしと申し給ふ。大碓命、大に愕きて、逃げて草中に隠る。日本武尊、慨然として、東夷征討の任に當らむ事を願ひ給ふ。天皇斧鉞を執りて、授けて詔り給はく、東夷、強暴にして、凌ぎ侵すことを事となす。中にも蝦夷尤も強く、山を登ること飛禽の如く、草を行くこと走獸の如し。恩を受けては必ず忘れ、怨を見れば必ず報ゆ。汝の人となりを見るに、身體長大、容姿端正、力能く鼎を上ぐ。東夷を征服せむこと疑ひなし。形は我子なりといへども、實は神人なり。天神、朕が不明にして、且國內の平ならざるを感み、卿をして、天業を經綸し、宗廟を絶ざらしむるなり。此天下は、即ち汝が天下なり。この位は、汝か位なり。願くば、遠く謀り、深く慮りて、恩威並び行ひて、暴夷を征服せよと、吉備武彦、大伴武日連をして、從ひ行かしむ。冬十月、尊、征討の道に上り、道を枉げて、伊勢



樂み遊びて、藝術おろそかなり。もし狂人ありて、非望の事を謀らば、恐るべき事なりと思ひて、宮門にありて、非常を守ると申し給ひしかば、天皇御威ありて、益龍を垂れ給ふと見えたり。○武内云々。武内宿禰なり。タケウチノスクネと訓ひべし。うまごは、孫なり、況く子孫をさしていへり。武内は孝元天皇の皇子彦太忍信命、その子、屋主忍男武雄心命の子なり。○代々のみかぎの、御うしろみとして云々。うしろみは、後見の義、即ち補弼の臣をいふ。武内宿禰、この豊明の節會の日に、棟梁之臣となり、成務天皇三年に、大臣となり、仲哀天皇、神功皇后攝政の御世、應神天皇を経て、仁徳天皇に至るまで、前後六朝に仕へたり。但その年壽は、本書仁徳天皇條には二百八十といひ、公卿補任同帝條には、二百九十五といひ、或は二百五十五とも、二百八十二とも、三百十二とも、三百六十ともいひ、愚管抄には二百八十餘ともいひて、定かならざるが上に、薨去の處さへ明ならざるは、いと不審の事なり。なほ委しくは帝王編年記、武内傳に載せたる因幡風土記等にも見えれば併せ見るべし。○やはたの御かたはらに云々。八幡は、男山八幡宮をいふ。今官幣大社にして、山城國綴喜郡男山にあり。攝社高良明神は、武内宿禰を祭る。○近江の穴穂宮。景行紀に、五十八年春二月近江國に幸まして、志賀に三歳ましくさ。是を高穴穂宮といふと見ゆ。今も滋賀郡に穴太村あり。○熊野の新宮。本宮の事は、崇神天皇條に見えたり。帝王編年記には、二十年庚寅の年に作る。皇年代客記は、本書に同じ。

第十二、成務天皇、六十一年崩、年百九、葬大和國狹城盾列池後陵

小註、杉本、治字アリ、イ本、

六十一年辛未六月ノ下、十一日崩、御年百七、八月、御葬大和國狹城盾列池後陵、御年三十四。

御年百七、八月、御葬大和國狹城盾列池後陵、御年三十四。

次のみかど成務天皇と申き。景行天皇第四の御子、御母皇后八坂入姫命、八坂入彦皇子のむすめなり。景行天皇の御世五十一年八月壬子、東宮に立給、辛未のとし正月五日戊子、位につき給、御とし四十九、世をたもち給事、六十一年なり。御かたちことにくぐれ、御たけ一丈どおはしましける。武内この御時、三年と申しにぞ、大臣になり給へりし。大臣と申す事は、これよりはじまれり。もとは棟梁の臣と申き。これもちたゞ大臣おなじことなり。つかさの名をかへ給へりとはかりなり。此みかど御子おはせざりしぞくちをしくは侍し。さて御をひのみこそ位にはつき給へりし。

○成務天皇。稚足彦尊と申す。○年百九。紀に一百七歳、記に九十五歳、一代要記に、一百八歳と見ゆ。されど景行天皇の即位前紀に四十六年立太子の時、廿四と見ゆるを推せば、九十八歳にて、崩御し給へるが如し。蓋し景行天皇紀には、五十一年に立太子ともありて定かならず。後考をまつ。○六十一年崩。辛未の年に即位、庚午年に崩御なれば、六十年に作るべし。○狹城盾列池後陵。池後の二字、書紀になし。延喜式によれるにや。今大和國生駒郡平城村大字山陵にあり。○八坂入姫命。八坂彦命の女。○御年四十九。辛未即位の年四十九才に座さば、庚午崩

十二代 景行天皇  
 十三代 日本武尊  
 十四代 仲哀天皇  
 十五代 成務天皇

小註、杉本、  
 治云々、  
 御年五十二、  
 葬河内國惠我  
 長野西陵、  
 前氣比明神是  
 也、  
 御母ノ下、  
 本兩道入姫也

御の年は、百八歳なり。さればこの御年にも違算あり。○御かたちことに勝れ云々。本書の外に、此事見えす。○大臣。オホオミと訓ひ。後世の大臣と聊か異りて、臣姓の人々を統べて、朝廷に仕へ奉る人の號にて、大連の連姓の人々を統べて、仕へ奉ると同じ。大臣の官は、孝徳天皇の御世、左右大臣を定められたるに始れり。但大臣の名の見ゆるは、これを初めとす。○棟梁の臣。書紀に、ムネトルマチギミとよめり。群下を統べ率ゐる臣の義にて、定りたる官名にあらず。又股肱の臣の意にもいふべし。されば下文に、つかさの名をかへ給へりしばかりなりといへるは、語弊あるを免れず。○御をひのみこぞ云々。日本武尊の御子、足仲彦尊、即ち仲哀天皇を申す。神武天皇以來、父帝崩じて、御子位を継ぎ給ふ、故に父子相繼ぐ世と、皇位繼承の代と異なることなし。この天皇、御子坐さず、御兄日本武尊の御子に、位をゆづり給ひしより、世と代と異なることとなりて、神皇正統記、仲哀天皇の條に、大祖神武より第十二代景行までは、代々のまゝに繼体し給ふ。日本武尊世を早くし給ふ、この天皇を太子として、ゆづりましより、代どかはれる始なりと云へり。

第十四、仲哀天皇、九年崩、年五十二、葬河内國惠我長野西陵、

つぎのみかと仲哀天皇と申す。景行天皇の御子に、日本武尊と申し第二の御子におはします。御母は垂仁天皇の御むすめなり。成務天皇二十八年二月に、東宮に立ち給ふ。壬申のとし正月十一日に位につき給、御年四十四、世をたもち給こと

九年、つくしにてうせ給にしかば、武内御骨をばとりて、京へかへり給へりしなり。

○仲哀天皇。足仲彦尊。○年五十二。本書、及愚管抄、皇代記、皇年代略記、即位の時四十四といふ。在位九年とすれば、崩御の時五十二歳となり給ふなり。○古事記一代然れども、書紀に成務天皇四十八年、太子となり給ふ時に、三十一歳と見え、舊事記も是に同じければ、崩御の時、五十一歳に坐すが如し。帝王編年記には、七十二歳ともあり。後考を待つ。○惠我長野西陵。南河内郡藤井寺村大字岡にあり。○御母。兩道入姫。○成務天皇二十八年。上文に引ける書紀に據れば、四十八年の誤なり。○つくしにてうせ給ひにしかば云々。こゝに京といふは、穴門の豊浦宮にて、みやこは何處にても、帝の坐す處をいふ。書紀に、二年二月角鹿に幸まして、行宮を立て、居ます。これを筭飯宮といふ。三月、天皇、南方の國々を巡狩せむとして、皇后及び百官を行宮に留め、二三の侍臣と共に、紀伊國に至りて、徳勒津宮に坐す。この時、熊襲叛きて朝貢せず。天皇行宮を發し、海路穴門門國に幸まし、使を角鹿に遣はして、皇后に此處に會せしめ、九月、宮を穴門に興して居ます。これを穴門豊浦宮といふ。○長門國八年正月、筑紫に幸し、檀日宮。○筑前國に坐す。九月群臣に詔して、熊襲を討つことを議らしめ給ふ。時に神ありて、皇后に託りて教へ給はく、熊襲の服せざるは憂ふるに足らず。これ禰之空國地不毛のなり、兵を擧げて討つに足らず。西方に寶の國あり、金銀多し。これを新羅國と云ふ。若し能く吾を祭らば、



及に血ぬらずして、自ら従はむ。熊襲もまた、自ら従ふべしと。天皇聞し召して、高き山に登りて、海中を見せしめ給ふに、海上廣く遙かにして、國あるを見ず。天皇神に對ひて、朕四方を望むに、海上に國なし。何の神か我を詐くと、仰して、諾さ給はず。時に神また皇后に託りて、水天髣髴の間に、確に我見る國を、何ぞ國なしと云ひて、吾言を誹り給ふぞ。天皇我が言を信じ給はずば、その國を得給ふことなるべし。今皇后貽みませり。その御子得給ふべしとありしが、天皇遂に信じ給はず。強ひて熊襲を撃ちて、勝たずして歸り給ふ。九年春二月癸卯朔丁未、天皇忽ち病みて、明日崩じ給ふ。時に年五十二、或は、天皇親ら熊襲を伐ちて、賊矢に中りて、崩じ給ふとも云へり。爰に於て、皇后及び、武内宿禰、天皇の喪を秘して知らしめず。武内宿禰に命じて、竊に天皇の御屍を奉じて、穴門に還り、豊浦宮に殮せしむと見ゆ。

第十五、神功皇后、

六十九年崩、年百、葬大和國狹城盾列池上陵、

つぎのみかと神功皇后と申さ。開化天皇の御ひる也、仲哀天皇の后にておはせしなり。御母は葛木高額姫、辛巳のとし十月二日位につき給ひま。女帝は、この御時はじまりしなり。世をたもち給事六十九年、御心はへめぞたく、御かたち世にすぐれ給へりま。はじめ仲哀天皇の御時、八年と申しに、つくしにて、神、この皇后につき給て、教の給はく「さまざま」のたから多かる國あり、新羅といふ。ゆまむ

小註、形本、  
治云々、  
丑四月十七日癸未、  
御母、  
御父氣、  
長宿禰、  
給ひきの下、  
二、  
天皇、  
おはせし時、  
のづから、

かひ給はゞ、おのづからゑたがひなん」と、のたまひま。あかるに、その事なくてやみにま。

イ本、  
下、  
故に、  
天、  
アヘリ、

○神功皇后。息長足姫尊と申す。開化天皇の曾孫。息長宿禰の御女なり。さてこの皇后は、仲哀天皇崩御の後、數十年の久き、萬機の政をとりしのみならず、遠く三韓を征服し給ひしが故に、後世淡海の御船が、勅を奉して御代々の諡號を定めしにも、神功と追諡あり、その他の稱號、山陵等、皆正統の天子に同じ。故に朝廷の御系圖を始め、皇胤紹運録の類、又は扶桑略記、本書、神皇正統記など、みな御世代に數へ奉り、攝津國風土記には、天皇とさへ申せり。されども、古事記は、仲哀天皇崩御の後は、直に應神天皇の御世となし、書紀は、別に皇后の世紀を立てたれども、攝政元年として、天子親政と區別せり。故に古來御一代に數ふると、數へざるにつき、種々の異説あり。本書は、扶桑略記、皇年代略記等に據りて、御一代に數へたるなり。いまたその當否を論せむは、要なきに似たれど、試に云はゞ、古事記に、この皇后の世紀を立てざると、書紀に、世紀は立てつれど、天子親政と區別したると、またその御諡も、神功皇后とありて、天皇と申さるるなどによれば、御一代に數へざるを宜しかるべき。○狹城盾列池上陵。成務天皇陵と同所にありて、北は神功皇后、南は成務天皇の陵なるを、世人の混同せしことある由、續日本後紀、承和十年四月條に見えたり。○ひみこ。ひ、この音便にて、曾孫なり。○葛木高額媛。新羅の人、天日矛が孫、多遲摩比多訶の女。○女帝はこの時はじまりしなり。女帝といふことの非なるよしは、上に辨せるが如し。○神この皇后につき給ひて。つぎとは、書紀に、神託、古事記に、歸神

と書けると同じ心にて、神の人に就きて、託宣し給ふをいふ。○さまたのたから多かる國。仲哀天皇紀に、金銀彩色、多在<sup>コガネシロガネカラシキイロ</sup>其國<sup>コノクニ</sup>。栲衾<sup>コウシヤク</sup>新羅國焉<sup>シラヤク</sup>。顯宗紀に、金銀蕃國、武烈紀に銀鄉など見ゆ。即ち新羅國をいふ。○新羅。シラヤと訓じ。新羅、また新盧、また新盧、新良ともかけり。古の三韓、今の朝鮮國の一部分にして、後漢書東夷傳に、韓有三種、一曰馬韓、二曰辰韓、三曰辨辰<sup>魏志辨韓</sup>と見ゆ。新羅はその辰韓の一部にして、今の江原道、及慶尙道の一部に據りて、一國を爲したるなり。○ゆき向ひ給は。彼の國へ、行き向ひて、征伐する時は、直に降服せむとなり。

皇后いまのたまはく、みかど、神のをしへにしたがひ給はで、世をたもち給事久しからずなりぬ。いと悲しきことなり。いづれの神の崇りをなし給へるぞと、七日祈り給ひしかば、神託宣しての給はく、「いせの國いすゞの宮に侍神なり」と、あらはれ給しによりて、皇后、浦に出でさせ給ひて、みぐしを海にうちいれさせ給て、「此事かなふべきならば、わがかみ、わかれて二つになれ」と、の給に、二つになりにき。すなはちみづからにゆひ給ひて、臣下にのたまはく、「いくさをおこす事は、國の大事なり。いま此事を思ひたつ、ひとへになんたちにまかす。我れ女の身にして、男のすがたをかりて、いくさをおこす。うへには神のめぐみをかうぶり、

皇后いまのたまはく、みかど、神のをしへにしたがひ給はで、世をたもち給事久しからずなりぬ。いと悲しきことなり。いづれの神の崇りをなし給へるぞと、七日祈り給ひしかば、神託宣しての給はく、「いせの國いすゞの宮に侍神なり」と、あらはれ給しによりて、皇后、浦に出でさせ給ひて、みぐしを海にうちいれさせ給て、「此事かなふべきならば、わがかみ、わかれて二つになれ」と、の給に、二つになりにき。すなはちみづからにゆひ給ひて、臣下にのたまはく、「いくさをおこす事は、國の大事なり。いま此事を思ひたつ、ひとへになんたちにまかす。我れ女の身にして、男のすがたをかりて、いくさをおこす。うへには神のめぐみをかうぶり、

したには、なんたちのたすけをたのむ」とて、まつらといふ河におはして、祈りての給はく、「もし西國をうべきならば、つりにかならずうををえむ」とて、つり志給しに、あゆをつりあげ給にき。その後、諸國にみことのりして、船をめし、つは物をあつめて、海を渡り給はんとて、まづ人をいたして、國のありなしを見せさせ給ふに、見えぬよしを申す。又人をつかはして、見せしめ給に、日數多くつもりて、歸り参りて、「いぬるのかたに山あり。くもかよりて、かすがに見え侍」と、申しかば、皇后、やがて、その國へむかひ給はんとて、石をとりて、御こしにさしはさみ給て、「事終はりてかへらむ日、このくによして、うみたてまつらんと、いのりちかひ給にき。このほど、やはたをはらみたてまつらせおはしましたりしなり。仲哀天皇うせさせおはしますことは二月なり。此事は十月なれば、たゞならずおはしますとも、みかどはしらせ給はぬほどにもや侍けん。

○たより。神の崇を受けて、災を受くるをいふ。○託宣。神の御つげをいふ。○うらに出させ給ひて。浦は海邊なり。書紀によると、筑前の樞日の浦なり。○いすゞの宮。諸本、すゞかの宮に作る。今改む。その由欄外に云へり。即ち伊勢の五十鈴宮に坐す天照皇大神宮なり。あら



て、すゝみてしたがひたてまつりぬ。

○たゞいりにいりくる。たゞは專一の心、ひた押しに押すなといふ、ひたに同じ。その事がらを、強く聞かすための詞なり。入るといふ詞を重ねるも同じ。○おちおち恐るゝこと、即ち恐懼の心なり。土佐日記に、海賊のおちりありといへばなを見ゆ。おちも恐るゝこと、即ち恐懼の心なり。○日本。ヤマト、またヒノモトと訓み、後に音讀する事となれり。この國號の由来は、神武天皇以來、世々幾内の大和國を、都と定め給ひしを以て、遂に全國の大號にも、ヤマトの稱を用ゐること、なれるが、後に推古天皇十五年に、小野妹子を、隋國に遣はさるゝ時、その國書に、日出處國天子、致書日没處天子と載せられ、同天皇十六年、再び妹子を隋國に遣はさるゝ時、その國書に、東天皇敬白西皇帝と認められたり。其心は、我邦は東方に表立して、日出の處に位するは、實にめでたき極みにて、他國に誇るに足る事なるを以て、今始めて外國へ國書を遣はさるゝに際し、舊號のヤマトを用ゐず。特に日出處、また東天皇と稱し給ひしなり。然れども、日出處といふも、東といふも、國號と爲すには雅馴ならざるが故に、改めて、日本の二字に定められたるなり。舊唐書日本傳に、以其國在日邊故、以日本爲名、また新唐書日本傳に、惡倭名更號日本、使者自言國近日所出、以爲名と云へるに依りて明なり。さてその日本を、國號と定められたる時代は、國號考に、孝德天皇即位、大化元年、秋七月丁卯朔丙子、高麗、百濟、新羅並遣使云々、巨勢德大臣詔高麗使曰、明神御宇日本天皇詔旨云々、又詔百濟使曰、明神御宇日本天皇詔旨云々と見えたる、これを新に日本といふ號を建て、示し給へる始なりけると云へるが如

し。されども、此時は訓は舊の如く、ヤマトと訓めり。但し文字の訓のまゝに、またヒノモトとも云へること、萬葉集等を見て知るべし。然るに外國に對するには、ヤマト、又はヒノモトにては通せざると、音讀の簡便なるによりて、後にはおしなべて、ニッポン、又ニホンと云ふこと、なれるなり。○たちあふ。立ち合ふにて、抗敵する心。○國の指圖、文書をとりたまひき。國のさしづといへば、國內の地圖の如く聞ゆれども、書紀に重寶の府庫を封じ、國籍の文書を收むとあれば、是に従ふべし。國籍は戶籍なり。この國籍、即文書にて、別に文書あるにあらず。○高麗百濟。高麗は、もと馬韓と云ひ、後に高句麗とも云へり。即今の南韓國江原道の一部より、咸鏡、平安、黃海道の三道を總括したる地にして、古の三韓中、尤大國なり。百濟はもとの南韓にして、今の京畿道、忠清道、及全羅道の各一部に據有したり。○神功皇后三韓征討の事は、書紀に、仲哀天皇、神の教を信せず。急に檀日の宮に崩じ給ひければ、皇后息長足姫尊、神の崇りなる事を知しめして、諸臣に大袂を行はしめて、齊宮を作り、親ら神を祭りて、先に天皇に教を垂れ給ひし、神の御名を知らむと願ひ給ふ。是に於て、撞賢木嚴之御魂天疎向津媛尊神の一名を始め、事代主神神津長田及表筒男、中筒男、底筒男此三神は住吉神社也の神など、あらはれ給ひき。よりてまづ吉備鴨別を遣して、熊襲及所々の強賊を征服せしめ、四月肥前の國松浦縣に至り、小河に釣して、新羅を征服すべき驗しを得給ひ、還りて檀日の浦に臨みて、頭を海水にそゝきて、御髮を角髮に結び、男子の装ひをなして、群臣に宣り給はく、軍を起すは國家の大事なり。況て外國を征するに於てをや。上は神明の助けにより、下は群臣の忠を頼みとす。事成らば、功諸臣に在り。もし

成らずば、吾獨り罪を得むと、諸臣喜びて詔を奉ず。九月船舶を集め、兵甲を練らしめ、又磯鹿海人名草をして、海上に出で、國ありや、否やを看せしむ。名草日を経て還り來りて、西北の方に國ありと申す。よりて吉日を下して、船出し給はむとす。時に皇后姫み坐して、臨月に當れり。皇后即ち石を取りて、腰に挿み、事終りて還らむ日に、この土に生れ給はむ事を祈り給ふ。十月己亥朔辛丑、和珥津より船出し給ふ。時に順風吹き來り、海中の大魚悉く浮びて、船を挟み、勞せずして、新羅の國に近寄れる時、忽ち大浪起りて、新羅の國內に打ち上げしかば、彼の國王波沙寐錦大に恐れて、國初以來かゝる例しなきに、今かゝる災あるは、國の亡ぶる兆ならむとて、大になげき居りしに、我軍の兵船、海を覆ひ、旌旗日に輝き、金鼓の聲、山川を動して見えしかば、國王また大に恐れて、東方に神國あり、日本といひ、國王を天皇といふと聞く、これかならずその國の神兵ならむ。いかでか、拒ぎ戦ふことを得べきといひて、白旗を立て、面縛して、國の圖籍を持ちて、御船に至りて、降を乞うて曰く、今より後、天地と共に長く遠く、犬馬の勞を執り、朝貢する事なからむ。譬、日西より出て、阿利奈禮川阿利奈禮川今阿利奈江の水、逆に流れ、河の石昇りて星となることありとも、嘗て春秋の貢を欠く事なからむと申す。皇后これを許し給ひ、重寶の府庫を封し、圖籍を収めて、その手にし給へる矛を、王城の門に立て、征服のしるしとなし給ふ。新羅王即ち質を納れ、金銀綾羅の類、船八十艘に載せて奉る。高麗、百濟の二國、またその勢に恐れて、自ら來り降り、永く西蕃となりて、朝貢を絶たざる事を誓ふ。因りて内官家を定む。これ謂ゆる三韓なりといへり。

かくて、三韓を從へ給ふ。十月、皇后、御船を御り給ひ、阿利奈禮川の水、逆に流れ、河の石昇りて星となることありとも、嘗て春秋の貢を欠く事なからむと申す。皇后これを許し給ひ、重寶の府庫を封し、圖籍を収めて、その手にし給へる矛を、王城の門に立て、征服のしるしとなし給ふ。新羅王即ち質を納れ、金銀綾羅の類、船八十艘に載せて奉る。高麗、百濟の二國、またその勢に恐れて、自ら來り降り、永く西蕃となりて、朝貢を絶たざる事を誓ふ。因りて内官家を定む。これ謂ゆる三韓なりといへり。

かくてつくしにかへり給て、十二月に王子をうみたまつり給き。これぞやはたの宮にはおはします。あくるとし、皇后、京へかへり給しを、御まゝこの御子たち思ひ給やう、ちよみかどうせ給にけり。又皇后、すでに皇子をうみたまつり給てけり。是を位につけんところばかり給らめ。われらこのかみにて、いかでか、おとゝにしたがふべきとて、はりまのあかしにて、皇后をまちたまつりて、かたおけたてまつらんとばかり給しを、皇后まゝ給て、みづから王子をいたきたてまつりたまひて、武内の大臣におほせられて、南海へ御舟をいたし給しかば、おのづから、紀伊國にいたり給にき。そのうち、みこたちむほんをおこし給て、皇后をかたおけたてまつらんとし給し程に、皇子達は軍の試に、かりし給へりけるに、あかきるの志いできたりて、このかみのみこを、くひころしてき。其後つぎの御子、武内の大臣と、又たゝかひ給しも、うしなはれ給にき。

○やはたの宮。譽田別尊、後に應神天皇。○御まゝの子の御子たち。仲哀天皇紀に、二年春正月息長足姫尊を立て、皇后となす。是よりさき、叔父彦人大兄の女、大中姫を妃となして、應坂皇子、忍熊皇子を生む。次に熊田造が祖、大酒主の女、弟姫を娶して、譽屋別皇子を生みますと見



させ。埋めさせの誤寫なるべし。此事は、書紀に、皇后、皇太子に會まざりて、紀伊國に至りまし、更に小竹宮和泉國に遷り給ひし時、晝くらきこと、夜の如くにして、多くの日數を経たり。皇后紀直の祖、豐耳に、是は何のしるしぞと、問ひ給ひければ、一人の翁ありて、かゝる性は阿豆那比の罪といふと申す。またそは何の故ぞと問ひ給ひしかば、二社の祝を、共に合せ葬りし故ならむと申す。よりにて、里人に問はしに、小竹の祝といふものと、天野の祝といふものと、年ごる善き友なりしが、小竹の祝、病にあひて失せぬ。天野の祝、泣きかなしみて、吾れ生る間、彼か友たり。死して穴を同ふすること無らめやといひて、屍の側に伏し居りて、遂に死ぬ。よりにて一處に合せ埋めたる事あり。即ち是なるべしと申す。よりにてその塚を發きて見せしめ給へば、果して然なり。よりにて更に處を異にして、埋めさせ給ひしかば、日常の如くに照り輝けりと見ゆ。

○祇園精舎云々。孝靈天皇條に、法苑珠林を引きてしへり。

第十六、應神天皇、四十一年崩、年百十一、葬河内國惠我深陵。

次のみかと應神天皇と申さ。いまのやはたの宮は此御事なり。仲哀天皇第四の御子、御母神功皇后におはします。神功皇后の御よ三年に、東宮に立給、御年四歳也。庚寅のとし正月丁亥日位につきおはします。御年七十一、世をしろしめす事四十一也。

小註、杉本、治、四、十、一、年、崩、葬、河、内、國、惠、我、深、陵、也、御、年、百、十、一、也、此、御、事、九、年、ト、アリ、

○應神天皇。譽田尊、また大稱和氣命と申し、胎中天皇とも申す。○年百十一。書紀一百十歳に、古事記百參拾歳に作る。然れども書紀に、仲哀天皇九年庚辰の年生れ給ふ事、前に引けるが如し。されば、四十一年庚午の年までは、百十一歳となり給ふ。本書の説よろし。皇年代零記、帝王編年記、亦同じ。○河内國惠我深陵。惠我の下深は藻の誤りにて、この下に伏字を脱するか、古事記に、御陵在河内惠賀之裳伏岡也と見ゆ。イ本も然り。今南河内郡古市村大字譽田○今の八幡の宮は云々。元明天皇和銅五年、豊前國宇佐郡宇佐に社を建て、この天皇、及比賣神、息長足姫尊を祭る、世に宇佐八幡宮といふ。男山八幡宮は山城國綴喜郡男山に在り。貞觀元年の創建にして、祭神は前に同じ。共に現今は官幣大社たり。○御年四歳。書紀三歳に作る。然れども神功皇后攝政元年の前年、庚辰の年に生れ給ふこと、前に云へる如くなれば、本書の方正し。八年と申四月に、武内の大臣を、つくしへつかはして、ことをさため、まつりをたせてまつらせ給しに、この武内のおとよにておはせし人の、みかどに申給はく、武内の大臣、つねに王位を心にかかけたり。つくしにて、新羅、高麗、百濟、この三の國をかたらひて、おはやけをかたぶけたてまつらんこと、なき事を護し申しかは、みかど人をつかはして、この武内をうたしめ給に、武内なけきて、われ君のためふた心なし、いまつみなくして、身をうしなひてんこと。心うき事なりこの

た、ま、つ、ら、せ、六、字、の、甘、美、作、心、を、失、ひ、て、身、を、う、し、な、ひ、て、ん、こ、と、を、さ、た、め、ま、つ、り、を、た、て、ま、つ、ら、せ、給、し、に、こ、の、武、内、の、お、と、よ、に、て、お、は、せ、し、人、の、み、か、ど、に、申、給、は、く、武、内、の、大、臣、つ、ね、に、王、位、を、心、に、か、け、た、り、つ、く、し、に、て、新、羅、高、麗、百、濟、こ、の、三、の、國、を、か、た、ら、ひ、て、お、は、や、け、を、か、た、ぶ、け、た、て、ま、つ、ら、ん、こ、と、な、き、事、を、護、し、申、し、か、は、み、か、ど、人、を、つ、か、は、し、て、こ、の、武、内、を、う、た、し、め、給、に、武、内、な、け、き、て、わ、れ、君、の、た、め、ふ、た、心、な、し、い、ま、つ、み、な、く、し、て、身、を、う、し、な、ひ、て、ん、こ、と、心、う、き、事、な、り、こ、の





し正月己卯日位につき給、御年廿四、世をちり給事八十七年也。此みかどの御おとよを、東宮ご申しかは、すべからく、位をつぎ給べかりしに、あにゆづり申給しかども、たがひにつき給はずして、むなしく三とせをすぐさせ給しかば、東宮みづから命をうしなひ給にき。みかど此ことをさこしめして、かの東宮へいそぎおはしまして、なきかなしみ給しかども、かひなくて、其後位にはつかせ給しな

り。  
 ○仁徳天皇。大鷲尊と申す。應神天皇第四子。○年百十。扶桑略記、皇代記、皇年代略記、神皇正統記、本書と同じ。然れば、應神天皇二十一年生誕なり。然れども書紀に、平群木菟同日に生るといひ、木菟は應神天皇三年に、百濟に使する事見え、また同天皇十三年紀に、この天皇の、髪長姫を愛で給ひしこと見ゆれば、本書をはじめ、百十歳に作るは誤なるべし。扶桑略記一説に、百廿三歳とし、古事記には八十三歳とせり。何か是なるを知らず。○和泉國百舌鳥原中陵。仁徳天皇紀、六十七年條に、十月甲申、河内石津原に幸して陵地を定む。丁酉始めて陵を築く。この日鹿あり、野中より出て、走り、役民の中に入りて仆れ死ぬ。あやしみてその瘡を探るに、百舌鳥耳より出で、飛び去る。耳の中を視るに、悉く昨ひ刺ぐ。故にその處を號けて、百舌鳥耳原といふは、これその縁なりと見え、又同紀に、八十七年十月己丑、百舌鳥野陵に葬るとも見えたり。

六人、神皇正統記、皇代記、皇年代略記、神皇正統記、本書と同じ。然れば、應神天皇二十一年生誕なり。然れども書紀に、平群木菟同日に生るといひ、木菟は應神天皇三年に、百濟に使する事見え、また同天皇十三年紀に、この天皇の、髪長姫を愛で給ひしこと見ゆれば、本書をはじめ、百十歳に作るは誤なるべし。扶桑略記一説に、百廿三歳とし、古事記には八十三歳とせり。何か是なるを知らず。○和泉國百舌鳥原中陵。仁徳天皇紀、六十七年條に、十月甲申、河内石津原に幸して陵地を定む。丁酉始めて陵を築く。この日鹿あり、野中より出て、走り、役民の中に入りて仆れ死ぬ。あやしみてその瘡を探るに、百舌鳥耳より出で、飛び去る。耳の中を視るに、悉く昨ひ刺ぐ。故にその處を號けて、百舌鳥耳原といふは、これその縁なりと見え、又同紀に、八十七年十月己丑、百舌鳥野陵に葬るとも見えたり。

り。本書は延喜諸陵式に、百舌鳥耳原中陵とあるに據れるにて、鳥の下に耳の字を脱せるなるべし。今和泉國大鳥郡船松村に在り。  
○元正天皇靈龜二年、河内國大鳥、日根、和泉三郡ヲ割キテ、始テ和泉監ヲ置ク。後監ヲ改メテ國ト爲ス。さて生前に、陵墓を定めて、世に謂ゆる壽藏を作ること、此の時に始まりしなり。  
 ○皇后仲姫。五百城入彦の命の孫。○御年廿四。天皇の生れ坐し、年明ならざることを、上にいふ如くなれば、この御年も定かならず。但本書は、御年百十歳とあるによりて、推算せしなるべし。○御弟を東宮と申し、かば。御弟は、菟道稚郎子と申す。應神天皇紀に、四十年春正月、天皇大山守命と、大鷲尊とを召して、長子と少子と、孰を尤も深く愛すべきかと尋ね給ふ。大山守命、長子にしかすと申す。天皇悦び給はざる色あり。時に大鷲尊、これを察して、長子は多く寒暑を経て、已に人と成れり。少も愛ふべき處なし。獨り少子は、いまだ人となるや、いなやを知るべからず。故に少子は甚憐愛すべしと申し給ふ。天皇大に悦びて、卿が言、誠に朕が心に合へりとして、遂に菟道稚郎子を立て、皇太子となし、大山守命に命じて、山川林野を掌らしめ、大鷲尊をして、太子の輔けとなして、國事を知らしむと見ゆ。○すべからく云々。爲可かるの延言にて、豫め爲べき事と定めかく心。べかりしには、べくありしになり。○仁徳天皇紀に、四十一年春二月、譽田天皇崩す。時に太子菟道稚郎子、位を大鷲尊に譲りて、帝位につき給はず。大鷲尊も、また固く辞して受け給はず。時に大山守の命、位に即くことを得ざるを恨みて、密に太子を除かむと謀る。大鷲尊、豫め之を知り、太子と謀りて、遂に之を亡し給ひ、太子は更に宮を菟道に作りて、なほ位を大鷲尊にゆづりて、皇位空しき事三年に及ぶ。皇太子、遂に兄の皇子の志を枉ぐ可らざるを知りて、自

世給へば、東宮ご申しかは、すべからく、位をつぎ給べかりしに、あにゆづり申給しかども、たがひにつき給はずして、むなしく三とせをすぐさせ給しかば、東宮みづから命をうしなひ給にき。みかど此ことをさこしめして、かの東宮へいそぎおはしまして、なきかなしみ給しかども、かひなくて、其後位にはつかせ給しな

ら失せ給ひぬ。大鶴鷲尊、難波より馳せ至りて、悲み歎き給へども、詮かたなければ、太子の勅め給ふまゝに、太子の同母妹、八田皇女を納れて皇后と爲し、遂に皇位に即き給ふと見ゆ。

四年と申二月に、たかきろうにのほりて、よものたみのすみかを見給て、けぶりたえ、さびしかりしかば、いまよりのち三年、たみをやすめ、こゝのへのうちのすりをとゞめさせ給ま。さて七年と申し四月に、又ろうにのほりて御らんせしに、たみのすみかにぎはひて、御らんせられければ、みかどよませたまひし也。

御らんせられ  
たれは杉本  
けつたは杉本  
の御歌に見ゆ  
にニ

たかきやにのほりてみれば煙たつたみのかまごはにきはひにけり。

○たかきろう。高樓なり。古事記には高山に登りて、四方の國を見給ふとあり。高樓は和名抄に、樓、辨色立成に云ふ、太加止乃、一にいふ和名、呂と見ゆ。我邦上古は、二階造りの殿舎なりしが、三韓と交通するに及びて、家屋の建築も大に進みて、高き樓閣も出来しなり。但進客天皇紀に、十二年冬十月、始めて樓閣を起すと見ゆれば、この時の事は、なほ古事記に、高山に登りてと、あるかた宜かるべし。○よもの民のすみか。よもは四方なり。すみかは住み處。○けぶりたえ。民家の竈に、立つ煙の繁きは、民に餓うるものなと驗にして、その煙の絶えて見えざるは、民の貧さしるしなること、云ふも更なり。去れば萬葉集に、舒明天皇、大和の香具山に登りて、國見し給へる時の御製に、國原は煙たちこめ、海原は、かまめ立ち立つ、うまし國ぞ、あき

つ島、倭の國は、と見えたり。○民をやすめ。民の貧さものを許して、民力を休養し給ふなり。○すり。修理、即ち修繕のことなり。古事記に、今より三年、民の課役を除せと詔り給ひき。是を以て大殿破れ壞れて、悉く雨漏れども、嘗て修理せしめ給はず。槓を以て漏る雨を受けて、漏らざる處に遷り避けて坐すと見ゆ。○たかきやに登りて見れば云々。一首の心は、高き樓閣に上りて、四方を見渡せば、盛りに煙り立ちこめて、いかにも、賑やかに榮えたるさまなり。さてその煙は、國民の朝夕の飯を炊しく竈に、焼く煙りの立てるなれば、やがて人民の富み榮えて、貧さものなきしるしなれば、億々極みなりといふ心なり。さてこの歌は、新古今集賀に、みつぎ物ゆるされて、國富めるを御覽じて、仁徳天皇、「高き屋にのぼりて見れば煙たつ云々と、この歌を上げて、古くより、この帝の御製と云ひならはせれど、是は延喜六年の日本紀竟宴の和歌に、藤原の時平朝臣の、仁徳天皇といふ題を得て、たかきのに上りて見れば天のした四方にけふりていまを富みぬる」と、詠まれたりしを、なほ後の世の口調に作りなして、この帝の御製と誤り傳へしなりとぞ。げに詞も姿も、この天皇の御世の頃のさまにあらず。

四十三年と申し九月にぞ、たかの、鳥をとるといふことは、まじりそめて、かりはじめ給し。五十五年と申しに、武内の大匠うせにき。二百八十にぞなりたまひし。六代のみかどの御うしろみをして、大臣の位にて、二百四十四年をおはせし。六十二年と申しに、氷すふることはいそまはじめて、いまにいたるまで、供御にそな

いふこと下  
作本。なせニ

ふるなり。此みかど御かたち世にすぐれて、御心はへめでたくおはしなれり。

○たかの、鳥を取るといふことはしりそめて、云々。書紀に、四十三年秋九月庚子朔、依網屯倉阿頭古、異鳥を捕へて、天皇に献りて申さく、臣常に網を張りて鳥を捕ふるに、いまだこの鳥の類を得ず、故に怪みて献る。天皇酒君を召して、鳥を示して、何の鳥ぞと尋ね給ふ。答へて申さく、此の鳥の類、百済に多し、能く馴らし得ば、人に従ふ。またはやく飛びて、諸の鳥をとる。彼の國に、名けて俱知といふ。よりて酒の君に授けて、養ひ馴さしむ。幾ならずして馴れたりき。

○酒の君。即ち韋、緇をその足に着け、小鈴を其尾に着け、腕の上に居ゑて、天皇に献る。この日百舌鳥野に幸して、獵りし給ふ、雌雄多く起つ。俱知を放ちて捕へしむ、忽に數十を獲つ。俱知は即ち今の鷹なり。この月甫めて、鷹甘酢を定むと見ゆ。○五十五年。帝王編年紀に、七十八年と云へり。武内宿禰、享年のことは、已に上文景行天皇の條に云へり。○氷すふること云々。氷据る事なるべし。即ち氷を窟に藏する事なり。圖經稻置大山主といふもの、その蓄へたる氷を献りし事、書紀に詳しく見えたり。○いまにいたるまで、供御にそなふるなり。供御は、くごと訓むべし。公事根源に、四月、貢氷、主水の司、四月一日より九月月盡まで、是をたてまつる、事の起りなど、氷様の所に申しはべりぬ。また、同書元日節會の條に、氷様は宮内省より奉る云々、昔仁徳天皇の御宇、六十二年五月に、額田大中彦皇子、圖經と云ふ所に、獵しに出で給ひて、山に登り、野中を見やり給ひしかば、庵を作りたるやうなる所あり。人を遣はして見せ給ふに窟なりと申す。その時かの山のあたりには侍る人を召して、問はせ給ふに、氷室なりと申す。

皇子の曰く、その氷をばいかやうにして納めたるにか、答へて曰く、土を一丈わまり堀りて、草をその上に葺きて、茅蓋などを、厚くとり敷きて、氷をかきたるに、氷りていかなる大旱にも解けず。これを取りて、熱月に用ゐるといふ。その時皇子、この氷を仁徳の聖の御門に奉らせ給ひければ、斜ならず御感ありしよし、日本紀などにも載せたり。これ氷を奉りし始なり云々と見ゆ。

○御かたち世にすぐれて云々。菟道稚郎子、この天皇を指して、大王風姿岐嶮、仁孝遠聆、以齒且長足、爲天下之君、と申し給ひ、また應神天皇の皇太子を定め給ふ時、自ら退きて、菟道の稚子を進め、また位に即きて、仁政を施し給ひしかば、是後風雨順時、五穀豐穰、三稔之間、百姓富寛、頌徳既滿、炊烟亦繁など、書紀に見ゆる類をいふなり。

第十八、履中天皇、六年崩、年六十七、葬和泉國百舌鳥原南陵。

次のみかど履仲天皇と給さ。仁徳天皇の御子、御母皇后磐之媛なり。仁徳天皇卅一年に東宮に立給、御年五歳、庚子のとし二月一日、位につき給、御とし六十二、世をたもち給ふ事六年。ちよみかどうせおはしなれり。いま位につきたまはざりし程に、葦田宿禰のむすめ黒媛といひし人を、ささまとせんとおぼして、御をとりの住吉仲皇子をつかはして、その日おはすべきよしおぼせられしに、この皇子、わが名をかくして、東宮のおはするさまにもてなして、このひめ君に、また

小註、杉本、乙巳、六月、十五日、崩、御年、六十七、仁徳天皇、御子、履仲、天皇、御母、皇后、磐之、媛、御年、五、歳、立、給、東宮、に、御年、六、十、二、世、を、た、も、ち、給、ふ、事、六、年、ち、よ、み、か、ど、う、せ、お、は、し、な、れ、り。

しきさまになむなりにける。さて、もちたりつる鈴をわすれてかへりにけり。そのつぎの夜、東宮、ひめ君のもとへおはしたるに、ゐたまへるかたはらに、すゞの有ければ、あやしくおほして、ひめ君にとひたてまつり給ければ、これこそはよべもておはしたりしすゞよと、のたまふに、東宮われと名のりて、皇子のちかづき給にけるにこそと、おほしてかへり給にけり。

○履中天皇。仁德天皇第一子、去來種別尊と申す。○年六十七。一代要記、神皇正統記、本書に同じく、書紀、帝王編年記、年七十に作り、古事記、歴代皇記、六十四歳に作る。何れも書紀仁德天皇三十一年立太子、時に年十五とあるに合はず。後考をまつ。○百舌鳥原南陵。書紀に耳原陵、延喜式に、百舌鳥耳原北陵とあり。本書鳥の下耳の字を脱せるなるべし。今の和泉國泉北郡袖松村大字上石津。○磐之媛。葛城襲津彦の女。○御年五歳。書紀の註に、年十五とあるによりて、十五歳と書けるを、後に十字を脱したるなるべし。○御年六十二。皇代記、皇年代畧記、本書に同じ。歴代皇記、六十四、帝王編年記、六十五に作る。何れか是なるを知らず。○葦田宿禰。古事記に、葛城の會都昆古の子、葦田宿禰の女、黒媛命に娶ひまして生みませる御子、市邊之忍齒王、次に御馬王、次に妹青海郎女、またの名は、飯豊郎女と見え、書紀履中天皇の即位前紀には、先帝八十七年春正月、羽田矢代宿禰が女、黒媛を妃と爲さむと思し、納采已に訖りて、住吉仲皇子を遣して、吉日を告げ給ふ云々と、仲皇子のあるまじき事柄を載せて、元年秋七月の

條に、葦田宿禰の女、黒媛を立て皇妃と爲し、磐坂市邊押羽皇子、御馬皇子、青海皇女を生み給ふと見えたり。されば、仲皇子の爲に、汚かされたる黒媛は、武内大臣の子羽田矢代宿禰が女にして、後に皇妃とされるは、羽田矢代宿禰か弟、葦田宿禰が女にして、同名異人なりと古事記傳に云へり。されば本書は、その名の同さによりて、誤りて前後共に葦田の宿禰が女とすか。下文にも、そのくろひめをば、きさきにたて奉らせ給ひしなりとも云へり。なほ下に、書紀の文を引くを合せ見るべし。

羽田矢代宿禰—黒媛  
武内宿禰—

葛城會都比古—葦田宿禰—黒媛  
飯豊郎女

○東宮のおはするさまに云々。皇太子の御出でになりしやうに、我身をもてあつかふてなり。○したしきさまに云々。書紀に、仲皇子、太子の名を冒して、黒媛を奸しつとある心なり。○もちたりつる鈴。鈴は曲玉と同一、古代の人の身の廻りの裝飾物に用ゐられたり。故に書紀には、手鈴と書り。○よべ。さよふの夜、いまゆふべといふにおなじ。

王子此事を、東宮さま給ぬらん。わが身たひらかならんこと、かたかるべしとおもほして、東宮をかたおけたてまつらんとはかりて、つは物をおこして、宮をかこみしをり、大臣たち、東宮に、かゝる事侍と、つけたてまつりしに、いふがひなくゑひ給て、おどろき給はざりしかば、大臣たち、此東宮を、むまにかきのせたてま

やまてき、  
たれけるニ作  
は

つりて、にけ侍りにま。王子このことをあらずして、宮に火をつけてやまてま。こ  
 れはつのくにの難波の宮也。東宮やまとの國におはして、あひさめ給て、これは  
 いづれの所ぞと、とひ給しかば、大臣たち、事のありつるさまを申給ま。さていそ  
 のかみの宮に、おはしつきたりしに、又の御おとくに、みづはの王子と申し人、い  
 そぎまいり給へりしを、うたがひ給て、あひ給はざりしかば、この王子、われにお  
 きては、さらにおなじ心に侍らずと、申給しかば、あからは、かの住吉仲皇子をこ  
 ろして、のちにさたるべしと、のたまはせしかば、此みづはの王子、すなはち、な  
 にはにかへりて、住吉仲皇子のちかくつかひ給し人をかたらひて、わがいはむ事  
 にあたがひたらば、われ位をたもたん時、なんぢを大臣になさむとの給しかば、  
 いかにもおほせにしたがふべしと、申しかば、おほく物どもをたまひて、あから  
 ば、なむぢがあうをころして、われにむさすべしとの給ふに、そのことにあたが  
 ひて、あうの皇子のかはやにおはするを、ほこをもちてさしころしてま。

○わが身たひらかならむこと。我身の平穩ならむことなり。○宮。下に、津の國難波の宮と見

い本、約をば  
とてニ作ル。

ゆ。○いふがひなくあひ給ひて。何をいふても、甲斐無き程に、酒に酔ひ給ひてなり。○つの  
 國難波の宮。攝津の國難波、いまの大坂の地なり。○いそのかみの宮。書紀に布留神宮と見ゆ。  
 大和國山邊の郡布留村に鎮座、已に上文神武天皇條に云へり。○わりつるさま。難波の宮を、出  
 でしよりの來歴。○みづはの王子。瑞齒別皇子をいふ。天皇の同母弟。○おなじ心にあらず。  
 仲皇子と同心にあらず。○ちかく仕ひ給し人。書紀に近習隼人の刺領巾といひ、古事記に、隼人  
 曾婆訶理と云へり。○そのことに従ひて。瑞齒別皇子の依頼の詞に従ひて。○ほこ。和名抄に、  
 戦、和名保古、或は于と謂ひ、或は戈といふと見ゆ。

みづはの皇子、その人をあひぐして、まいりて此よしを申。東宮ののたまはく、こ  
 の人わがためにくらうあれども、おのれがあうをころしつ。うるはしき心にあら  
 ず。されども、大臣の位にのほさせ給て、けふ大臣とさかもりせんこのたまはせ  
 て、かほかくるゝほどのおほきなるさかつきにて、東宮まづのみ給、つぎにみづ  
 はの皇子のみ給、次に大臣のむをりに、たちをぬきて、くびをさり給てま。さてつ  
 ぎのとし、位につき給てのち、そのくろひめをば、きさきにたてくまつらせ給  
 しなり。五年九月に、みかどあはぢのくににおはして、かりし給しに、そらに風の  
 おとにて、こゑする物ありしほどに、にはかに、人はしりまいりて、后うせ給ぬ

るよし申しこそ、いごあへなく侍しか。

○あひぐして。引きつれてなり。○くらうわれども。功勞あれどもなり。○うるはしき心にあらず。うるはしきは、美事なるをいふ。即ち臣下として、その主を殺したるものなれば、正しく、美しき心にあらずとなり。○その黒媛をば云々。書紀元年秋七月壬子、葦田宿禰の女黒媛を立て、皇妃と爲すと見ゆること、上に云へるが如し。○さてこの一段の事は、書紀履中天皇の即位前紀に、八十七年春正月、大饗鵜天皇崩す。皇太子諒闇より出まして、いまだ天皇の位に即き給はざる間に、羽田矢代宿禰が女、黒媛を以て妃と爲さむと欲す。納采已に訖りて、住吉仲皇子を遣して、吉日を告げ給ふ。時に仲皇子、太子の名を冒へて、黒媛を犯しつ。この夜、仲皇子、その手に飾れる鈴を黒媛の家に忘れて歸れり。あくる日の夜、太子此事を知らずして、黒媛の家に到り、室に入り、帳を開けて玉牀に居ます。時に牀邊に鈴の音あり、太子怪みて、誰の鈴ぞと問ひ給ふに、對へて、昨夜太子の持ち來たまへる鈴なりといふ。太子よりて、仲皇子の太子の名を僞りて、媛を犯し、ことを知しめして、黙して黒媛の家を去り給ひぬ。仲皇子、事顯れて、罪せられらむ事を恐れて、太子を殺さむとし、密に兵を起して、宮を圍む。時に平群木菟宿禰等、この事を太子に告げ申すに、太子酒に酔ひて起き出で給はず。木菟の宿禰等、太子を扶け、馬に乗せて逃げ奉らしむ。河内國埴生坂に至りて、始めて醒め給ふ。かくて大坂より倭に出で、石上振神宮に居ます。こゝに瑞齒別の皇子、太子の在まざるを知りて、追ひてこの處に至り給へども、太子その心を疑ひて、喚び入れ給はず。瑞齒別王、人をして申さしめ給はく、僕異心あるにあら

ず、太子の在ざるを愁ひて、此處に尋ね參れるのみと、太子人をして告げしめ給はく、汝まことに異心なくば、仲皇子を殺して來るべしと、皇子私に歎きてのたまはく、いま太子と仲皇子と、並にわが兄なり。何に従ひ、誰にか眷かむ。然れども、無道を亡して、有道に就くは人道なり。誰かは吾心を疑はむと、還りて難波に至り、仲皇子の消息を伺ふ。時に仲皇子の近習の隼人に、刺領巾といふものあり。瑞齒別皇子、密にこれを喚びて、我が爲に仲皇子を殺せ、厚く汝を賞せむと、錦の衣、及び袴を脱ぎて授け給ふ。領巾諾して、矛を執りて、仲皇子の厠に入るを伺ひ、刺し殺して瑞齒別皇子に屬す。時に木菟宿禰、皇子に申さく、領巾、己が君を殺す、我に大功ありと雖も、無道なりといひて、遂に領巾を殺す。皇子直に石上に到りて太子に復命し給ふ。よりて天皇、厚く皇子を寵み給ふと見え、また古事記に、伊邪本和氣命、もと難波の宮に坐し、時、大伴に坐して、豊明し給ふ時、大御酒聞し召して、酔ひて寝ねまじき。こゝにその弟墨江中王、天皇を討ち奉らむとして、火を宮殿に付けたり。こゝに倭漢直の祖、阿知直、密に天皇を出し奉りて、御馬に乗せまつりて、倭に幸まさせしめ云々、こゝに天皇の弟水齒別命、天皇の御爲に墨江中王に近く仕へ奉る隼人、名は曾婆訶理を欺きて云はく、若しわが云ふ言に従はば、吾天皇となり、汝を大臣と爲して、天下を治めむとす、如何にと云ひ給ひき。隼人、即ちこの御詞に従ふ。よりて、物多く賜ひて、然らば汝が主の王子を殺すべしと宣り給ふ。よりて曾婆訶理、竊にその主の厠に入り給ふを伺ひて、矛を以て刺し殺し奉りき。かれその曾婆訶理を率て、倭に上り坐す時に、大坂の山ノ口に到りまして、曾婆訶理、わが爲に大功あれども、己が君を弑せるは不義なり。

然れども其功を報いずば、不信なり。しかも先きに契りし事を實にせば、其情はかり難し。故にその功に報ゆるとも、その身を滅すにしかずと思はして、曾婆訶理に詔り給はく、今日此處に留りて、まづ大臣の位を賜ひ、さて明る日に、上り幸まさむと、俄に假宮を造り、宴を設けて、乃ち隼人に大臣の位を賜ひ、諸司百官をして、悉く隼人を拜ましむ。隼人大に喜ぶ。時に皇子、今日は大臣と、一盞の酒を飲みむと宣り給ひて、共に飲ます時に、面を隠す大鏡に、その進む酒を盛りたり。時に皇子まづ飲み給ひて、次に隼人飲む。その時大鏡の面を覆ふを見て、席の下に隠し置せる劔を取りて、隼人か頸を切り給ひきと見えたり。○五年九月云々。書紀に、五年秋九月乙酉朔壬寅、天皇淡路の嶋に待りし給ふ。癸卯、風の如き聲あり、大空に呼はりて曰く、劔刀太子王なりと、亦呼はりて曰く、鳥往來、羽田之汝妹者、羽狹丹葬立往、また曰く、狹名來田蔭津之命、羽狹丹葬立往と、俄にして使者來りて、皇妃薨れ給ふと申す。天皇大に驚きて、駕を命じて歸り給ふと見ゆ。○あへなく。敢へ無しの義、俗に力なし、はりわひなりしなと云ふ程の意なり。

十九、反正天皇

六年崩、年六十、葬和泉國百舌鳥耳原北陵。

次のみかと反正天皇と申す。仁德天皇第四御子、履仲天皇の御おとと也。御母皇后磐之媛なり。履仲天皇の御世、二年正月に、東宮に立給、御年五十、履中天皇の御子おはせしかども、このみかどを東宮には、たてくまつらせ給しなり。丙午

小註、杉本、正治六年、二月、辛亥、本崩、御年六十一、男女子四人、葬

の年正月二日、位につき給、御とし五十五、世をあらせ給事六年、みかと御かたちめでたくおはしましき。御たけ九尺二寸五分、御はのながさ一寸二分、かみしもこゝのはりて、玉をつらぬきたるやうにおはしましき。むまれ給しとき、やがて御はひみつ、はねのこくとくにておひたまへりき。さてみづはの皇子とぞ申侍りし。この御世には、雨風も時にたがひ。世やすらかに、たみゆたか也き。位につき給て、つぎの年十月に、都、河内國柴垣の宮にうつりにき。

○反正天皇。瑞齒別尊。○年六十。本書、及び古事記、舊事記、扶桑略記、帝王編年記、神皇正統記、皆同じ。然る時は仁德天皇四十年の降誕なり。然れども御母磐之媛は、書紀に同天皇卅五年に崩御とあればあはず。後考をまつ。○百舌鳥耳原北陵。和泉國泉北郡向井村大字中筋にあり。○御形めでたく坐しましき云々。古事記に、御身の長九尺二寸半、御齒の長一寸、廣二分、上下ひとしく齊ひて、貫ける珠の如しと見え、書紀に天皇初め淡路の宮に生れます。生れまして齒一つ骨の如え、容姿美麗なり。こゝに井あり、瑞の井といふ。この水を汲みて、太子に洗し奉る。時に多遲の花、落ちて井の中にあり、よりに太子の名となす。多遲の花は、今の虎杖花なり。よりに稱へて、多遲比瑞齒別天皇と謂ふと見ゆ。○雨風も時にしたがひ云々。書紀に、風雨時に順ひて、五穀成熟、人民富饒、天下太平と見ゆ。○柴垣宮。河内國丹北郡松原莊植田村廣庭神祠の東

北にありと、河内志に見えたり。

第廿、允恭天皇、四十二年崩、年八十、葬河内國惠我長野北原陵、

次のみかど允恭天皇と申き。仁徳天皇第五の御子、御母皇后磐之媛なり。壬子のとし十二月に位につき給。御年三十九、世を去り給事四十二年なり。あにのみかどうせ給てのち、大臣をはじめて、位にはこの君こそ立給べけれどとて、あるしのはこをたてまつりしかども、うけとり給はずして、我身ひさしくやまひにあづめり、おほやけの位は、おろかなる身にて、たもつべき事ならずとの給しを、大臣以下、なほすゝめたてまつりて、帝王の御位のむなしくて、ひさしかるべきにあらざと、たびく申おかども、なほまこしめさずして、正月に、あにみかど、うせおはしまして、あくるとしの十二月まで、みかどおはしまさざりしを、御めのとにておはしましゝ人の、水をこりて、御うがひをたてまつり給しついでに、皇子は、など位につきたまはで、とし月をばすくさせ給にか侍る。大臣よりはじめて、世中のなげきに侍めり。人々の申にたがひて、位につかせ給へかしと申給を、な

小註、杉本、治四十二年癸巳正月十四日、本崩御年八十、后二人、葬御子九人、以下同。

正月の上、本入給はず、反正天皇の作れ給る二作ル。

まはよりなきき集本なきふ作ばりなきふ

ほまこしめさざ、うちうしろむき給て、物ものたまはざりしかば、この御うがひをもちて、ざりともし、さかくおほせらるゝ事もやと、まち給らばとに、おほすの事にて、いさむかりしに、ひさしくなりにかば、御うがひもこほりて、もち給へるても、ひえとほりて、すでに志にいり給へりしを、皇子見おとろき給て、いたきたすけて、位をつぐ事は、きはまりなき大事なれば、いまゝせうけとらぬことにて侍れども、かくのたまひあひたる事なれば、あながちに、のがれ侍べきことにあらずと、おほせられしかば、一天下の人、よろこびをなしま。かくて位にはつき給しなり。

○允恭天皇、雄朝津間稚子宿禰尊○年八十。この帝も、反正天皇同母弟にましますば、磐之媛の御腹なり。かくて磐之媛の仁徳天皇卅五年に、崩れましてより、この天皇の崩れましまし去四十二年までは、九十八年を経たり。されば崩年八十といふは、何れか誤れるなるべし。○惠我長野北原陵。南河内郡道明寺村大字國府。○しるしのはこ。書紀に、天皇之璽を奉ると見ゆ。即、三種神器なり。○おほやけの位。皇位。○あにのみかど、うせおはしまして云々。六年正月に、反正天皇崩御、七年十二月、天皇即位、この間凡そ一ヶ年の空位あるをいふ。○御めのとにておはしゝ人の云々。書紀に、妃忍坂大中姫命とあるを正しとす。○うがひ。湯水を取りて、口をそゝぐ



をいふ。書紀には洗手水を執りどあり。○位につかせ給へかし云々。かしは、希ひ求むる心のテニヲハなり。うち後むさてのうちは、添辭にて、上へあぐるをうちあぐる、笑ふをうちわらふなどいふうちにおなじ。○さうりども云々。さうりどもは、然ありども約言なり。さうはありども、さうにか心を變へて、仰せらるゝ事もあらうかと、待ち給ひしにとなり。○しはす。十二月の異名、清輔與義抄に、僧を迎へて、佛名を行ひ、或は經を讀ませ、東西に走せ走るゆゑに、師はせ月と云ふを訛れりと云ひ、語意考には、登志波都留月の上下を穿き、都と須とを通はしいへりと云ひ、又類聚名物考には、爲果る月の畧語なりとも云へり。○しにいり給ひしを。死に入るにて、嚴く寒き折ゆゑ、うがひの水も氷り、そを持ち給へる手も、こゝえ通りて、生氣なくなり給ひしなり。○さはまりなき大事。この上もなき大切なる事なり。○うけとらぬ。皇位をうけとらぬにて、即ち位につき給はざるをいふ。○かくの給ひあひたる事なれば。これまでに、仰せらるゝ事なればなり。○あながち。強ひて、どこまでもの心。○一天下の人。天の下一般の人々。○さて書紀、允恭天皇即位前紀に、六年春正月に、瑞齒別天皇崩ぬ。爰に群卿譲りて曰く、方今大嶋鶴天皇の子は、雄朝津間稚子宿禰皇子と、大草香皇子となり。然るに、雄朝津間稚子宿禰皇子は、年長けて仁孝に坐すと、吉日を選びて、天皇の璽を上る。時に皇子辭みて申給はく、我不幸にして、久く篤疾に罹りて、歩行すること能はず。且早く病を除かむと思ひて、父皇に奏さずして、密に身を破りて病を治むれども、なほ愈ゆること無し。是に由りて、先皇、我を責めて、汝病を思ひて、縦に身を破れり。不孝これより大なるはなし。長生すと雖も、帝業を繼承するを得ず

と、宣り給ひ、また我兄の二天皇、我を愚なりとして、常に輕しめ給ひしこと、群卿の知るところなり。それ天下は大器なり。帝位は鴻業なり。且民の父母は、聖賢の職なれば、愚者の任にあらず。宜く賢者を選びて立つべし。寡人は敢て當らずと、群臣再拜して申さく、帝位は久く曠しかるべからず。大王、衆望に逆ひて、位に即き給はずば、恐く百姓の望み絶えなむ。願くば大王、勞しど雖も、天皇の位に即き給へ云々。同元年の條に、冬十有二月、妃忍坂大中姫命、群臣の憂吟を苦みて、親ら洗手水を執りて、皇子の前に進め、仍て啓し給はく、大王辭して帝位に即き給はず、空く年月を過ぬ。よりに群臣愁へ歎きて、爲す所を知らず。願くば、大王衆望に従ひて、強ちに帝位に即き給へと、皇子なはこの事を、許さむと思し給はざるが故に、背き居て言を出し給はず。是に於て大中姫命、大に恐れて退き出てむ術を知らず。かの洗手の水を持ち給ひしまゝに、時を経ること久くなりぬ。時に季冬の節なれば、風寒く烈くして、大中姫の捧げ給ひし鏡の水、溢れ出て、手腕ひえ氷りて、人心地なきに至り給ひき。皇子驚きて、顧みて扶け起して宣はく、皇位を嗣くことは重事なり。輒く受くべきにあらず。故に今日に至るまで、その請に従はずりき。然れども群臣のこの事を強願ふも、また理り明なり。遂に辭み退くべきにあらずと、大中姫命、大に歡びて、群臣に皇子の意を告げ、即日天皇の璽を捧ぐ、皇子宣はく、群卿天下の爲め、寡人の即位を請ふ、我何ぞ遂に辭むやと、乃ち天皇の位に即き給ふと云へり。三年と申し正月に、新羅へ、くすしをめしにつかはしたりしかば、八月にまいりたりき。みかとの御やまひをつくるはさせ給しに、そのゑるしありて、御やまひ、

子<sup>わが</sup>本<sup>たご</sup>ニ<sup>こ</sup>、<sup>雅</sup>雅<sup>雅</sup>耶<sup>耶</sup>  
わ<sup>わ</sup>ト<sup>ト</sup>ア<sup>ア</sup>リ<sup>リ</sup>

いえさせおはしましにしかば、さまぐの、ろくともなとたまはせて、かへしつかはしてき。七年に申し十二月に、御あそびありしに、みかど琴をひき給を、后まゝめてたてまつりて、まひて、うちる給しをり、あはれひめをまいらせばやと、申たまひしを、みかど、ひめとは、たれが事にかこ、とひ申させ給しを、御ことのめをたさに、われにもあらず申給へりける事にや侍けむ。さりながら、申いたし給ひぬる事なれば、かくし給べきならで、わがおとよに侍、おごひめとなん申、いろかたちなん、世に又ならぶたぐひ侍らす。ころものうへ、ひかりとほりかゞやき侍、世の人は、されば、そこほりひめこそ申。みかどこれをきこしめして、それたてまつり給へと、后をせめ申させ給しかども、ともかくも、御かへり事も申給はざりしかば、御使をつかはして、七度までめしおかとも、まいり給はざりしかば、又御つかひをかへて、つかはしたりしに、その御使、庭にひれふして、七日まで、つやくと、物をくばざりしを、御使のいふがひなく、おなんことのおさましさに、おとひめ、うちへまいり給にき。みかど悦給ことかぎりなくて、とさめま給さ

や<sup>や</sup>す<sup>す</sup>け<sup>け</sup>い<sup>い</sup>ち<sup>ち</sup>ら<sup>ら</sup>わ<sup>わ</sup>云<sup>云</sup>  
し<sup>し</sup>す<sup>す</sup>い<sup>い</sup>ち<sup>ち</sup>ら<sup>ら</sup>わ<sup>わ</sup>云<sup>云</sup>  
し<sup>し</sup>す<sup>す</sup>い<sup>い</sup>ち<sup>ち</sup>ら<sup>ら</sup>わ<sup>わ</sup>云<sup>云</sup>  
し<sup>し</sup>す<sup>す</sup>い<sup>い</sup>ち<sup>ち</sup>ら<sup>ら</sup>わ<sup>わ</sup>云<sup>云</sup>

ま、ならぶ人なかりき。此事をあねぎさき、やすからぬことにし給しかば、宮をべちにつくりてぞすゑたてまつり給へりし。  
○くすし。薬師にて、即醫師をいふ。さて師とは、爲の義にて、書家を手師といひ、弓作りを弓師、瓦焼きを瓦師といふが如く、凡て常に其職を業とするものをいふ。○つくろはさせ。病は身の内のやぶれたるにて、それをいやすは、物の破れを、つくろひ直すに比しければ、病を直すをも、つくろふと云ふなり。○いえさせおはしましにしかば、書紀に、三年春正月、使を新羅に遣りて、良醫を求めしむ。秋八月來る。則ち天皇の病を治めしむ。幾許ならずして病愈ひぬ。天皇歡び玉ひて、厚く幣を賞して、國に歸らしめ玉ふと見えたり。○ろくともなど。ろくは疎にて、衣服、織物の類を、數多賞與として、賜ふをいふ。○御あそび。酒宴を催して、歌ひ舞ひなどして、遊び玉ふをいふ。○めで奉りて。めでは賞美の心、天皇のひき給ふ琴の音を、賞美し奉りてなり。○まひて、うちの給ひまをり。皇后、琴の音のあもろさに立ちて舞ひて、まばし休み居給ひま程をいふ。書紀に儂竟て言く、娘子を奉む云々と見ゆ。○ひめ。娘御にて、娘君といふにおなじ。○われにもあらず云々。吾を忘れて、ふと、いひ出ま給ひたる事にやありけむとなり。侍りけむの下に、タメラヒ玉ヒシガなといふ詞を入れて見るべし。○さりながらも。さうではありながら、已にいひ出またることは、とりかへしもならでなり。○ならぶたぐひ侍らす。容色の美まきこと、双ぶべきものなし。○ころものうへひかりとほり。身の色のややかにして、着たる衣を通し、輝き渡るとなり。紀に、艶色、衣より徹りて見る、是を以て時の人衣通郎姫と號くと

いへり。○御かへりこと。御返事。○ひれふして。平伏。○つやくと、物を食はざりしと。少も食物を口に入れざりしととなり。○いふがひなく。無益にの心。○うち。禁中。○ときめき。時を得て榮ゆる。○やすからぬ。妬みの爲に、心安からず思ふ。○べち。別の音便。○すゑ奉り。住はせ給ふこと。○此一段は、扶桑略記に據れりと見ゆ。書紀に據れば、七年冬十二月壬戌朔、新室に讖<sup>トモシカ</sup>を給ふ。天皇親ら琴を弾き、皇后起ちて舞ひ給ふ。舞已に終りて、禮事を言ひ給はず。但當時の俗、宴會に、舞人まひ終れば、必らず座長に對ひて、娘子を奉らひと云へり。故に天皇、皇后に對ひて、何ぞ常の禮を失へるやと仰せまかば、皇后かまこまりて、再び起ちて舞ひ終りて、娘子を奉らむと申し給ふ時、天皇、其娘子の名は、如何にと問ひ給へば、皇后已むことを得ずまて、奏ま給はく、妾が妹、名は弟姫、容姿秀くれて双ふものなく、身の色、衣を通りて光り輝く、故に時の人衣通郎姫といふと申ま給ふ。天皇、もと衣通郎の容色に、心をよせ給へり。皇后これを知ろま召すが故に、前に禮事を申ま給はざりしなり。明る日、天皇使者を遣りて、弟姫を召ままむ。時に弟姫、母に隨ひて近江の坂田に在り。皇后の情を畏れて、勅を奉じ玉はず。よりに重ねて七たびまで、召ま給へども、固く辭みて至りまます。天皇即ち、中臣鳥賊津使主に勅ま給はく、皇后の進らせま弟姫、召せども參らず。汝ゆきて弟姫を召ま來らば、必ず厚く賞せむと仰せ給ふ。鳥賊津使主、仰を受けて退き、櫛を衣中につみみて、坂田に至り、弟姫が庭中に伏えて申さく、天皇の命をもて召すと、弟姫對へて、いかでか仰せ言を畏まざらむ。唯皇后の志を傷ましむるを欲せざるのみ。身死ぬとも參らずと、鳥賊使主申さく、臣、命を蒙りて

來る、もし參り給はずば、臣かならず罪せられむ。寧ろこの庭内に伏して死なむと、七日を経るまで、庭中に伏せり。飲食を興ふるも食はず、密に懷中の櫛を食へり。弟姫思へらく、皇后の嫉を畏れて、既に天皇の命を拒み、且君の忠臣を亡はむとするは、罪がましわざなりと、遂に鳥賊津使主に從ひて京に至る。天皇大に喜びて、厚く鳥賊津使主を賞ま給ふ。然れども皇后の御氣色平ならざるが故に、宮中に入る、こと能はず、舍を藤原に造りて居らしむ。後皇后大泊瀬天皇を生みまます夕に、天皇初めて藤原に幸ます。皇后聞きて恨みて申ま給はく、妾幼きより後宮に仕へて、多くの年を経たり。今産に臨みて、生死相半ばするにあたり、かゝる憂きを見せ給ふはいかにと、自ら産室を燒きて、死なむとし給ふ。天皇大に驚きて、皇后を慰め諭し給ふと見ゆ。

四十二年おはしましに、みかどうせ給にしを、新羅より、ごしごとの事をなれば、舟八十に、さまざまの物をつみて、樂人八十人、あひそへてたてまつりたりしに、みかどうせ給にけりとまきよて、なきかなしむことかぎりなし。なにはのつより京まで、このみつぎ物を、もてつぎけたてまつりおきてかへりにまき。この後は、わづかに、舟二などをぞたてまつりし。又をこたるとしくも侍き。

○なにはの津。津は、船舶の集り泊る處をいふ。なにはの津は、いまの大坂なり。○この事蹟も、扶桑略記に據れり。書紀には、四十二年春正月乙亥朔戊子、天皇崩す。新羅王聞きて、大に驚き

愁きて、調の船八十艘、及び種々の樂人八十を貢ぎ上る。これら對馬に泊りて大に哭き、筑紫に至り、また大に哭き、難波津に至りて、喪の服を着、御調物を捧げ、種々の樂器をならして、難波より京に至り。或は哭き、或は歌ひ舞ひ、遂に濱の宮に参り逢ふ。冬十一月、新羅の吊使等還る。爰に新羅の使者等、京の邊りなる耳成山と、畝傍山とを愛で、還り去る時、琴引坂にて、この二の山を愛で惜みて、ウネメハヤ、ミ、ハヤといへり。これいまだ我國の言語になれざるが故に、うねびをウネメ、み、なしをミ、とあやまれるなり。時に新羅の使者に従へる倭の飼部、この辭を聞き、新羅人、采女を犯したるが故に、かく忍び思ふぞと疑ひて、京に返りて、大泊瀬皇子に申す。よりに皇子、新羅の使者を搦め捕へて、事の實否を正し給ふ。使者陳辨して、赦さるゝことを得たれども、遂にこの事を恨みて、貢物の品、及び船の數を減すと見ゆ。

第廿一、安康天皇

三年崩、年五十六、葬大和國菅原伏見西陵

次のみかと安康天皇と申す。允恭天皇の第二の御子、御母皇后忍坂大中姫なり。甲午のとし十月に、御あにの東宮をうしなひたてまつりて、十二月十四日に、位にはつき給ひしなり。御とし五十六、世を去り給事三年なり。あくる年の二月に、御おとゝの雄略天皇の、大泊瀬のみこと申ておはせし、御めになしたてまつらんとて、御をぢの大草香のみこと申し人の、御いもうとをたてまつり給へと、みか

小三、九月、甲子、崩、年五十八、葬大和國菅原伏見西陵、御母皇后忍坂大中姫なり、御子、允恭天皇、御あにの東宮をうしなひたてまつりて、十二月十四日に、位にはつき給ひしなり。

か、虚淫に、ついでに、大に、相討て、甲子、崩、年五十八、葬大和國菅原伏見西陵、御母皇后忍坂大中姫なり、御子、允恭天皇、御あにの東宮をうしなひたてまつりて、十二月十四日に、位にはつき給ひしなり。

どおほせ事ありて、御つかひをつかはしたりしに、この御子よろこびて、身にやまひをうけて、ひさしくまかりなりぬ。世に侍る事、けふあすといふ事を知らず。此人身なし子にて侍を、みおきがたくて、よみぢもやすくまかられざるべきに、そのかたちのみにくさを、さらひたまはず、かゝるおほせをかうぶる、かたじけなき事なり。この心ざしを、あらはしたてまつらんとて、御使につけて、めぞたきたからをたてまつれるを、此御使これをみて、ふける心出きて、このたから物をかすめかくしつ。さてかへりまいりて、みかどに申やう、さらになてまつるべからず。おなじみこたちといふことも、われらがいもうとにて、いかぞかあはせたまつるべきと、申よしを、いつはり申しかは、大にいかり給て、いくさをつかはして、ころし給てき、そのめをとりて、わが后とし給。そのいもうとを召て、本意のてとく、大はせのみこにあはせ給つ。

○安康天皇。穴穂御子と申す。○菅原伏見西陵。生駒郡伏見村大字寶來にあり。字寶菜山といふと、諸陵周垣成就記に見えたり。

○第二御子。古事記、第三子に作る。書記に第二子、一に云ふ第三子に作る。いま允恭天皇二年紀を案するに、第三子を正しとす。○御兄の東宮を失ひ奉

りて。古事記にいふ、允恭天皇崩じて後、木梨之輕太子、いまだ位に即さ給はざりし間に、その妹輕大郎女に對す。是に於て、百官、及び天下の人心、輕の太子に背きて、穴穗の御子に歸す。よりて輕の太子、畏れて、大前小前宿禰の大臣の家に逃げ入り、兵器を作りて自ら備ふ。穴穗御子、兵を起して宿禰が家を圍み給ふ。宿禰、輕の太子を捕へて、穴穗御子に奉る。御子これを伊豫の湯に放つと見ゆ。○御め。御妻にて、大泊瀬命の妃になし奉らむとてなり。○御をぢ。大草香皇子は、仁徳天皇御子にして、この天皇の父、允恭天皇には、異母弟に當りませば、この天皇には叔父に當り坐せり。○御妹。幡梭皇女といふ。大草香の同母妹、母は日向髮長媛なり。先に履中天皇の妃たりし時、中磯皇女を生む。○けんあすといふ事を知らず。病の爲に、命も朝夕をはかられずとなり。○身なし子にて待るを。幡梭皇女の父仁徳天皇も、母髮長姫も、既に崩れ給ひし故にいふ。○みあさがたくて云々。いまは、兄の我身一人を、頼みに思ふものを、病とはいひ、見捨て、そのまゝに置き難くて、このまゝに死なば、黄泉の道をたどりゆかむにも、心安く參られざるべきに。○この心ざしをわらはさむとて。その感謝の意をあらはさむとてなり。○めでたき寶。美しき寶。○ふける心。おぼるゝ心といふに同じ。その寶の、わまり美しく、珍らしきにはまりて、悪心を起すなり。○さらに。俗に一切といふ程の心。○同じみこたちといふども。同じ皇族なりと雖もの意。書紀に、其同族と雖も、豈に吾妹を以て、妻と爲すを得んやとあり。○あはせ。夫婦にするをいふ。○そのめをとりて云々。めは妻にて、即大草香皇子の妃、中磯皇女にて、是は履中天皇の女、母は幡梭皇女なり。この中磯皇女を、天皇自ら妃とし給

ひしなり。○その妹を召して云々。その妹は幡梭皇女をいふ。本意ははいと訓む。本意の意。○この一段、例の扶桑略記によれりと見ゆ。紀にいふ、元年春二月戊辰朔、天皇、大泊瀬皇子の爲に、大草香の皇子の妹、幡梭皇女を聘せむと欲し、坂本、臣祖根使主を遣して、大草香皇子に請はしめて曰く、願くば幡梭皇女を得て、大泊瀬皇子に配せむと欲ふと、大草香皇子對へて申さく、僕このごろ、重き病を患へて、愈ることを得ず。然れども、死は命なれば惜むに足らず。たゞ妹幡梭皇女の孤なるを以て、心安く死すること能はず。いま陛下、その容色の醜さを嫌ひ給はず、皇子の妃に配し給はむこと、辱き極みなり。故に我が真心を表はさむが爲に、私の寶、名は押木珠纒を捧げむとて、根使主に付けて獻る。使主その寶の美しさを視て、盗みて己が寶と爲し、詐りて申さく、大草香皇子、命を奉せず、臣に謂て曰く、同族と雖も、いかでか、吾妹を以て妻と爲すことを得むと申すと、天皇大に怒りて、兵を起して、大草香の家を圍み、遂に之を殺して、その妃中帯姫を取りて、宮中に納れて妃となし、幡梭皇女を喚びて、大泊瀬皇子に配せ給ふと云へり。さて次に、この事に關する諸皇子の系譜をあぐれば、左の如し。

母整之媛  
履中 天皇  
母同 上  
反正 天皇  
仁徳 天皇  
母全 上  
允恭 天皇

母幡梭皇女  
中 帯 姫  
先大草香妃  
後安康天皇妃

木梨輕太子

母日向長媛	母中務姫
大草香皇子	眉輪王
母同	安康天皇
上	雄略天皇
後	大泊瀬皇子
皇女	
先履中	
後	
雄略	
天皇	
妃	

三年と申八月に、みかど、ろうにのほり給て、みきなどすゝめて、あそび給て、後の宮に、なに事かおほす事はあると、申給ひしかば、後の宮、みかどの御いとほしみをかうおれり。何事をかは思ひ侍べきと申給。みかどおほせられていはく、我身にはおそるゝ事あり。このまゝ子の眉輪のわう、おごをしくなりて、わが、その、ちゝをころしたりとちりなば、さためて、あしき心をおこしてんとの給を、このまゆわのわう、樓のゑたにあそびありきて、まゝ給てけり。さてみかどのゑひて、後の御ひさをまくらにして、ひる御このこもりたるを、かたはらなるたちをとりにて、まゆわのわう、あやまちたてまつりて、にけて、大臣の家におはしにま。みかどの御おとゝの、大はつせのみこ、此事をまゝて、いくさをおこして、かの大官の家をかこみて、たゝかひ給き。まゆわのわう、もこより、われ位につかむとの心なし、たゝちゝのかたきを、むくふるばかりなりといひて、みづからくびをさりて

まぬ。此まゆわの王、七歳になむなり給し。

○御酒なごすゝめて云々。御酒をまゝしめて、御心を晴らし給ふなり。○御いとほしき。御寵愛をいふ。○まゝ子の眉輪王。この王子は、皇后の大草香皇子の妃たりし時、設け給ひしものなれど、今は皇后と共に、宮中に養はるゝが故に、しかいひ給ふなり。○おどなしくなりて。成人して後。○おしき心。復讐の念。○あやまち奉りて。弑ま奉りて。○大臣。○大臣。○自ら頸を切りて死ぬ。扶桑略記に、爰に眉輪王云ふ、臣もと天位を求めず、唯父の仇を報ゆるのみと、遂に自ら己が頸を切りて死ぬと見ゆ。さてこの事、雄略天皇即位前紀にいふ、三年八月、穴穂天皇沐浴せむと欲して、山宮に幸し、遂に樓に登りて、酒を命じて聞し召す。心和ぎ樂み極り給ふ時、顧みて皇后に申し給はく、汝己に親み昵まじと雖も、獨り眉輪王を畏ると、眉輪王いまだ幼くて、樓の下に遊び戯れて、悉くこの御談を聞き、天皇の醉ひ伏し給ふを伺ひて、刺し殺し奉る。この時大舍人あり、馳せて大泊瀬皇子に、眉輪王の天皇を弑し奉りし事を告ぐ。皇子大に驚きて、兄の皇子等の仕業ならむかと疑ひ、甲を着、刀を帯び、兵を卒ゐて、自ら將となり、八釣白彦皇子を責め問ふ、皇子恐れて黙す。大泊瀬尊怒りて、刀を抜きてこれを斬り、更に坂合黒彦皇子を責め問ふ、皇子恐れて亦黙す。大泊瀬ますゝ怒りて、眉輪王と共に併せ殺さむと欲し、まづ事の故を尋ね給ふ。時に眉輪王申さく、臣もとより天位を望まず、たゞ父の仇を報ゆるのみと、坂合黒彦皇子、深く疑はるゝことを恐れて、竊に眉輪王に語り、共に間を得て、圓の大臣の家

に隠る。大泊瀬皇子、使を遣はして、二人を出さむことを乞はしむ、大臣對へて申さく、人臣事ある時は、逃げて王室に入ると聞く、いまだ、君王の臣家に隠るゝを聞かず、いま二皇子、深く臣が心を恃めり、いかでか忍びて之を送り奉らむと、大泊瀬皇子、ますく兵を興して、大臣の家を圍む。大臣軍門に進みて、跪きて申さく、願くば臣が女、韓媛と、葛城の宅、七とところを獻りて、罪を贖はむことを請ひ申すと、大泊瀬許し給はず。火を縦ち家を焼き給ふ。大臣、及黒彦皇子、眉輪王みな焼き死されぬと見ゆ。

第廿二、雄略天皇

二十三年崩、年九十三、葬河内國高鷲原陵

次のみかと雄略天皇と申さ。允恭天皇第五のみこ、御母皇后忍坂大中姫なり。丙申のとし十一月十三日、位につま給ふ、御年七十、世を去り給事、廿三年なり。このみかとひまれ給ひし時、宮のうちなむひかりたりし。おこなになり給て後、心たけくして、おほくの人をころし給さ。世の人、大悪天皇と申さ。二年と申し七月に。みかとあひせさせ給し女、ことをとこにあひにけり。みかといかり給ひて、をとこ、をんな、ふたりながらめしよせて、四のえたを、木のうへにはりつけて、火をつけてやまころし給てま。四年二月と申しに、みかどこのかづらき山にて、か

小注、杉本、八月七日、未崩、御年八十八、十人、以下同、神子、五、下見

りをし給ひしに、みかどの御かたち、いさゝかもたがはぬ人、いそきたれりま。みかどこれは、たれの人ぞと、のたまはせしに、其人、まづ、わうの名を、なりの給へ、そののちまうさんと申しかは、みかどなのり給さ。其後、われは、ひとことぬしの神に侍と申て、あひともにかりをして、日くれてかへり給しに、このひとことぬしの神、おくりたてまつりしかば、世中の人、たゞ人にはおはせぬかとぞ申あひたりし。廿三年と申し七月に、うら島の子、ほうらいへ、まかりにけりといふこと侍しなり。みな人の去り給ひたる事なれば、こまかには中べからず。

○雄略天皇。大泊瀬皇子。○年九十三。扶桑略記、一代要記、之に同じ。書紀に享年闕く。

古事記、舊事記、並に一百廿四に作り、神皇正統記八十、帝王編年記、扶桑略記一説、愚管抄百四歳に作る。允恭天皇紀、七年十二月、皇后大泊瀬皇子を生み給ふ夕、天皇始めて藤原宮に幸すと見ゆ、これによりて推算する時は、享年六十二になり給ふが如し。○高鷲原陵。南河内郡高鷲村大字南島泉。○丙申。一本、丁酉に作る、誤れり。○宮の内なむひかりたりし。紀に、神光満殿と見ゆ。○大悪天皇。この天皇御心荒々しく、前に眉輪王を始め、二皇子を殺し、後に市邊押磐皇子を殺し、常に遊獵を好みて、親ら猛獸を撲ち、臣下の罪を得るものには、往々極刑を施し給ひしが故に、かく言ひなせるなり。即ち書紀に、天皇心を以て師と爲し、誤て人を殺し玉ふ

こと衆し、天下の人、誹謗して言く、大悪天皇也と見ゆるが如し。○みかどあひせさせ給ひし女云々。あひは愛にて、あいとあるべし。こと男とは、わが夫ならぬ、他男をいふ。紀に二年秋七月、百濟池津媛を幸せむと欲す心ありしに、その女、石河精に淫ぬ。天皇大に怒り給ひ、大伴室屋連に詔せて、久米部をして、夫婦の四支を木に張らしめて、假床の上に置きて、火をもて焼き殺しつと見ゆ。○一言主の神。事代主神なりと云ひ、また味鋸高彦根命と云ふ説われども詳ならず。延喜式神名帳に、大和國葛上郡葛木坐一言主神社、名神大、月次、相嘗、新嘗とあるはこの神なり。また三代實録に、貞觀元年正月、葛城一言主神を、從二位に叙せらるゝこと見ゆ。○たゞ人。凡人の義、一言主の神、かたちを表はして、共に遊び給ひしを見て、天皇も凡庸の人にては坐まさずと、世人の思ひ悟りたるなり。○はらうら。山海經にいふ、蓬萊山は海中に在り。註にいふ、上に仙人の宮室あり、皆金玉を以て造る、鳥獸盡く白く、これを望むに雲の如し。渤海の中にありと見ゆ。○廿三年。書紀によるに、廿二年を正しとす。○この事は、釋日本記に引く丹後國風土記に曰く、長谷朝倉宮御宇天皇の御世に、與謝郡日置郷筒川村に、嶋子といふものあり。獨り小船に乗りて、海中に出で、釣を爲すに、三日三夜を経て、一の魚をも得ず、だゞ五色の龜一つを得たり。嶋子、奇異の思をなして、船中に置きて、しばらく眠りし間に、龜、婦人となる、容姿の美きこと、比ぶべきものなし。嶋子問ひていへらく、海中人宅に遠し、何人か忽ち來れると、娘子微笑して曰はく、風流の士、ひとり海中に遊ぶ、近く物語りせむが爲に、風雲に乗りて來れるなりと、島子また問ふ、風雲何れの處より來る。娘子答へて曰はく、天

上仙家の人なり。君請ふ疑ふなかれと、島子遂に娘子に従ひて、海中の島に至る。その地、玉を敷けるが如く清らかにして、樓臺玲瓏として、その美しきこと、いまだ曾て見ざる處なり。やがて娘子と手を携へて行くに、一の大なる家の門に至れり。女のいはく、君しばらくこの處に立ちて、待ちてよと、時に七人の童子來りて、島子を見て、これ龜姫の夫なりといふ。また八人の童子あり、同じくこれ龜姫の良人なりといふ。よりにて彼の娘子は、龜姫なることを知る。かくて娘子出て來りて、導きて内に進み入る。父母あひ迎へて、坐に就かしめ、人間と仙都の分ちあることを語り、人神遇會の喜びを述べ、百品の珍珠を列ね、兄弟、姉妹、杯を擧げて獻酬す。仙歌寥亮として上り、神舞透茫として起る。その樂み人間に倍す。殆ど日の暮るゝを知らず。日没に及びて、人漸く散す。娘子獨り留りて、遂に島子と契りを結ぶ。島子舊俗を忘れて、仙都に遊ぶこと三歳に餘りしが、忽ち郷土を想ふ心つきて、二親を慕ひ、しきりに嗟歎す。娘子あやしみて、その故を問ふ、島子詳にその心を明す。娘子悲み歎くと雖も、島子遂に聞かず。よりにて娘子の父母親族等、別を悲みて遠く道に送る。娘子一の玉匣をもて、島子に授けて曰はく、君もし妾を忘るゝ事なくば、謹みてこの匣を開くことなかれと、相別れて舟に乘らむとする時、教へて目を眠らしむ。忽にして本土、筒川の郷に至れり。即ち村邑を望むに、人變り物うつり、一も、もど見しが如くならず。よりにて村人に問ひて曰く、水江の浦嶋の子の家人は、いま何處に住めるかと、村人答へて曰く、君は何處の人ぞ、吾古老の言を傳へ聞くに、昔水江の浦嶋の子といふものありと、獨り海中に遊びて、遂に還り來らず、已に三百餘年を経たり。然るに、今忽ち、この古人を問ふは



如何と、島子思ひの外にて、郷中をさまよひあはるること、十日になりぬれども、一人の知れるものに逢ふことなし。よりて前の神女を思ひ忍ぶこと甚しく、遂にその戒めを破りて、かの玉匣を開きしかば、白雲立ち上りて、我身白髮の翁となりぬ。よりて、再び、彼の神女に會ひ難きとを歎き、涙にひせびて、郷中にさまよひ、二首の歌を作る云々と見ゆ。○昔人の、知り給ひたる事なれば云々。この浦島子の物語りは、名高きことにて、たれくも知り給ひたる事なれば、子細に申さずと、かの仙人の翁のいふなり。

第廿三、清寧天皇

五年崩、年四十一、葬河内國坂門原陵、

次のみかと清寧天皇と申す。雄略天皇の第三御子、母皇大夫人葛城韓姫也。雄略天皇の御世、廿二年正月に、東宮に立給、御とし卅五、世をまり給事五年、みかとひまれ給て、御ぐしゑろくながよりき。さて白髮皇子とは申しなり。たみをあひし給心ありしを、ちよみかど、御子たちのなかに寵じ給て、東宮にたてくまつりし也。庚申のとし正月四日、位につき給、御年三十七、世をまり給事五年なり。此みかど位をつぐべき人なき事をなげきて、よろづの國くに、使をつかはして、王孫をもごめ給ひしに、履中天皇の御ひままでといふ人二人を、播磨國より求め出

小註 杉本治五  
十年甲子、正月  
九御年、二十  
立給、四月、未  
即給、四月、未

東宮にたち給  
下宮にたち給  
ひつ、御位給  
に御位給、御  
に御位給、御  
に御位給、御  
に御位給、御  
に御位給、御

履中天皇の御  
孫に御位給  
二皇子に御  
給、御位給  
兄に御位給  
計に御位給  
作に御位給

して、あにをば東宮に立て、弟をば、皇子とし給き。

○清寧天皇。白髮武廣國押稚日本根子尊と申す。○年四十一。扶桑略記一説、一代要記、皇年代略記、本書に同じ。扶桑略記、神皇正統記、三十九歳とし、皇代記、歴代皇記、四十二とす。書紀には享年かけたり。○坂門原陵。南河内郡西浦村大字西浦。○民を愛し給ふ。書紀に、天皇生れながらにして白髮あり。長じて民を愛み給ふ。大泊瀬天皇、諸皇子の中に、特にその行ひを異なりとして、立て、太子と爲し給ふと見ゆ。○使をよろづのくににつかはして云々。扶桑略記に、二年辛酉二月、天皇その繼なきを愁へて、大伴室屋大連を、諸國に遣はして、皇種を求めしむ、白髮部舍人、同じき膳夫等を以て尋ねしむ云々、三年四月、兄億計を以て皇太子に立て、弟弘計を以て皇子と爲すとあるによりて、書けるなるべし。書紀には、二年春二月、天皇、子無きを恨みて、大伴室屋大連を、諸國に遣はして、白髮部舍人、白髮部膳夫、白髮部鞆負を置き、遺跡を垂れて、後の世に觀せしむ。冬十一月、大嘗供奉の料により、播磨國の司、山部連先祖伊與來目部小楯を遣し、明石郡縮見屯倉首忍海部造細目が新室に於て、市邊押磐皇子の子、億計、弘計の二王子に見えつ。乃ち假宮を作り、使を馳せて奏す。天皇大に悦びて、小楯をして、左右の舍人を率ひて、赤石に至りて、迎ひ奉らしむと見ゆ。なほ下にいふべし。○王孫。皇族の子孫○履中天皇御ひままで。市邊押磐皇子の子、億計、弘計の二皇子にて、即ち履中天皇の皇孫に當りませり。○兄をば東宮に立て。御兄は億計王、御弟は弘計王を申す。

小註、杉本、治即位年十、一月、御年、三十五、御年、和國、垣内、丘、陵、一、見、ユ、

第廿四、飯豊天皇、

即位年崩、年四十五、葬、大和國垣内丘陵、

次のみかど飯豊天皇と申す。これは女帝におはします。履中天皇のみこに、押羽皇子と申て、黒媛の御はらに王子おはしき。その御むすめ也。御母黒媛なり、甲子のとし二月に、位につき給、御さし四十五。このみかどの御おごふたり、かたみに位をゆづりて、つき給はざりしほどに、御いもうとを、位につけたてまつり給へりとなり。さて程なく其年のうち、十一月にうせ給にしかば、此みかどをば、系圖などにも、いれたてまつらぬとかやぞうけたまはる。されども、日本紀には、いれたてまつりて侍なれば、次第に申侍るなり。

○飯豊天皇。飯豊青皇女、また忍海部女王と申す。○押羽皇子云々。押羽皇子は履中天皇御子なり。その御系圖左の如し、

履中天皇	市邊押磐皇子	母 夏媛
	母 黒媛	姫
	同母	飯豊青尊 忍海部女王
	同母	仁賢天皇 億計

同母	顯宗天皇 弘計
同母	橘王

○黒媛。葦田宿禰の子、蟻臣の女。○垣内丘陵。書紀に葛城、垣内丘陵に葬ると見え、扶桑略記には、大和國葛木埴田丘陵、一に云河内國古市郡坂門原南陵に葬とも見ゆ。而して舊事記、延喜式には、埴口とあれば、本書垣内とあるは、埴口の誤なるべし。陵墓一覽にもしか見えたり。今北葛城郡新庄村大字北花内にあり。○御いもうと。飯豊皇女は、書紀、顯宗天皇即位前紀の本註に、譜第に曰云々、其三曰弘計王云々、其四曰飯豊女王と見え、御妹とせり。されど同註に、一本飯豊女王を以て、億計王の上に叙せたりと見え、又その本紀に、天皇姉飯豊青皇女と見えて、即ち飯豊皇女は、允恭天皇廿九年庚辰の年に生れ給ひ、億計王は同卅八年己丑の歳に、弘計王は、同卅九年庚寅の歳に、生れ給へば、御姉なること明なり。○位につけ奉りしなり云々。顯宗天皇紀に、五年春正月白髮天皇崩す。この月、皇太子億計王、天皇と位をゆづり、久くして處給はず。是に由りて天皇の姉飯豊青皇女、忍海角刺宮にて、朝に臨みて政をとり給ふ。自ら忍海飯豊青尊と稱すと見ゆ。○この帝をば系圖などにも云々。原本に、系圖などにもいれたてまつらんとかやぞうけたまはるとあり。又松本には、いれたてまつらぬとかやぞ承るとあり。今案するに、本書は、扶桑略記に、此天皇、不載諸皇之系圖、但和銅五年上奏、日本記載之、仍註傳之、諸本有無不同也と、見ゆるに依りて、書けるなるべければ、いれたてまつらんのんは、誤なること明な

り。故に頭注に引ける杉本、及松本の文に、ぬどあるに従ふ。○日本紀には入れ奉りて云々。書紀の記載は、上に引くが如し。只仁賢、顯宗二帝、相ゆづりて空位の間、政を見給ひしまでの事にて、一世紀を立つるにあらず。されば御世代には數へざるなり。○次第に申侍るなり。順序に従ふて申述るとなり。

第廿五、顯宗天皇

三年崩、年三十八、葬大和國磐杯上陵、

次のみかと顯宗天皇と申き。飯豊天皇おなじ御腹のおとよにおはします。乙丑歲正月一日位につき給、御年三十六、世をそり給事三年、御父のおしはの皇子は、安康天皇の御世三年と申しに、安康の御おとよの雄略天皇と申しみかどの、いまた皇子にておはしましたしに、うしなはれ給しかば、その御子ふたり、丹波國へ、にけておはしたりしに、なほ世中をおそり給て、弟の君、あにの君をすゝめたてまつりて、播磨國へおはして、御名どもをかへて、こほりのつかさにつかへ給き。

○顯宗天皇。弘計尊。○年三十八。書紀享年闕く。古事記、本書に同じ。扶桑略記、愚管抄、一代要記、歷代皇記、神皇正統記、皇年代畧記、並に四十八に作る。帝王編年記、三十一歳とす。今とらず。○磐杯上陵。北葛城郡下田村大字北今市。○御父のおしはの皇子は云々。雄略天皇

小註、杉本、  
三年丁卯四、  
月廿五日三作

紀にいふ。冬十月癸未朔、○安康天皇、穴穗天皇の、前に市邊押磐皇子に、國を傳へ、後事を托せむと欲し、を恨みて、人を市邊押磐皇子の許に遣はし、詐りて、獵して郊野に遊ばむと云はしめて曰く、近江の狹々城山君韓袋申さく、近江の來田綿蚊屋野に、猪鹿多くあり。その戴ける角は、枯樹の枝に似、そのあつまれる脚は、林の並び立てるが如し。願くば皇子と郊野に遊び、互に馳せ射むと、押磐皇子、その言に隨ひ、その野に獵りし給ふ。大泊瀬天皇、弓を引き馬を馳せ、詐りて猪ありと呼びて、押磐皇子を射殺すと見ゆ。○世中をおそり。おそりは、恐れにかなじ。世上に我名の聞えて、災の及ばむことを恐れてなり。○御名どもをかへて。紀に、名を改めて、丹波小子といふと見ゆ。なほ下にいふべし。○郡のつかさ、後世の謂ゆる郡司なり。されども書紀には、縮見屯倉首に仕ふと見ゆ。なほ下にいふべし。

さてとし月をすくし給しほどに、おとよの君、あにの君に申給はく、われら命をのがれて、此所にてとしをへにたり。いまは名をあらはしてんとの給しに、あにの君、おからは命をたもたむこと、いとかたかるべしとの給しかば、又おとよの君、われらは履中天皇の御孫なり。身をくるしめて、人につかへて馬牛をかふ。いけるかひなし。たゞ名をあらはして、命をうしないてん。いとよき事なりとの給て、あに弟かたみに、いたきつきて、なき給ことかぎりなし。兄の君、さらばとく、我

等が名をあらはしたまひてよと、の給しかば、ふたりあひぐして、こほりのつかさの家におはして、あまたりのもとに給へりしかば、よびいれたてまつりて、かまどのまへにすゑて、さけのみ、あそびなどして、おのくたちてまふに、このおとよの君、わが御身のありさまを、いひつゞけてまひ給を、こほりのつかさ、まよおとろきて、おりさはぎ、拜したてまつりて、こほりのうちのたみどもをおこして、俄に宮づくりして、かりそめにすゑたてまつりて、みかどに此ふたりの王を、むかへたてまつり給へと、申しかば、清寧天皇よろこびて、すなはちむかへとり給つ。われ子なし。位をつぎ給べしとて、あにの王を、東宮に立たてまつり給。さて清寧天皇うせ給ひにしかば、東宮位につき給べかりしを、御弟にゆづり給じかとも、あるべき事にあらずと、申給へりき。かくてかたみに、位につき給はざりしかば、御いもうとの飯豊天皇を、つけたてまつり給しほどに、そのころのうちに、うせ給にしかば、なほ弟のわう、東宮の御すゝめに忘たがひて、位につき給まき。そのとし三月上巳日、はじめて曲水宴はおこなはせ給し。

○いとよきことなり。至極よろしからむと、兄王の同意し給ふなり。○わらはしたまひてよ。よは希望の辭なり。早く吾々の身分を公にして、運命を一擧に定めてよと、兄の王の希ひ求め給ふなり。○あまたりのもと。軒の雨水の垂れ落る處をいふ。○わが御身のありさまをいひつゞけて云々。書紀にいふ、天皇遂に殊舞を作し給ふ。詔びて曰はく、倭は彼々の茅原、淺茅原、弟日僕らま是なり、弟彦なりとの酒、弟彦なりとの酒、小楯深く怪みて、また歌はしむ。天皇詔びて曰はく、石上ふるの神祖、本伐り未截らひ、市邊宮に天下しらし、天萬國萬押磐尊の御裔、僕ら是なりと、小楯大に驚きて、席を離れて云々と見ゆ。○おりさはぎて。座を下り奔走して。○郡の内の民ども起して。郡民を召し集めてなり。○かりそめにすゑ奉りて。假りに、今つくれる宮に、居き奉りてなり。○有るべき事にあらず。しかすべき事にあらず。○かたみに。互に。○顯宗天皇紀にいふ、穴穗天皇三年十月、天皇の父、市邊押磐皇子、及び帳内佐伯部仲子と、蚊屋野に於て、大伯瀬天皇の爲に殺されぬ。是に於て天皇、億計王と共に、禍の及ばむことを恐れ、逃れて匿る。帳内日下部連使主、その子吾田彦と、竊に天皇と億計王とを奉じて、難を丹波國余社郡に避く。使主名字を改めて、田疾來といふ。然れども、なほ誅せられんことを懼れて、播磨國縮見山石室に入りて、自ら縊れて死す。天皇億計王を勸めて、播磨國赤石郡に向ひ、俱に御名を改めて、丹波小子といひ、縮見屯倉首に仕ふ。吾田彦こゝに至りて、なほ去らずして仕へ奉る。白髮天皇二年冬十一月、播磨國司山部連の先祖伊與來目部小楯、赤石郡に至りて、新嘗の供物を徴す。適、縮見屯倉首が新室宴するに會ふ。天皇億計王に謂ひて曰はく、亂を避けて、逃れ隠るゝこと數年に及

べり。名を顯はし、貴を示すは、今宵にありと、億計王、惘然として歎きての給はく、自ら名を著はして殺さるゝと、身を全くして禍を逃るゝと、孰れか是なると、天皇いひ給はく、吾は去來穂別天皇、○安の御孫なり。然るを人に事へて、牛馬を飼はむよりは、名を顯はして殺さるゝに若かずと、遂に兄弟相抱きて泣き給ふ。この夕、屯倉首、二王子に命じ、寢の左右に居て、燭を乗らしむ。夜深く酒酣にして、各起ちて舞ふ。小楯二王子に命じて、起ちて舞はしむ。御兄億計王、先づ起ちて憐ひ、次に天皇起ちて憐ひ、歌によりて押勢皇子の御裔なることを知らしむ。小楯大に驚きて、席を下り、屬僚を従ひて、謹みて仕へ奉り、郡民を發して宮殿を造り、假りに、こゝに置き奉りて、自ら都に至りて、二王子を迎へし事を乞ふ。白髮天皇聞し召して、大に喜びて、朕子なし、宜しく嗣と爲すべしと宣り給ひ、小楯をして、節シメツを持ちて、左右の舍人を將ゐて、赤石に至りて、二王子を迎へしむ。白髮天皇三年春正月、天皇億計王に隨ひて、攝津に至り給ふ。白髮天皇、臣連をして宮中に迎へしめ給ふ。夏四月、億計王を立て、皇太子と爲し、天皇を立て、皇子と爲す。五年春正月、白髮天皇崩す。二王子、互に、位を譲りて、久くして立ち給はず。皇姉飯豊青皇女、忍海角刺宮に政を視給ふ。自ら忍海飯豊青尊と稱し給ふ。冬十一月、飯豊青尊崩す。十二月億計王、天皇の璽を取りて、弘計天皇の座に置き、自ら諸臣の位に従きて申し給はく、天皇の位は功あるもの居るべし。前に吾が身の貴を顯はして、今日あるを致しきは、皆弟の皇子の謀なりと云ひて、固く譲り給ふ。天皇また固く辭し給へども、遂に兄皇子の意に、逆ふべからざるを知りて、位に即き給ふと見ゆ。○曲水宴、公事根源に、曲水宴、三月三日、これは、昔王卿など参

りて、御前にて詩を作りて、講せられけるにや。御溝水ミカミヅに盃を浮べて、文人以下これを飲ひよし、康保の御記に載せられたり。また顯宗天皇元年三月上、巳日、後苑に幸して、めぐり水のとよのあかりさこしめすと、日本紀にあり。曲水宴は、周の世より始まりけるにや、文人ども水の岸になみ居て、水上より盃を流して、我前を過ぎざるさまに、詩を作りて、その盃をとりて飲みけるなり。羽觴を飛ばすなといふも、この事なるべし。又上巳のはらへどて、人みな東流の水上にて、はらへするよし、漢書などに記せり。また草餅を、三月三日に用る事は、周の幽王より事おこりぬるよし申し傳へたりと見ゆ。

二年八月と申しに、みかど御兄の東宮に申給はく、わがちよのみこ、つみなくして、雄略天皇にうしなはれ給へりき。うらみの心いまたやむことなし。われかのみかどのみさゝぎをこぼちて、そのほねをくたきて、すてんとのおたまひしを、東宮申給はく、雄略天皇は、みかどにおはします。我ちよは、みかどの御子なりといへども、位にのほりたまはざりき。またみかど、清寧天皇の御めぐみをかうぶり給へり。雄略天皇は、清寧天皇の御ちよにおほせずや。いま位にのほり給、いかでか、そのこゝろさしをわすれたまはん。みさゝぎをやぶりたまはん事、あるべからずと申給しかば、そのことにおたがひ給き。この御時、世をさまり、民やすらか

またみかど、  
イホ、また我  
等には作ル

に侍りき。

○我ら、は、みかどの御子なりといへども。我父、押磐皇子は、履中天皇の皇子なれども意。○またみかど。顯宗天皇をいふ。○おはせずや。御座すやの義、俗にゴザリマセカといふに同じ。○紀にいふ、二年秋八月己未朔、天皇、皇太子億計王に謂ひ給はく、吾父押磐王、もどより罪なし。然るを大泊瀬天皇、射殺て骨を郊野に棄て、今に至りて獲ること能はず。憤怨やむことなし。吾聞く父の讐には俱に天を戴かず。兄弟の讐には兵を反さず。朋友の讐には國を同くせずと、匹夫の子だも此の如き。況て、吾立ちて、天子たること、こゝに二年なり。願くば、その陵を壊ち、骨を摧きて投げ散ち、以て父の讐を報いむと、皇太子諫めて申し給はく、大泊瀬天皇は、萬機を統べて天下に臨み給ふ、正しく天皇なり。吾父は皇子なりと雖も、騷亂に會ひて、天位に昇り給はず。尊卑の分明なり。若その陵墓を壊たば、誰をか人主として、神靈に仕へ奉らむ。是の事の不可なる一なり。又天皇、億計と、前に白髮天皇の殊恩に遇ひ給はずば、いかでか皇位に昇り給はむ。大泊瀬天皇は、白髮天皇の父なり。若し陵墓を壊たば、恩に報いざるの甚きなり。何を以てか國に往み、民を養ふことを得む。その事の不可なる二なり。天皇詔はく、善きかなと、遂にその事を止めまむと見ゆ。また古事記、顯宗天皇條に云ふ、天皇深く其父王を殺ち給ひて、大長谷天皇を怨みて、その靈に報いむと欲して、大長谷天皇の御陵を毀らむが爲に、人を遣し給ふ時、この兄億計王、奏上給はく、この御陵を破らむには、他人を遣す可らず。僕自ら行きて、天皇の御心の如く破りて來らむと、申し給ひき。かれ天皇、御言のまゝに出でます可しと

詔り給ひき。是を以て億計王、自ら下り幸まして、少く御陵の傍を堀りて、還り上り來まして、己に毀ち破りぬと奏し給ふ。天皇その早く還り上り給ひしを怪みて、如何なるさまに破り給ひしぞと、問ひ給へば、彼の御陵の傍を、少く堀りつと奏し給ひき。時に天皇詔り給はく、父王の仇なれば、必ず悉く壞り損すべきを、何故に、しかなし給ひしぞと詔り給へば、答へ給はく、父王の怨を、彼天皇の御靈に報いむと欲すは、誠に理なり。然れどもその大長谷天皇は、父の怨にはわれども、我には從父に坐し、また天の下治し天皇に坐す。然るを今單に父の仇といふ志をもて、悉く天皇の御陵を壞らば、後人必ず誹らむ。但父王の仇は報いざるべからず。故に少く彼の御陵を堀りつ。已にかく耻を見せ奉りてあれば、後世に示すにも足りなむと、奏し給へば、天皇はまたいと理なり。御言の如くにて善しと、詔り給ひけると見えたり。○世治り民安らかに侍りき。書紀に、この時、天下安平、民に徭役なく、歳しかりに稔りて、百姓富み榮え、稻一斛の價、銀錢一文、馬野を被ふと見えたり。

第廿六、仁賢天皇、十一年崩、年五十、葬河内國埴生坂本陵。

次のみかど仁賢天皇と申す。顯宗天皇のひとつ御はらのあになり。清寧天皇の御世三年四月に、春宮に立給、戊辰のとし正月五日、位につかせ給、御年四十、世を治り給事十一年なり。此みかどの御ありさま、顯宗天皇の御事のなかに、こま

小註、杉本、治十一年戊寅、八月八日崩、御年五十、男、御子二人、男、御子六人、女、御子二人、作

かに申侍りぬ。御心さま、めでたくおはしましたま。

○仁賢天皇。億計尊。○年五十。書紀、及び古事紀享年闕く、扶桑略記、愚管抄、神皇正統記、歴代皇記、皇年代畧記、本書に同じ。一代要記、帝王編年記、並に五十一に作る、今どらす。○植生板本陵。南河内郡藤井寺村大字野中。○御心さま、めでたくおはしましたま。めでたくは、愛甚くの義、うるはしくといふに同じ。この天皇、位を弟弘計王にゆづりて、有功を顯はし、また顯宗天皇の雄略天皇の御陵を毀たむと爲し給ひし時、諫めて止め給ひしなどによりて見るに、實に温良恭謙なる君にましまし、なるべし。

第廿七、武烈天皇、八年崩、年十八、葬大和國傍丘磐杯丘北陵、

次のみかど武烈天皇と申き。仁賢天皇の御子、御母皇后春日大娘なり。仁賢天皇七年正月に、東宮に立給、御年六歳、戊寅年十二月に位につき給、御年十歳、世をゑり給こと八年、その程人をころす事、あさ夕のゑわさとし給ふ。はらめる人の腹をさきわりて、その子を見給ひ、人のつめをぬきて、いもをほらせ、人を木にのほせて、おとしてころし、ある時は、人を水にいれて、ほこにてさしころし、ある時は、女をはたかになして、板のうへにすゑて、馬のゆゝしきわさするを、見

小註、杉本、丙戌十二月八日崩、御年十八、作ル。  
大原ノ下、杉本、雄略天皇、御女トア

せさせ給に、そのかたにいりたる女は、板をうるほすを、みかど、これをにくみて、やがてころし給き。さなきをば、めして、宮づかへすべきよし仰ありき。かやうのあさましく、心うき事おほかりし御世なり。御年十八にてうせ給にき。御子もおはせず。

○武烈天皇。小泊瀬稚鶴尊。○年十八。書紀、及び古事記享年闕く。扶桑略記神、皇正統記、本書に同じ。帝王編年記、歴代皇記、皇年代畧記、皇代記、並に五十七に作る。按ずるに前説に従ふ時は、十一歳にして即位し給ふべし。然るにその前年、仁賢天皇十一年、天皇、物部麁鹿火大連女影媛を聘さむとし給ふ事、書紀に詳なり。この時十歳の御幼年とも見えす。又後説に従ふ時は、御父仁賢天皇、享年五十にして崩じ給ふ。即父子殆と同年に坐す。然れば兩説共に信すべからず。後考をまつ。○傍丘磐杯丘北陵。北葛城郡志都美村大字今泉。○春日大娘。雄略天皇の皇女。○その程。その間。○ゆゝしきわさ。ゆゝしきは、いまくしきといふ心、即ち馬の交尾するをいふ。○そのかたにいりたる。その情に感ずるをいふ。○さなきをば。その情に感せざるものをば。○あさましく、心うきことおほかりし御世なり云々。武烈天皇紀に、二年秋九月、孕婦の腹を刺き、その胎を觀給ふ。三年冬十月、人の指甲を解きて、畏積を囮らしむ。四年夏四月、人の頭髮を抜きて、樹の末に登らしめ、樹の本を斬り倒して、昇る者を落し死し、快と爲し給ふ。八年春三月、女を毘形にして、平板の上に坐せしめ、馬を牽きて遊花せしむ。女の

不淨を觀て、沾れ濕ふものは殺し、然らざるものは没して官婢と爲し、以て樂と爲すなど見ゆるを指せり。然るに齋藤彦麿が、傍廂後箱に、武烈天皇の御暴惡の事、御紀にゆるを思ふに、その御代に、百濟の末多王が暴惡なりし上に、同御代、南齊明帝が二男、東昏侯寶卷が大惡虐も、永元元年にて、この天皇の御即位元年にあれば、かたぐいふかしく思ひしに、遠江國內山真龍が書紀類聚解卷一神系部に云く、二年より八年まで、無道奇偉の賊を記すは、百濟王の無道暴虐を奏上し、百濟記の轉じて本文となれり。この本文上代より誤り傳へて。武烈の論を奉りしなり云々と云へり。さては我思ふ所と等し。我この天皇の御意よわく、御愼深かりしより證をわけて、暴虐謚名一卷著せり。かしこくも、天皇の尊靈、遙に聞召て、恐くも、御心おちる給はんと思ふのみと云へり。また如聞社話五の巻にも考説あり。就きて見るべし。

第廿八、繼體天皇、二十五年崩、年八十二、葬攝津國三島藍野陵、

次のみかど繼體天皇と申き、應神天皇第八御子、隼總別皇子と申き。その御子を大迹王と申き。その御子を私斐王と申き。又その御子に、彦主人の王と申し王の子にて、このみかどはおはしましなり。御母垂仁天皇の七世の御むまど、振姫なり。丁亥のとし二月に位につき給、御年五十八、世を去り給事二十五年、武烈天皇うせ給てのち、位をつぎ給べき人なきことを、大臣をはじめて、一天下の人

小註、杉本、治廿五年、癸丑二月一日、崩、御年八十二、男九人、女八人、子二十二人、ト見

五代の御むまど、波國、倭彦王、丹波國、桑田郡、に云々ニ作ル

なけきて、仲哀天皇の五代の御むまど、丹波國におはすときこゆ、かの王をむかへたてまつりて、位につけたてまつらんとて、つかさぐ御むかへにまいりしを、はるかにみやりて、をちおそれ、色をうしなひて、山中にかくれ給て、そのゆきがたを去らずなりにき。

○繼體天皇。男大迹尊、またの名彦太尊。○廿五年崩、年八十二。紀に廿五年春二月、天皇病甚し、丁未に天皇磐余玉穗宮に崩す。時に年八十二。又安閑天皇即位前紀に二十五年春二月辛丑朔丁未、男大迹天皇、大兄、開安を立て、天皇と爲す。即日男大迹天皇崩すと見ゆ。然るに繼體天皇紀、廿五年條の本註に、或本に云ふ、天皇廿八年歲次甲寅崩す。此に廿五年歲次辛亥崩すと云ふは、百濟本記を取りて文を爲すなり。その文に云ふ、大歲辛亥三月、師進みて安羅に至りて、乞徳城に營す。この月高麗、その王、安を弑す。又聞く日本天皇、及び太子、皇子俱に崩じ葬ると、而して辛亥の歲は、廿五年に當れり云々と云へり。今按ずるに書紀、安閑天皇の元年條に、是年也大歲甲寅とあるが故に、若し繼體天皇の崩御を辛亥の歲とせば、その間、壬子、癸丑の二年空位なり、然れども、上にも云へる安閑天皇紀には、天皇即位の日、繼體天皇崩御し給ふと云へば、其間に空位あるべからず。果して然らば、書紀の本註に、二十八年歲次甲寅崩すとあるもの、宜きに似たり。古事記、天皇御年肆拾參歲、丁未の年四月九日崩に作る。本書と合はず。○三島藍野陵。三島郡三島村大字太田。○第八御子隼總別皇子云々。隼總別皇子は、應神天皇第



十皇子なり。本書第八皇子に作るは非なり。さてこの天皇の御世系、神皇正統記。皇胤紹運録の一説、本書に同じく、共に集總別皇子より出づとなす。然れども釋日本紀に引く上宮記に曰く、應神天皇稚野毛二派皇子を生じ。皇子、大郎子を生じ。大郎子またの名を意富々等王といふ。この意富富等王、宇非王を生じ。宇非王、汗斯王を生じ。汗斯王、布利比賣命の美貌を聞き召して三國坂井縣より召し上して、娶ひまして、伊波禮宮に天下治し、平富等大公王を生みましきと見ゆ。即繼體天皇なり。また古事記にも、品陀天皇の御子、若野毛二侯王、大郎子一名は意富々等王を生むと見ゆれば、若野毛二侯王の御世系なること明なり。○振姫。書紀に、活目天皇の七世孫と見え、上に引ける上宮記に、伊久牟尼利比古大王の兒伊波都久和希、その兒倭波智和希、その兒伊波己里和希、その兒麻和加介、その兒阿加波智君、その兒乎波智君。余奴臣祖、名は阿那爾比彌に娶ひて生る兒、都奴牟斯君妹布利比彌命と見えたり。○仲哀天皇の五代の御ひまご云々。繼體天皇紀に云ふ、八年冬十二月己亥、小泊瀬天皇崩す。壬子、大伴金村大連議りて曰く、いまた天皇の御嗣なし、天下何の所にか心を察かひ。古より今に至るまで、禍是によりて起れり。今足仲彦天皇、○仲五世の孫、倭彦王、丹波國桑田郡に坐す。試みに兵仗を設けて、乘輿を夾み衛りて、行きて迎へ奉り、立て、君と爲し奉らむと、大臣大連、皆これに従ふ。よりに迎へ奉ること計の如くす。倭彦王、迎の兵を望み見て、驚き恐れて、色を失ひ、山壑に遁れて、行く所を知らずと見ゆ。

かくてあくるとしの正月に、越前國に、應神天皇の五代の御ひまごの王、おはす

越前國ノ  
下ノ本三國  
村ノ三字ア

三たびありき  
初下山城つ  
國次同又大  
和國盤余玉ほ  
の宮に移され  
時はしめて給  
ふ年をなして給

といふ事きこえて、又つかさど、御むかへにまいりたりしに、この王、おどろく御けしきなくして、あぐらにゑりをかけて、御まへに候人く、かしこまり、うやまひたてまつること、おほやけのことなりき。この御むかへにまいりたる人く、いよくかしてまりて、ことのよしを申さ。王この事をうたがひたまひて、むなしく、二日二夜をすぐさせ給き。御むかへの人く、かさねて、大臣のむかへたてまつるよし、事のありさまを申侍し時に、京へいり給じ也。さりながらも、位をうけとり給はざりしかば、大臣をはじめて、あながちに、すゝめたてまつりしかば、つひに位につき給しなり。此御時、都うつり三たびありき。

○つかさど。諸司百官。○あぐら。和名抄に、胡床、和名あぐらと見ゆ。椅子の後方によりかゝるところなきが如きもの、腰をかくるに用ゐる具なり。○御まへに候人々云々。書紀に陪臣とあり。即ち王子の御前に仕候する從來の諸臣の、王子を敬ふこと、天皇に群臣の仕へ奉るに比しとあり。○いよくかしてまりて。かの御迎へに参れる人々、天皇の威儀嚴重に坐して、先きの倭彦王とは、大に相違せるを見て、ますく畏み懼るゝなり。○事のよしを申しさ。武烈天皇崩じて、嗣ぎて立ち給ふべき皇子なきにより、この王子を迎へて、皇位に即け奉らむとする子細を申したりとなり。○あながち。しひての心。○書紀にいふ、元年春正月辛酉朔甲子、大伴金





此の病にこれ  
江に流すは  
佛に焼くは  
時天に燃す  
作りに云々  
三十三年  
金光二王  
の年二王  
下はらん  
給ふん  
なる人召し  
すそ人申し  
たへそ人給  
くはそ人給  
はす人給  
本は人給  
程にさし  
エタリ

聖明王、釋迦佛、金銅像一軀、幡蓋若干、經論若干卷を獻る。別に上表して、その功德を讚して曰はく、この法は、諸の法の中に於て、最も殊勝のものたり。解り難く入り難し。周公孔子も尙知ること能はざりき。この法、能く無量無邊の福德果報を生じて、無上の菩提を成し辨ふ。譬へば、人の意に隨ふ寶を懐ひて、用ゐる所に従ひて、情のまゝなるが如く、この妙法もまた、祈願、情のまゝにかなひて、乏き所なし。且つ遠きは天竺より、三韓に及ぶまで、尊敬せざるはなし。よりて臣百濟王明、これを帝國に傳へ奉り、畿内に流通せしむ。これ佛の記し置き給へる、我法は東流すと云へるを果すなりと、天皇聞し召して、大に悦び給ひて、群臣に謀り給はく、西蕃の獻れる佛の相貌端嚴なり、禮ふべきや否やと、蘇我大臣稻目宿禰奏さく、西蕃諸國悉く禮す。我日本獨り背かひやと、物部大連尾與、中臣連鎌子、同じく奏さく、我國の天下に君たるものは、常に天神地祇を祀りて、春夏秋冬に祭事を怠らず。今改めて蕃神を祀らば、恐くは國神の怒を致さむと、天皇宣り給はく、然らばこの佛を得むと、願ふものに授けて、試に禮ひ拜せしめむと、遂に稻目宿禰に賜ふ。大臣大に悦びて、小墾田の家に安置し、また向原の家を寺と爲す。この後國內疫氣起りて、民の天死するもの多し。物部大連尾與、中臣連鎌子、同く奏さく、前に、臣等が計るところを用る給はざりしが故に、今この禍あり、早く彼の蕃神を敬ふことを止め給はば、再び慶事あるべしと、天皇これを許し給ふ。有司、佛像を執りて、難波の堀江に流し棄て、火を伽藍に放ちて燒き盡す。是に於て、天に風雲無きに、忽ち大殿に火つけりと見ゆ。○かの大連うせにき。扶桑畧記、欽明天皇十三年條に、同年大連物部尾與薨すと見ゆ。○繼體天皇の御

世云々。扶桑畧記、欽明天皇十三年條に云へ、日吉山樂恒法師法華驗記に云ふ、延暦寺僧禪岩記に云ふ、第廿七代繼體天皇即位十六年壬寅、大唐漢人案部村主司馬達止、此年春二月入朝、即ち草堂を大和國高市郡坂田原村に結び、本尊を安置して歸依禮拜す。世を擧げて皆云ふ、是大唐の神なりと、此文を見れば、欽明天皇以前、唐人佛像を持ち來る、然れども流布に非るなりと見え、又塵添槩囊鈔にも、繼體天皇十六年、南梁司馬達等止と云ふ者來朝し、和州高市郡坂田原に草堂を結びて、佛に奉仕すと雖も、其時未此方、佛法を不知故、名異域神と云ふ。漸馬子臣近寄、釋教を語りけりとも見えたり。○佛を持ち奉りて。佛にかしづき奉る心。○わがめかこなひ。佛を尊敬して、その道を修行するなり。○もろこしの神。書紀に、蕃神とある意。○卅三年と申しに、聖德太子は生まれ給き。聖德太子は、厩戸豊聰耳皇子とも、また上宮聖德法王とも云へり。その降誕の事は、中卷敏達天皇條に云ふべし。○太子の御は、穴穗部間人女王なり。○こがねの色したる僧。身体より金色の光りを放つ僧を云ふ。なほ下文の傳曆の文を見るべし。○救世菩薩。菩薩は、悉くは摩訶菩提提質帝薩埵と云ひ、大道心成衆と譯し、また覺有情と譯す。覺は上求の謂にして、智なり。有情は下化にして、悲なり。また摩訶を大、菩提を道、質帝を心、薩埵を成衆生と譯す。諸の佛道を用ひて、衆生の證を成就し、自行及び他を化するの益高く、一切衆生を覆ひて、化度漏さず。勇猛精進、群に秀づるを云ふ。○以上聖德太子の事は、聖德太子傳曆によりて書けり。同書に云ふ、欽明天皇三十二年辛卯春正月朔甲子、夜、妃夢み給はく、金色の僧の容儀甚うるはしきあり。妃に對ひて申さく、吾に救世の願あり。願くば、しばし、後の腹に宿らむ

ど、妃問ひ給はく、こは誰人に坐すかと、僧申さく、吾は救世の菩薩なり。家は西方にありと、妃また申給はく、妾が腹は垢穢なり。何でか貴人を宿さむと、僧曰く、垢穢を厭はず。唯少く人間に感せむことを望むと、妃また申給はく、然らば敢て辭せず。ともかくも命に隨はむと、申し給へば、僧歡ぶ色ありて、躍りて口中に入りぬ。妃驚き痛め給へば、なほ喉中に物を呑めるが如し云々、八月を経て、胎中に物いふこと、外に聞ゆ。皇子及び妃、大に奇とし給ふと云へり。さて聖徳太子の傳は、この傳曆を始め、太子傳補闕記、太子傳拾遺記、古今目錄抄、太子傳玉林抄等、數多ありと雖、多くは佛家の荒誕無稽說にして、採るに足らざるもの多し。たゞ上宮聖徳法王帝説は、徵證正確なれば、信憑するに足る。

このころはひに、うさの宮は、あらはれはじめおはしましたき。よしなき事に侍れども、この御時とぞおほへ侍、野干をまつねご申侍りしは、ことのおこりは、みの國に侍し人、かほよきめをもこむにて、物へまかりしに、野干かに、女にあひ侍にき。このをとこ、かたらひよりて、わがめになりなんやといひき。此をんな、いかにも、のたまはんに、おたがふべしといひしかば、あひぐして、家にかへりてすむ程に、をのこゞ一人うみてき。かくて、こし月をすぐすに、家にある犬、十二月十五日に、子をうみてき。その犬の子、すこしおとなひて、このめの女をみ

うみたりし、  
杉木、うまれ  
たりしニ作

るたびここに、はえしかば、かのめの女、いみじくをちて、男にこれうちころしてよと、いひしかども、をうこの男さかざりき。このめの女、よねあらぐる女どもに、物くはせんとて、からうすのやに入にき。そのとき、この犬はしりきて、めの女をくはんとす。此めの女おとろきおそれて、ねたへずして、野干になりて、まがきのうへに、のぼりてをり。をここれを見て、あさましと、思ひながらいはく、なむちとわれとがなかに、子すでにいせきにたり。われなむちをわするべからず、つねにきてねよといひしかば、そのうち、またりてね侍りき。さてまつねとは申そめしなり。そのめは、もよの花ぞめのもをなむきて侍し。そのうみたりし子をば、まつとぞ申し。ちからつよくて、はしる事、とぶとりのごとく侍りき。

○よしなき事。つまらなく、云ふに足らぬ事。○野干。日本靈異記考證に云ふ、法華經譬喻品に、狐狼、野干、音義に云ふ、禪經に云ふ、一の野狐を見る。また野干を見ると云へば、別物なることを知る。子虛賦に、射干、狐に似たり。能く木に縁ると云へり。また別物なることを知る。但和名抄に、狐は獸の名、射干なり。野干といふは、語の訛れるなりと云へり。古來狐を以て野干と同一物となすは、是等の説によりて誤れるなりと見ゆ。○かほよきめ。容色の美しき妻。○

米しらぐる。米を舂きて、白くする。○からうすのや。靈異記に、碓屋と云へり。即ち米を舂く碓を据えし小屋なり。○此一段、日本靈異記に出てたり。昔、欽明天皇御世、三野國大野郡の人、妻と爲すべき好き女を求めて、路を行く時に、廣き野中に好き女に遇り。その女かの男に親く言を交はして、媚ひ馴る云々、男、わが心の内を語りて、妻になりなんやと云へば、即ちゆるしつ。よりて家に具去歸りて、後に一の男子を生めり。然るにその家に飼へる犬、十二月十五日に、子を生めるが、この子犬、時々かの妻に對ひて、吠えかゝるによりて、妻の女大に恐れて、家主に、この犬を打殺してよといへども、家主おはれに思ひて、之殺さず。二月三月の頃に至り、年米を舂く時、妻の女、稻舂女に間食を宛むとて、碓屋に入り去に、彼の子犬、妻の女を昨はむとす。女大に驚きて、野干と成り、籬の上に登り居たり。時に家主これを見て曰く、汝と我との間には、己に一人の男子まで成せる中なり。故に、吾、汝を忘るゝことなし。夜毎に來て寝よといへば、夫の語に隨ひて、此後も猶は來り寝ぬ、故に名けて岐都禰といふ。時に彼の妻、紅染の裳を着たり。夫、その去り行くを懸ひて詠める歌、古非皮米奈、和我戸爾於知奴、多万可妓留、皮呂可爾美緣豆、伊邇師古由惠邇、その子を岐都禰と號け、その姓を狐直といふ。人となり力強くして、奔ること飛鳥の如き。是れ三野國狐直等が根本なりと云へり。此文、扶桑略記にも引載して、私に云、聖武天皇の時、三野狐と名づくるものあり。是れ其子かといへり。

上の巻終

巻の中

第三十二

敏達天皇

十四年崩、年廿四、葬河内國磯長中尾陵。

つぎの御門、敏達天皇と申す。欽明天皇の第二御子、御母、宣化天皇女、石姫皇后也。欽明天皇のみよ、十五年甲戌正月に、東宮に九ち給、壬辰の年四月三日、位につき給、世をしり給事、十四年なり。ことし正月一日ぞ、聖德太子はひまれ給し。ちよの用明天皇は、御門の御おこしにて、いまた皇子と申しなり。御母、みやのうちをあとひありかせ給しに、ひまやのまへにて、御心に、いさゝかおほへさせたまふ事もなくて、にはかにひまれさせ給しなり。此月は、十二月にぞあたらせ給し。人々、いそぎ、いたさきりたてまつりてき。かくて、あかく、きなる光にしのかたよりさして、御殿のうちをてらしき。御門、このよしを聞食て、行幸なりて、事のありさまをとひ申給に、またありつるやうに、宮のうちひかりさして、かゞやけり。御門あさましとおほして、たゞには、おほすまじき人なりとぞ、人々にはの給は

十三年崩、年廿四、葬河内國磯長中尾陵。宣化天皇女、石姫皇后也。欽明天皇のみよ、十五年甲戌正月に、東宮に九ち給、壬辰の年四月三日、位につき給、世をしり給事、十四年なり。ことし正月一日ぞ、聖德太子はひまれ給し。ちよの用明天皇は、御門の御おこしにて、いまた皇子と申しなり。御母、みやのうちをあとひありかせ給しに、ひまやのまへにて、御心に、いさゝかおほへさせたまふ事もなくて、にはかにひまれさせ給しなり。此月は、十二月にぞあたらせ給し。人々、いそぎ、いたさきりたてまつりてき。かくて、あかく、きなる光にしのかたよりさして、御殿のうちをてらしき。御門、このよしを聞食て、行幸なりて、事のありさまをとひ申給に、またありつるやうに、宮のうちひかりさして、かゞやけり。御門あさましとおほして、たゞには、おほすまじき人なりとぞ、人々にはの給は

せし。四月になりにはかは、物など、いとよくの給き。

○敏達天皇。淳名倉因珠敷尊と申す。○年廿四。書紀、享年闕く。神皇正統記、六十一歳に作り、皇年代畧記、四十八歳に作る。何書に據れるかを詳にせず。但、崩年廿四とする時は、十一歳にして、即位し給ふこととなりて、欽明天皇十五年、立太子の文に合はず。誤りなること明なり。○磯長中尾陵。河内國南河内郡磯長村大字太子にあり。○石姫皇后。欽明天皇元年紀に、正妃武小廣國押盾天皇女、石姫を立て、皇后と爲し給ふと見ゆ。○おと。おは、をとあるべし。弟也。

○ことし正月一日ぞ、聖德太子はうまれ給し。上宮聖德法王帝説に、上宮聖德法王、また云ふ、法主王、甲午の歳生れ、壬午の歳薨じ給ふと云へり。甲午の歳は、敏達天皇三年にして、壬午の歳は、推古天皇卅年なり。また同書に、丁未年六七月、云々、難波の四天王寺を造り給ふ。時に聖王生れて十四年と云へるを推算するも、上宮太子は、この天皇の三年に、生れ給ふこと明なり。然るに聖德太子傳曆、及び同補闕記、並に、本書に、元年正月生れ給ふと爲す、共に誤れり。なほ下文の薨去の條をも合せ看るべし。○いまだ皇子と申しなり。用明天皇、御諱を橘豐日尊と申し、初め大兄皇子と申しき。○御母。用明天皇の皇后、穴穗部間人女王と云ふ。○いさ、かおほえさせたまふ事もなきて云々。少しも、産の氣の苦しきもなきて、生れ給ひしを云ふ。○またありつるやうに。前にありしが如く。○物なほいとよくの給き。小兒のやうにもなく、何事も、よく仰せられしとなり。○この一、聖德太子傳曆によりて書り。

ことしの五月をとおほえ侍る。高麗より、からすのはに、物をかきて、たてまつりたりしを、いかにして、よむべしとも、おほえぬ事にて侍しを、なにがしの王とかや、申し人の、こときのうちにをきて。うつしとりて、よみたりしこそ、いみじきことにて侍しか。御門。めでほめ給て、その王は、御まへちかく、つねに候べきよしなど、仰られき。

○ことしの五月。即ち元年五月なり。○なにがしの王。船史の祖、王辰爾を云ふ。王氏は、その本姓、百濟國主貴須王の後なり。欽明天皇の御宇、勅を奉じて、船舶の賦税を録し、姓を船史と賜ふ。○ことしき。飯を炊ぐ器、形圓く、底に細き穴ありて、湯氣の通るやうになせり。されば鳥の羽をこの内に入れて、湯氣にて蒸し、白き帛の上に押したるが故に、黒き羽に、墨もて書る文字も、その帛上に顯はれて、讀み得たるなり。○をきて。かきてとあるべし。置きて也。○侍しか。しかは、こそこの結にて、き、し、とも活きて、共に過去の意に用ゐるテニヲハなり。○書紀敏達天皇紀に云ふ。元年五月丙辰の日、天皇、高麗の上表を執りて、蘇我馬子の大臣に授け、諸の公文を記録するものを召し集へて、讀み解かしめ給へども、讀み解くこと能はざることを、三日に至る。爰に船史の祖王辰爾と云ふもの、能く讀み解き奉れり。よりて天皇、大臣と共に賞りて、よきかな辰爾、汝もし學を好まずば、誰か能く讀み解かむ。今より後、近く殿内に侍るべしと仰





の衡山は、衡州に屬す。その衡山は、五は五嶽の一數なり。その山に五峯あり。云々。思禪師、六度この山に生じて道を修す。一生に各一塔、并に一磐石を立つ云々、思禪、無常に臨みて、國磐若最北方の石室に於て、法華經、針孟、錫杖を置きて、弟子に謂へらく、吾滅度の後に、無佛法の處に向ひて身を受けて、衆生を教化せむ云々、碑下に題して云ふ、倭州天皇は、彼の聖の化する所なり云々と見ゆ。○あさむ。驚嘆の意、俗にアギル、といふ程の詞なり。○二年以下の紀事太子傳曆に詳なり。いま、六年の條のみを記せば、六年丁酉冬十月、百濟に遣はし、大別王、經論、並に律師、禪師、比丘尼等を率ひて、還り來りて、この由を奏し給ふ。太子、天皇の床下に侍りて、奏して曰はく、兒、いま百濟より持來れる經論を見むと思ふと、天皇奇みて、何故ぞと問ひ給ふ。太子奏し給はく、兒むかし漢に在りて、衡山の峯に住し、數十身を経て、佛道を修行したりき。佛の教を垂れ給ふこと、有にあらず、無にあらず、只諸善は奉行すべく、諸惡は作すことなかれとなり。故に今、百濟より獻する所の佛の經、菩薩の諸論を見むと欲ふと、天皇、大に奇として、また問ひ給はく、汝、いま年六歲なり常に朕が前にあり、何の日か、漢にあらむ。何をもち、詐り云ふかと、太子奏し給はく、兒が前身の意に覺ゆるところを云ふなりと、天皇手を拍て、大に異み給ひ、聞くところの群臣も、舌を鳴らし、手を拍て、奇と爲すと見ゆ。

七年に申し二月に、太子、よろづの經論をひらき見給て、六齋日は、梵天帝尺ありくたり給て、國の政を見給日也、ものゝ命をころす事を、こめ給へと、申給しか

尺。集覽本、  
作釋。さめ。  
同本作さめ。

は、やがて、宣旨をくだし給ひき。こころし、太子七歲にぞなり給し。八年と申し十月に、新羅より、釋迦佛を、わたしたてまつりしかば、御門、悦び給て、供養したてまつりき。山階寺の東金堂におはしますは、この佛なり。十二年に申し七月に、百濟國より日羅といふ人きたれりき。太子、あひ給ひて、物がたりをし給程に、日羅、身より光をはなちて、太子をおがみたてまつるとて、敬禮救世觀世音傳燈東方粟散王に申き。太子、又眉間より光をはなち給き。かくて、人々への給き。われむかし、もろこしにありし時、日羅は、弟子にてありしものなり。つねに、日をおがみたてまつりしによりて、かく身より光をいたすなり。のちの世に、かならず、天にむまるべしとの給き。十三年に申し九月に、百濟國より、石にてつくりたる彌勒を、わたしたてまつりしを、蘇我馬子の大臣、堂をつくりて、すへたてまつりき。いま元興寺におはします佛なり。

○六齋日。智度論卷六十五に引く、摩訶般若經に、六齋日、月八日、廿三日、十四日、廿九日、十五日、三十日、諸天衆會と見え、佛説四天王經に、月の六齋日には、使者太子、及び帝釋の外臣たる四天王、下りて衆生を觀察す。布施、持戒、及び父母に孝順なるもの少ければ、帝釋諸天皆悦ばす。

宣旨上、同本  
字、やがて三  
本、以下、杉  
本、御門、杉  
下、に、宣旨を  
下、に、宣旨を  
成、め、られし  
也。  
本、有、則、字。  
人、同、本、作、  
杉、本、從、於、四  
方、來、生、皆、十  
三、字、ア、リ、  
十、三、年、  
本、作、  
四、甲、辰、  
鏡、常  
わ、た、し、た、て、ま  
つ、り、下、に、集、覽  
本、に、有、り、た、り  
二、字、

また、初八日には、四天王、輔臣を四天下に遣はし、人民の善惡を觀察せしむ。十五日は、天王みづから按行し、諸善業者には、福を興へ、不善業者には、祿を減す。二十三日は八日の如し、廿九日は、十四日に、三十日は、十五日に同じと云へり。○梵天帝尺。梵天は、色界の天主なること、既に序文の條に云へるが如し。帝尺は、切利天の主にして、自ら喜見城に在りて、他の三十二天を統領すと云ふ。即ち三十三天の主なり。○國の政を見給日也云々。上に引ける四天王經に説けるが如く、帝釋、及びその臣の四天王の、人間の善惡に従ひて、報ゆる所あるを云ふ。聖德太子傳習に、七年、百濟、經論數百卷持來して上奏す。春二月より、太子、香を燒て、披見し給ふこと、日ごとに一二卷、冬に至りて一遍了る。また奏して曰く、月の八日、十四日、十五日、廿三日、廿九日、三十日、これを六齋日と爲す。この日は、梵天帝釋、降りて、國の政を見給ふなり。故に、殺生を禁じ給へ、これ仁の基なり。仁と聖と、その心近しと、天皇大に悦びて、勅を下して、この日に、殺生の事を禁せしむと見ゆ。○八年云々、釋迦佛をわたりたてまつりしかば云々。書紀に、八年冬十月、新羅、枳叱政奈未を遣して、調を進り、并せて、佛像を獻すと見ゆ。○山階寺の東金堂には置して供養し給ふ。注に、今は興福寺の東金堂にありと見えて、拾芥抄、七大寺の條に、興福寺藤原不比等の創立、和銅三年、山階寺を造ると云ふは、是なりと云へり。○十二年云々、日羅といふ人、きたれり。敏達天皇紀に云ふ、十二年七月丁酉朔に、詔して曰はく、我が先考天皇(欽明)の世に、新羅、わが内官家の國、即ち任那を滅しき。先考天皇、これを回復せむことを謀り給へと

も、果さずして崩り給ひしが故、朕、その御志を繼ぎて、任那を興復せむと思ふ。今、百濟國にある火華北國造阿利斯登が子、達率日羅、實にして勇ありと聞く。朕、その人と計るところありむと、紀國造押勝と、吉備海部直羽島とを遣はして、日羅を召さしむ。冬十月、押勝等、百濟より還りて復命すらく、百濟國王、日羅を惜みて、還り上ることを肯はずと、よりに、又吉備海部直羽島を遣して、日羅を召さしむ。羽島、已に百濟に至りて、まづ、私に、日羅を見むと欲して、獨り彼が家の門に至る。時に、家の内より出て來る韓婦あり、韓語を以て、汝が根を以て、我が根の内に入れよと云ひて、家に入り去りぬ。羽嶋、その心を覺りて、後に隨ひて入る。こゝに、日羅出て迎ひ手をとりて、座に就かしめて、密に曰く、僕竊に聞く、百濟國王、朝廷の臣を召し給ひて、後再び還し給はざらむことを疑ひて、詔を奉せずと聞く。宜しく、詔を宣り聞かさむ時に、猛き色を現はし、急に催し召すべしと、羽島、その計に従ひて、日羅を召す。是に於て、百濟王、朝威を畏れて、敢て詔に違はず、日羅に恩率德爾、余怒哥奴知、參官德率次干德、柁師、水手等を添へて奉る。日羅、吉備の兒島の屯倉に到り着く。朝廷、大伴糠手子連を遣して、慰問せしむ。また、大夫等を遣はして、難波の館に、日羅を訪はしむ云々、館を阿斗桑市に造りて居らしめ、朝夕の供給、願のまゝにせしめ、また阿部目、臣、物部贊子連、大伴糠手子連を遣はして、國政を問はしむ。日羅、具に百濟を征する計を奏す。こゝに、百濟國より、日羅を送り來れる恩率參官、國に歸るに臨みて、ひそかに、德爾等に語りて曰はく、吾、築紫を過ぐる頃を伺ひて、偷に日羅を殺すべし。吾具に、王に白して、厚く功を賞せむと、德爾、余奴等、これを諾す。よりに、日羅が桑市村より、難波の館に

遷りし頃より、徳爾等、晝夜計りて、日羅を殺さしむとす。時に日羅が身の光、火焰の如きものあり、徳爾等恐れて殺さず。十二月に至り、その光を失ふを窺ひて、遂に殺しつ云々と見えて、聖徳太子の日羅に逢ひ給ひしことを載せず。本書は、太子傳曆によりて、書けるなるべし。○敬禮救世觀世音云々。太子傳曆に、欽明天皇卅二春正月朔甲子の夜、間人穴穗部皇女夢み給はく、金色の僧の容儀甚だ艶しきありて、妃に對ひて、立ちて曰はく、吾に救世の願あり、暫く后が腹に宿らむ。妃問ふ、これ何人ぞやと、僧の曰はく、吾は救世菩薩なり、家は西方にあり。妃曰く、妾か腹は垢穢なり、何ぞ貴人を宿せむ。僧の曰はく、吾は垢穢を厭はず、唯妙しく人間に感せむことを欲す。妃曰はく、敢て解せず、命に隨はむ。僧喜びて、躍つて口中に入る。妃驚き悟りて後、始めて娠めることあり。遂に聖徳太子を生むと見えて、古くより、この太子を以て、觀音の化身と爲せり。されば敬禮救世觀世音とは、觀音の化身なる聖徳太子に敬禮する意なり。粟散王とは天臺の仁王經疏に、小王は衆多、僧粟散の如しと見えて、小國の王を云ふ。傳燈は、佛教の燈を、この日本國に掲げ傳ふるを云ふ。然れば、この一句の心は、觀音の、佛教を日本國に傳へむが爲に、暫く人間に化身せられたる聖徳太子に、敬禮すと云ふ義なり。○太子、又、眉間より光をはなち給ふ云々。太子傳曆に云ふ、敏達天皇十二年秋七月、百濟の賢者、華北達率日羅、我朝の召の使、吉備、海部の羽島に隨ひて來朝す。この人勇にして計あり。身に光明ありて、火焰の如し。天皇、阿部臣目、物部賚子大連、大伴糠手子連等を遣して、國政を問はしむ。太子、日羅は異相あるものと聞し召して、天皇に奏して曰はく、兒、望らくは難波の館に往きて、彼の人となりを見むと、天皇許し給は

す。太子、ひそかに微服して、諸童子を従へて、館に入りて見給ふ。日羅、太子を指して、いかなる童子ぞや、これ神人なりといふ。時に、太子庵布の衣を着け、面を垢し、繩を帶にして、飼馬兒と肩を連ねて居給ふ。日羅、人を遣して、指して引き入れしむるに、太子驚き去り給ふ。日羅、遙に拜し奉り、履を脱ぎて走り出づ。諸大夫、大に奇として、門に出で、始めて太子なることを知る。太子、衣を改めて出て給へば、日羅、再拜すること二度、太子辭讓して、直ちに、日羅が房に入り給ふ。日羅、地に跪き、掌を合せて曰く、敬禮救世觀世音大菩薩、傳燈東方粟散王と、人聞くことを得ず。太子、容を修めて折磨して、謝し給ふ。日羅、大に身の光を放つ。火の熾なる炎の如し。太子亦眉間より光を放ち給ふこと、日の輝くが如し。須臾ありて止む。太子、日羅に申し給はく、汝が命盡なむとす、惜むべしと雖も、聖人すら、害を免れず、吾、また如何せむ。清談すること終夕、人解すること能はず。明る日、太子、宮に還り給ふ。冬十二月晦夕、新羅人、日羅を殺す。太子これを聞きて、左右に申し給はく、日羅は聖人なり。兒、昔、漢に在りし時、彼は弟子たり、常に日天を拜せしが故に、身より光明を放つ。その身の仇、離れざるが故に、命を斷ちて賽へり。生を捨て、後、必ず上天に生れむと、云ひ給へりと見ゆ。○十三年云々、石にてつくりたる彌勒を、わたしたてまつりしを。書紀、敏達天皇條に云ふ、十三年秋九月、百濟より來れる鹿深臣、彌勒の石像一軀を持てり。佐伯連、また佛像一軀を持てり。この歳、蘇我馬子宿禰、その佛像二軀を請ひて、鞍部村主司馬達等を遣はし、池邊直水田を四方に使はし、修行者を求めしむ云々、馬子、佛殿を宅の東方に營み、彌勒の石像を安置し奉ると見ゆ。○彌勒。慈氏と譯し、また、

その悲智、偏小の及ぶ所にあらざる義を以て、無能勝とも譯す。過去善思佛の時、轉輪聖王と爲りて、毗盧遮那と號す。釋迦如來に先つこと四十劫の時なりと云ふ。また梵に梅咀麗耶と言ひ、慈氏と譯す。彌勒は、舊譯なり。現に知足の内院に居り、當來には、此の堪忍土に出興して、釋迦佛の處を補ふ。彌勒如來と號し、華林園内龍華樹下にして、正學を成じ給ふ。其の出世は、器世間、二十増減の第十減劫、即ち釋迦佛滅後、五十六億七千万年に在り。人壽は八万歳、佛壽は六万歳にして、身長六十二丈なり。世間に災患無く、衣服自然に化生し、營苦を須むず、女子は五百歳にして嫁す。其佛の父は、修梵摩、母は梵摩跋提と云ふといひ、また、慈氏を姓と爲し、阿逸多を字とす。南天竺婆羅門の子なりと云へり。○元興寺。書紀、崇峻天皇元年の條に、蘇我大臣、願のまゝに、飛鳥の地に法興寺を起つ。推古天皇元年紀に、春正月壬寅朔丙辰、佛舍利を法興寺の剎柱の礎の中に置く。丁巳、剎柱を建つと見え、地名によりて、飛鳥寺とも云ひしが、後に元興寺と改め、七大寺の一にして、難波の四天王寺と共に、本邦最古の寺院なり。

十四年と申し三月に、守屋の大臣、御門に申さく、先帝の御時より、今にいたるまで、世中のやまひ、いまたをこたらず。そがの大臣、佛法をおこなふゆへなるべしと、申しかば、佛法をうしなふべきよし、宣旨くたりにき。守屋、身づから、寺にゆきむかひて、堂をきりたをし、佛像をやぶりうしなひ、火をつけてやき、尼のき物

十四年。杉本、作元乙巳二

き物。杉本、きる物ニ作

をはぎ、しもとをもちて、うちし程に、そらに雲なくして、おほきに、雨ふりかせふまゝ。御門も、守屋も、たちまちに、かさをわづらひ、天下に、かさおこりて、命をうしなふもの、數をしらず。そのかさをやむ人、身をやまざるがてこくになむおほぬける。佛像を、やましつみによりて、此やまふおこれりしなり。六月に、蘇我の大臣、病ひさしくいぬず、猶三寶をあふぎたてまつらんと申さ。御門、しからは、なむぢひこりおこなふべしと、の給はせしかば、よろこびて、又堂塔をつくりき。佛法は、これより、やうく、ひろまりはじめりしなり。かくて、八月十五日に、御門はうせさせ給にき。

○おこたらず。疾病の愈えざるを云ふ。○宣旨。詔書の内に、ある一人に限りて、賜はるものを云へど、こゝにては、單に詔の意なり。○しもと。和名抄に、木の細き枝なりと見ゆ。○かさ。同書に、瘡、和名、加佐と見ゆ。うみを持つ一種の腫物なり。○やまふ。やまひ也、やまひを、やまふといふは、終止言の名詞になれる例にて、猶ほ、相模を、すまふといふが如し。○三寶。觀無量壽經に、恭敬三寶奉持師長と見え、三寶とは、佛法僧を云ふと見ゆ。また大乘に説く所は、三身の如來を佛寶と爲し、二空の教を法寶と爲し、三賢十聖を僧寶と爲す。即ち佛像、經文、比丘の三なり。○この一段、十四年以下、今其の據る所を詳にせず。但し後のものながら、神明

鏡には見えたり。六月以下は、扶桑略記に據れり見ゆ。書紀に云ふ。十四年春二月戊子朔壬寅、蘇我大臣馬子宿禰、塔を大野丘の北に起して、大會の設齋す。即ち司馬達等の獲るところの舍利を、塔の柱頭に藏む。辛亥、蘇我大臣疾す。卜者に占はしむるに、卜者の云ふ、父の時に祭れる佛の崇りなりと、大臣、その事を奏す。詔して、父の崇めし神を祭らしむ。大臣詔を奉じて、彌勒の石像を禮拜して、壽を延べむことを乞ふ。この時、國に疾疫行はれて、民の死するもの多し。三月丁巳朔に、物部弓削守屋大連、中臣勝海大夫と共に申さく、何が故に、臣らが言を用ひ給はざる。父天皇の御世より、陛下の御世に及びて、疫疾流行して、國民まさに絶えむとす。これ蘇我の大臣が、佛法を興行するに依れりと、天皇詔し給はく、誠に然り、宜しく佛法を止むべしと、丙戌に、守屋大連、自ら寺に詣りて、その塔を斫り倒し、火を放ちて、佛殿佛像を焼き、尙ほ、餘れる佛像を取りて、難波の堀江に棄てしむ。この日、雲なきに雨降り、風吹けり。守屋大連、また馬子と、佛法を行ふ僧侶等を辱めむとし、佐伯造御室をして、馬子の宿禰と、尼善信等を喚び出して、御室に付與す。有司、尼等の三衣を奪ひ、海石榴市の亭に禁錮へて之を鞭つ。時に、天皇、及守屋大連、にはかに、瘡を患ひ給ひ、人民また、この病にかゝるもの多く、國內に充滿せり。その瘡を病むもの、身焼かれ打たる、が如く、苦みて死す。老少竊に佛像を焼き奉れる罪かど云ふ。夏六月、馬子宿禰、奏して云ふ、臣が病、今に至りて未だ愈えず、三寶の力を蒙らざれば、救ひ治むること難しと、天皇馬子に詔して、汝、獨り佛法を行ふべし、餘人に許さずと、乃ち三人の尼を、馬子の宿禰に還付す。馬子、受けて大に喜び、三尼を拜し、新に精舎を營み、迎へ入れて

養ふ。秋八月乙酉朔己亥に、天皇の病彌重りて、遂に、大殿に崩すと見ゆ。この己亥は、即ち十五日なり。

この御時ごぞおほの侍る。おはりの國に、田をつくるものありき。夏になりて、田に水まかせむとせし程に、俄に神なり、雨ふりしかば、木のしたに、たちいりてありし程に、そのまへに、いかづちおちにき。其かたち、おさなま子のごとし。此おここ、すまをもちて、うたむとせしかば、いかづち、われをころすことなかれ。かならず、此恩をむくはむといひき。おのこのいはく、なに事にて、恩をむくふべきぞといひき。いかづち、こたへていはく、汝に子をまうけさせて、かれにて、恩をむくひん。われに、くすの木の舟をつくりて、水をいれて、竹のはをうかべて、すみやかに、あたへよと、いひしかば、此をのこ、いかづちのいふがごとくにして、あたへつ。いかづち、是をぬて、すなはち、そらへのほりにき。其後、おのこを、まうけて、むまれしときに、くちなは、そのかうべをまごひて、お、かしら、うなじのかたにさがれりき。このとし十よになりて、ほう八尺の石をなげき。このわらは、元興

むくはむ。集覽本作むくはむ。

さかればりきの下、其本、ちのれたり。十字

ア。石の下、同字アリ。三  
 つく。集覽本、  
 夜下、流布本、  
 是字アリ。  
 其後下、同本、  
 有鬼字、本、  
 作、同本、  
 作、同本、  
 本、作、同本、  
 本、作、同本、

寺の僧につかへし程に、その寺のかねつきたうに、鬼ありて、夜とに、かねつく人をくひころすを、此わらは、鬼の人をころす事を、こゝめてんといひしかば、寺の僧とも悦て、すみやかに、とゞむべきよしをすゝめき。其夜になりて、わらは、鐘つきたうにのほりて、鐘をうつ程に、れいのでこく、鬼きたれり。わらは、鬼のかみにとりつきぬ。鬼は、とへひさいたさむこし。わらは、うちへひさいれんこする程に、夜、たゞあけにあけなんとす。鬼、しわびて、かうぎはを、はなちおこして、にけさりぬ。夜あけて、ちをたづねて、もとめしかば、その寺のかたわらなる、つかのまこにてなむ、ちとまり侍にし。昔、心あしかりし人を、うづめりし所也。其人、鬼になりたりけるこそ、人々、申あひたりし。其後、人をころす事、侍らざりき。鬼のかみは、寶藏におさめて、いまた侍めり。このわらは、おここになりて、なを此寺に侍りき。寺の田をつくりて、水をまかせんとせしに、人々、さまたけて、水をいれさせざりしかば、十餘人ばかりして、になひつべき程の、すまがらを作て、みなくちに、たてたりしを、人々、ぬきてすてたりしかば、此男、又五百人して、ひく

皆くち。流布本、水口ニ作ル。それ、同本、ル。それ、同本、ル。それ、同本、

石をこりて、ここの人の田の皆くちにをきて、水を寺田に入しかば、人々、をぢおそれて、そのみな口を、ふさがすなりにき。かくて、寺田やくることなかりしかば、寺の僧、此男、法師になる事をゆるしてき。世の人、道場法師とぞ申し。

○田に水まかせむとせし程に。夏の炎暑によりて、田面の干るにより、水を引きて、灌ぐなり。即ち靈異記に、作、田引、水と見え、又本朝文粹に、田に漑ぐとも見えたり。○神なり。雷鳴。○すま。靈異記に、金杖と見ゆ。また、本朝文粹、道場法師傳の文ニハ、舉、未將、聲と見ゆ。和名抄に、鋤、和名須伎ト云へり。○うなじ。和名抄に、項、和名字那之、頸後也と見ゆ。○たい明にあけなんとす。たいは、直に、または、すぐにの意、明るを重ねたるは、例の語勢を強むるなり。○鬼しわびて、かうぎはを。しわびは、爲しわびにて、彼の童子と、争を爲すを、苦く思ひての義。かうは、かみの音便にて、髮際なり。○おとこになりて。成人して、元服するを、男になるといふ。○すまがら。鋤の柄を云ふ。○寺の田を作り云々。此一節、本書の譯文、詞足らざるが如し。靈異記に、然後其童子、作、優婆塞、僧住、元興寺、其寺作、田引、水、諸王等妨、不入、水田、燒亡時、優婆塞言、吾引、田水、衆僧聽之、故十餘人可、荷作、鋤柄、使、持也、優婆塞彼持、鋤柄、撞、枝而、往立、水門口、而居、諸王等、鋤柄引、塞、水門口、而、不入、寺田、と見ゆ。但し、此に優婆塞と云ふは、彼の童子を指し、諸王と云ふは、當時、この童子と、力をくらべたる力者を云ふなり。○皆くち。流布本、水口とあるに従ふべし。水を引き入る、口なり。○道場法師。本朝文粹

十二に、その傳見ゆ。○さて、この事は、日本靈異記上の巻に見えて、尾張國阿育知郡片菟里に住める農夫が事と爲す。而して、この村里は、同書の考證卷一に、海邦名勝志に、今の市部莊古渡村なりと云へり。

第三十三、用明天皇、二年崩、葬大和國勢余池上陵

次の御門、用明天皇三申三き、欽明天皇の第四の御子、御母大臣蘇我宿禰稻目女、妃堅鹽姫、乙巳年九月五日、位につき給、世をしり給事二年、位につき給てあくるとし、聖德太子、ちくみかどを相したてまつりて、御命このほかに、みじかくみねさせ給へり。政を、よくすなほにし給べしと、申給三き。かくて、つぎのこの四月に、父御門、御心ち例ならずおはせしに、太子、よるひるつきをひたてまつりて、こゑたねもせず、いのりたてまつり給三き。御門、大臣以下、三寶をあがめたてまつらむ、いかゞあるべきと、仰られあはせ給しに、守屋は、あるべきことにも侍らず、わが國の神をそむきて、いかぞか、こゝ國の神をば、あがむべきと申三き。そがの大臣は、たゞ仰三でこにしたがひて、あがめたてまつらんと申三き。御門、そがの大臣のこゝにしたがひ給て、法師を、内裏へ、めしいれられしかば、太子、おほきにより

二年崩。杉本  
三治二年未四  
月六日崩。御  
三人御子七  
人葬云々ニ作  
申集覽本、  
作申は乙巳  
年同本作、  
別二年丙午、  
有の字。

さり下、集覽  
本、字アリ。

いさ。同本、  
しき。イ本、  
しければニ作  
ル。下、集覽  
本、字アリ。

こひ給て、そがの大臣の手をとり、涙をながし、三寶の妙理を、人しるこゝなくして、みたりがはしく、もちゐたてまつらざるに、大臣、佛法を信じたてまつる、いとく、かしてき事也との給しを、守屋おほきにいかりて、はらたちにき。太子人々への給はく、守屋、因果をしらずして、いまほろびなむとす。かなしきことなりと、の給しを、人ありて、守屋につけまかせしかば、守屋、いさゝいかりをなして、つは物をあつめ、さまぐの、まじわざともをしき。此事、まことにて、太子のこねりをつかはして、守屋に、かたよれる人々を、ころさせ給し程に、四月九日、みかどうせ給にき。

○用明天皇。初め大兄皇子、後に、橘豊日尊と申す。○勢余池上陵。陵墓一覽に、河内磯長原陵、河内國南河内郡磯長村大字春日にありと見ゆ。本書は書紀、用明天皇條に、勢余池上陵に葬めまつるとあるに據れるなり。然れど推古天皇紀に、元年秋九月、橘豊日天皇を、河内磯長陵に改め葬ると見え、諸陵式にも、河内磯長原陵と見ゆれば、今の所在地は、陵墓一覽の如くなること明なり。○堅鹽姫。欽明天皇紀に、堅鹽媛の堅鹽は、岐多志と云ふと見え、古事記傳に、和名抄に、崔禹錫食經云、石鹽、一名白鹽、又有、黑鹽、今按俗呼、黑鹽、爲、堅鹽、日本紀私記云、堅鹽木多師是也と見え

云々、この物に由ありて、御名に負ひ坐るるべしと云へり。○乙巳年。敏達天皇十四年。○すなほ。正直にして、柔和なる義。○御こゝち例ならず。こゝちは、心持、または氣分など云ふ義なれば、氣分常の如くならずして、病にかゝり給ひしなり。○あるべきことにも侍らず。しかあるべき事にもあらず。○三寶の妙理。こゝにては、佛教の甚深至妙なる道理を云ふ。○まじわざ。まじなひの術。太子傳曆に、守屋大連、阿都の宅に退きて、人衆を聚ひ云々、兼て魔魅を爲す、事皇家に及びて、已に發覺すで見ゆ。また下に引く書紀の文にも委し。○太子舍人。舍人は古事記傳三十三の卷に、左右近く、親く仕奉る者なり。書紀、仁徳卷に、近習舍人、武烈卷に、近侍舍人、顯宗卷に、左右舍人などもあり。名義は殿侍か。書紀に帳内、官者、兵衛、などもあり。又や、後に、大舍人と云あり、また内舍人と云ふもありと見ゆ。大寶令の制に、中務省に内舍人九十人、左右大舍寮に大舍人、おのゝく八百人あり、弘仁十年減じて四百人と爲す。何れも天皇三宮、又は皇族に近侍して、雜使を勤め、行幸啓あれば供奉して、警衛に當る。後世には、攝關以下の人臣にも賜はれり。今は、舍人跡見赤檮を云ふ。○守屋にかたよれる人々。守屋大連に、味方する人々の心。○聖徳太子、父帝を相し奉りて以下、太子傳曆によりて書り。書紀に云ふ、二年夏四月乙巳朔丙子の日、新嘗を磐余河上に聞し召す。この日、天皇病を得て還り給ふ、群臣悉く侍る。天皇詔し給はく、朕三寶に歸依せむと思ふ、卿等その得失を議れど、物部守屋大連、中臣勝海連申さく、何ぞ國神を背きて、他神を敬はむと、蘇我馬子宿禰大臣申さく、詔に隨ひて、天皇の御志を助け奉るべしと、こゝに天皇の庶弟穴穗皇子、豐國の法師を引ききて、内裏に入る。物部守屋大

連睨みて大に怒る。この時、押坂部史毛屎、急に來りて、大連に告げて曰はく、今群臣、卿を亡さむと謀り、將に道路を斷たむとす、大連聞きて、其の別業阿都に退きて、味方を聚む。中臣勝海連も、己が家に味方の衆を集めて、大連を助く。遂に太子彦人皇子の像と、竹田皇子の像とを作りて、禁厭の術を行ふ。俄にして、事の成り難きを知りて、彦人皇子に、水派宮に歸り附く。舍人迹見赤檮、勝海連が、彦人皇子の所より歸り退くを伺ひて、刀を抜きて殺しつ云々と見ゆ。○四月九日、帝かくれさせ給ひぬ。上に引ける書紀の文の續きに、天皇の御病、いよく盛にして、將に失せ給はむとす。時に鞍部多須奈、進みて申さく、臣、天皇の爲に出家して、道を行はむ。また丈六の佛像、及び寺を奉らむと、天皇爲に悲み給ふ。今南淵坂田寺の木の丈六の佛像、挾侍菩薩これなり。癸丑の日、天皇大殿に崩すと見ゆ。

七月になりて、太子をがの大臣むろとも、いくさをおこして、守屋とたゝかひ給、守屋がかたのいくさ、かすをしらざりしかば、太子の御かたのいくさ、をちおそれて、三たびまで、しりぞきかへりき。其時に、太子、大誓願をおこし、ぬるの木をとりて、四天王をさまみたてまつりて、いたゞきのうへに、をきたてまつりて、いま、はなつところのやは、四天王のはなち給ところなりと、の給はせて、とねりをして、いさせしめ給しかば、そのや、守屋がむねにあたりて、たち所に命



頃。集覽本、作町。

を失つ。秦河勝をして、くびをさらしめ給、守屋がいもうとは、そがの大臣のめにて侍りしかば、その妻のはかりをこたて、守屋はうちこられぬるなりとぞ。其時の人は、申あへりし。さて、此守屋を、いころして侍りしこねりをば、赤檮こぞ申侍りし。水田一萬頃をなむ給はせし。かくて、ことし天王寺をば、つくりはじめられしなり。

○ぬるでの木。書紀に、白膠木と書けり。山野に自生し、高さ一丈餘に至る。此木、白膠ありて塗るべき物なれば、名とせりとぞ。又、秋早く紅葉するが故に、波にぬるでの紅葉しにけりなど、古き歌に見えたり。○秦河勝。山城國葛野郡の人、推古天皇の朝、聖德太子の命を奉じて、佛像を尊崇し、蜂岡寺を造りしこと、下文に見えたり。また皇極天皇三年に、大生部の多と云ふもの、不盡河の上に於て、異蟲を養ひ、常世の神と稱し、里民を惑はし、時、河勝その妖術を惡み、大生部の多を笞ち懲らして、その災を絶ちしこと、日本紀に見えたり。○守屋か妹は云々。下に引く書紀の文に見ゆ。また扶桑略記に、時人云ふ、蘇我の妻は、守屋が妹なり。大臣妻の計を用ひて、大連を殺すとも見ゆ。○七月に至りて以下、扶桑略記に據れりとも見ゆ。書紀、崇峻天皇即位前紀に、二年夏四月、橘豊日天皇崩す。五月に、物部大連の軍兵、三たび驚駭す。太子傳玉林抄に引ける文には、驚駭天皇に作る。今の書紀の文に、天皇の三字なし。大連もどより、餘の皇子を棄て、穴穗部皇子を立て、天皇と爲さむと欲ふ。

よりに遊獵に托して、替へ立つることを謀らむとし、密に、使を穴穗部皇子に遣はして、淡路に獵せむと言はしめしに、その謀、世上に洩れぬ。六月、蘇我馬子宿禰等、炊屋姫等を奉じて、佐伯連丹經手、土師連磐村、的臣眞嘴に詔して曰く、汝等、兵を整へ、速に往きて、穴穗部皇子と、宅部皇子とを誅殺せ、この日夜半、佐伯連丹經手等、穴穗部皇子の宮を圍みて、遂に殺し奉つる。辛亥の日、宅部皇子を殺し奉る。秋七月、蘇我馬子宿禰大臣、諸皇子と、群臣とに勸めて、物部守屋大連を滅さむことを謀る。泊瀬部皇子、竹田皇子、厩戸皇子、難波皇子、春日皇子、蘇我馬子宿禰大臣、紀臣麻呂宿禰、巨瀬臣比良夫、膳臣賀拖夫、葛城臣烏那羅、俱に軍兵を率ひて、進みて大連を討つ。大連自ら子弟と、家の奴等を率ひて、稻城を築て戦ふ。その軍強盛にして、皇子等と、群臣との軍兵恐れて進まず。この時、厩戸皇子、軍兵の後に從ひ、この有さまを見て、佛力をからざれば、大事の成り難きを思ひ、白膠木を伐り取りて、四天王の像を作りて、頂髪の中に置き、誓言を發て給はく、今もし、我をして、敵に勝たしめ給はば、護世四王の爲に、寺塔を起む。蘇我馬子大臣、また誓言を發つ、凡そ諸天王、大神王等、我を助け衛りて、利益を獲せしめば、諸天と、大神王との爲に、寺塔を立て、三寶を流通せむと、誓ひ終りて、種々の軍兵を整ひて、進み討つ。爰に、迹見首赤檮と云ふ者あり、大連を射て殺す。大連の軍、忽ち敗る。この役に、大連の兒息、及び眷屬ら、或は葦原に逃げ匿れ、姓を改め、名を換るもの、或は逃げ亡せて、行く所を知らざるものあり。時人云ふ、蘇我大臣の妻は、物部守屋大連の妹なり。大臣、妄りに妻の計を用ひて、大連を殺すと云へり。亂平きて後、攝津國に於て、四天王寺を造り、大連の奴の半と、宅とを分けて、大寺の奴と田

庄と爲す云々、また皇極天皇二年紀に、冬十月蘇我大臣蝦夷、病によりて參朝せず。私に紫冠を、子入鹿に授けて、大臣の位に擬す。また、その弟を呼びて、物部大臣と云ふ。大臣の祖母は、物部弓削大連の妹なり。故に母の財に因りて、威を世に取れりと見ゆ。○四天王寺。創立の由縁、上に云へるが如し。聖德太子傳補闕記に云く、玉造の東岸に於て、四天王寺を營み、後に荒墓村に遷すと云ひ、攝津志東條郡の條に、玉造岡、大坂城の東南にありと云へり。元興寺と共に、本邦最古の寺院なり。なほ荒陵村に遷れることは、下文に見えたり。

第三十四、崇峻天皇、五年崩、年七十二、葬大和國倉橋山岡陵、

次の御門崇峻天皇と申す。欽明天皇の第十二の御子、御母稻目大臣女、小姉君姫也。丁未の年八月二日、位につき給ふ、御年六十七、世をしり給事五年、位につき給て、あくる年の冬、御門、聖德太子をよびたてまつりて、汝よく人を相す、われを相し給へと、の給しかば、太子、めでたくおはします。但よこさまに、御命のあやぶみなん見ぬさせおはします。心しらすらむ人を、宮の中へいれさせ給まじき也と、申給しかば、御門、いかなる所を見て、の給ぞと仰られしに、太子あかきすぢ、御眼をつらぬけり、これは傷害の相なりと申給しかば、御門、御鏡にて見給し

五年崩以下、杉本、作治五年、崩御四年、十二月八日、申す、集本、御子二人、申す、集本、丁未の年、作本、申す、四年、戊申、二年、作

見給しに下、太子、五子、ア

に、申給てこくにおはしましたし、かば、おほきに、おどろき、をそりおはしました。かくて、太子、人々に、御門の御相は、さきの世の御事なれば、かはるべき御ここにあらずとぞの給し。

○崇峻天皇。御諱泊瀬部尊と申す。古事記には、長谷部若雀命と云へり。○年七十二。本書、即位の年六十七とあるを推算する時は、崩年は七十一歳なり。然るに、皇年代略記、一代要記、並に六十九歳にして即位と云へば、崩年は七十三歳に坐すが如し。書紀、古事記、並に享年を闕きたれば、何れに従ふべきか、決し難し。○倉橋山岡陵。陵墓一覽に、倉橋岡上陵、磯城郡多武峯村大字倉橋。○第十二の御子。書紀、及び神皇正統記、本書に同じ。舊事記、聖德太子傳曆、愚管抄、皇年代略記、帝王編年記、第十五子に、歴代皇記第十六子に作る。○よこさまに、御命のあやぶみなん云々。あやぶみは、危険の義、人の病を受けて死するは、定命にして、正しき死とし、之に反するものは、凡て非命の死なり。之を横さまなる死と云ふ。即ち横死の御相有り也。○この段は、聖德太子傳曆によりて書り。同書崇峻天皇元年條に云ふ、天皇、密に太子を召て言く、汝に神通の意あり、また能く人を相すと聞く、朕が躰を相して、隠すこと勿れと、太子相して曰く、陛下の玉躰、實に仁君の相まします、然れども恐くは非命忽に至らむ。伏て請ふ、能く左右を守りて、姦人を容るゝこと勿れ。天皇、問ひ給はく、何を以てか之を知る。太子の曰はく、赤文の眸子を貫くは、傷害の相なりと、天皇鏡を取りて、視はして、大に驚き給ふ。太子左右に謂て曰はく、

いづはり下、  
集本有るを  
字

陛下の相、かはる可らず、これ過去の因なり。若し三寶を崇めて、魂を般若に遊ばしめ給はむ、近くは免れ給はむ。即ち群臣左右に命じて、能く陛下を護衛せしむと見ゆ。

三年と申し十一月に、太子御年十九にて、元服し給き。五年と申し二月に、御門、しのびやかに、太子にの給はく、そがの大臣、うちには、わたくしを、ほしままにし、ほかに、いつはりかざり、佛法をあがむるやうなれども、心たゞしからず、いかゞすべきの給しかば、太子、只此事をしのび給ふべしと、申給し程に、十月に、人のゐのしゝをたてまつりたりしを、御門、御らんじて、いつか、ゐのくびをきるがまごくに、わがさらふところの人を、たちうしなふべきの給はせしかば、太子、おほきにおどろき給て、世中の大事、この御ことばによりてぞ、いぞくべきにて、にはかに、内宴をおこなひて、人々に、祿たまはせなとして、けふ御門の、の給はせつるこゝ、ゆめく、ちらすなき、かたらひ給しを、たれかいひけむ、そがの大臣に、御門、かゝる事をなむ、の給ひつるこゝ、かたりければ、わが身を、の給にこそ思ひて、御門をうしなひたてまつらんとはかりて、東漢駒（東漢駒の身）といふ人をかたらひて、十一月三日、みかどをうしなひたてまつりき。宮の中の人、

思ひ下、  
流布本、  
思ひ二作ル

観下、  
集本、  
て字ア

本流布、  
なるか、  
作ル、  
の、  
同本、  
作の、  
の、

世中、  
同本、  
世  
間二作ル

おどろきさはぎしを、そがの大臣、その人をとらへさせしめしかば、人々、此大臣のしわざにてそとしりて、こかく、物いふ人なかりき。大臣、駒を賞じて、さまざまの物をたまはせて、わが家の中に、女房などのなかに、はかりなく、出いり、心にまかせて、せさせし程に、大臣のむすめを、忍びておかしき。大臣、この事をさして、おほきにいかりて、かみをとりに、木にかけて、身づからこれをいさ。なむち、おろかなる心をもちて、御門をうしなひたてまつるこゝいひて、やをはかちしかば、駒さけびて、われ、その時に、大臣のことをしれりき。みかどといふことを、しりたてまつらずと、いひしかば、大臣、此時、いよくいかりて、けむをこりて、はらをささき、かうべをさりてき。大臣の心あしきこと、いよく、世中にひろまりしなり。

○元服。下學集に、元は首也、始也、また首服とも云ふと見ゆ。即和漢の習、幼き時は、冠を若くすることなく、常に頂をあらはすと、年頃に至れば、始て首に冠す。之を元服、冠服、初冠（ハツカ冠）、または男になるとも云ふなり。本書聖徳太子の元服し給ふことは、傳曆、崇峻天皇三年條に、時年十九、冬十一月太子冠りし給ふ。群臣賀し奉ると、あるに據れるなるべし。是本邦に、元服の事の

書に見えたる始なり。但、正史、及他の古書には、この事見えす。その國史に見えたるは、續記和銅七年の條に、六月庚辰皇太子武聖加元服と見ゆるを始とす。○うちにはわたくしを、はしきまゝにし云々。蘇我馬子、大臣として、内に私情を擅にし、朝廷を蔑にして、これを飾り詐るに、佛法を以てし、頻りに寺塔を建て、僧尼を度し、盛に佛教を興隆するが如しと雖も、心より信するにあらずして、たゞ己が政略に用ゐるのみなるが故に、如何處分すべきと詔し給ふなり。○わがさらふどころの人。馬子。○内宴。上卷に云へり。○ちらすな。世間に言ひ散らす勿れとなり。○その人をとらへさせしめかば云々。天皇の傷害に逢ひ給ひしを見て、驚き騒ぐ宮中の人々を、馬子が捕へさせしにより、人々始めて、馬子の所爲なることを知りたれど、その猛威に恐れ、何の言を出すものも無りしなり。○大臣のこゝろをしれり、みかどといふことを云々。流布本、大臣のみを知れりあり。即ちわれその時に當りては、獨り大臣のみのあるを知りて、天皇のましますことを知らざりしとなり。○東漢駒。書紀、崇峻天皇條に、東漢直繫井が子なりと見ゆ。

○この段も、太子傳曆によりて書り。書紀に、五年冬十月癸酉丙子の日、山猪を献るものあり、天皇猪を指して詔して曰はく、何の時にか、この猪の頸を斷るが如く、我嫌ふどころの人を斷らむと仰せて、多く兵仗を設け給ひて、常に異るところあり。壬午、蘇我馬子宿禰、前に天皇の仰せし語を聞きて、興黨を集めて、天皇を弑し奉らむことを謀る。十一月癸卯朔、馬子群臣を詐りて、今日、東國の調を進むと云ひて、東漢直駒をして、天皇を弑し奉らしむ。この月、東漢直駒、馬子が女河上娘カハコメノヲメを盗み隠して、妻と爲す。馬子これを知らず、河上娘の死去せるを疑ふ。後に、

その事顯れて、大臣の爲に殺されぬと見ゆ。

第三十五、推古天皇、三十八年崩、年七十三、葬磯長山田陵。

次の御門、推古天皇に申き。欽明天皇の御女、御母稻目大臣女、蘇我小姊君姫也。壬子年十二月八日、位につき給ふ、御とし三十八、世をしらしめす事三十六年。位につき給て、あくる年の四月に、御門、我身は女人なり、心に物をさとらず、世のまつり事は、聖徳太子にし給へと、申給しかば、世の人、悦をなしてき。太子はこの時に、太子には立給て、よのまつりごとをし給しなり。そのさまは、たゞ皇子と申しかども、いまかたり申事なれば、さま々も、太子は申侍つるなり。御とし廿二になむなり給し。ことし四天王寺をは、難波荒陵にはうつし給しなり。もとは、たまつくりの峰に、たて給へりき。

○推古天皇。御諱は、豊御食炊屋姫尊、初め額田部皇女と申す。欽明天皇々女、用明天皇同母妹にして、敏達天皇々后たり。○御年七十三。書紀に、年十八にして、皇后に立ち、卅四歳にして、敏達天皇崩じ、卅九歳の時、崇峻天皇、馬子の災にかゝり給ふ由に書れど、何れも、年紀合はず。また、天皇崩御の條に、時に年七十五と註したれども、是亦前記の御年數に合はず。本書の卅八即

三十七年三月三十一日、仁治三、  
五十六年三月三十一日、仁治三、  
七十五年三月三十一日、仁治三、  
七十七年三月三十一日、仁治三、  
内國、河内、丹波、越前、能登、加賀、美濃、信濃、上野、下野、常陸、美濃、信濃、上野、下野、常陸、美濃、信濃、上野、下野、常陸、  
延也、下、天、皇、御、女、也、  
本、有、數、年、矣、  
皇、后、立、給、ふ、  
日、后、立、給、ふ、  
十、五、日、立、給、ふ、  
明、天、皇、御、女、也、  
二、作、ル、云、々、  
集、事、本、云、々、  
段、三、云、々、  
御、上、上、上、  
本、六、年、上、上、上、  
四、字、下、下、下、  
二、以、下、下、下、  
そ、互、り、下、下、下、  
落、字、布、三、十一、一、  
字、流、布、三、十一、一、  
落、字、布、三、十一、一、

位は、愚管抄、帝王編年記に全じけれども、書紀の年紀に合はず。この他、皇代零記、皇年代零記、並に丙子の年生るに作る。然ども、何れも確言ならず。暫く疑を存す。○磯長山田陵。陵墓一覽に、河内國南河内郡山田村大字山田と見ゆ。○四天王寺を、難波荒陵には、移し給ひしなり。四天王寺のこと、委く上に云へるが如し。書紀、この天皇元年條に、この歲、始めて四天王寺を、難波荒陵に造り給ふと見ゆるは、この荒陵に遷して、造營し給へる始を云へるなり。荒陵寺御朱印縁起に、四天王寺、法號は荒陵寺と云ふ、荒院郷荒陵の東に建立す。故に處の村の名を以て、寺の名に號く。發願は、四天王、故にまた四天王寺と云ふと見ゆ。攝津志東條郡の條に、四天王寺は、天王寺村にあり、山は荒陵と號すと見ゆ。○我が身は女人なり以下、扶零記によりて書り。書紀推古天皇元年の條に、夏四月庚午朔己卯、麻戶豐聰皇子を立て、皇太子と爲し給ふ。よりて萬機を攝政せしむと云へり。

三年と申し春、沈は、この國に、はじめて、浪につきてきたれりしなり。土佐國の南のうみに、夜ごと、おほきにひかる物ありき。そのころ、いかづちのこまに、して、三十日をへて、四月に、あはちの島の南の岸によりきたれり。おほきさ、人のいたく程にて、ながさ、八尺余ばかりなむ侍りし。そのかうはしき事、たごへんかたなく、めでたし。これを、みかどにたてまつりき。島人、なにもあらず、おほ

ひややか。諸井に諸井。ひややか。諸井に諸井。ひややか。諸井に諸井。

く、たき々になむあける。これを太子見給て、沈水香と申物なり。この木を、梅檀香といふ。南天竺の南の海の岸におひたり。此木の、ひややかなるによりて、夏になりぬれば、もろくの地、まとひつけり。其時に、人かの所へゆきむかひて、その木に、やをいたて、冬になりて、地のあなにもりてのち、いたてしやをしらしにて、これをとるなり。そのみは雞舌香、その花は丁子、そのあぶらは薰陸、ひさしくなりたるを、沈水香といふ。ひさしからぬを、淺香といふ。御門、佛法をあげ給ふがゆへに、釋梵威徳の、うかべをくり給なるべしと申給き。御門、此木にて觀音をつくりて、ひそぞらになむをきたてまつり給へし。こまぐ、光をはち給き。

○沈香。和名抄に、本草に云ふ、沈香は節堅くして、水に沈むものなり。兼名苑に云ふ、一名堅黒と云ふと見ゆ。また同書箋註に、葉は橘の葉に似て、花は白く、實は檳榔に似、大さ桑の實の如く、色紫にして、味辛しと見ゆ。さてこの木の年を経て、枯れ朽ちて、心のみとなれるを、香に用ふるなり。○旃檀。和名抄に、旃檀は香木なり。箋註に、赤は牛頭旃檀と云ひ、黒は紫檀の屬と云ひ、白は白檀の屬と云ふと見ゆ。○ひやくか。諸本、のひやくかに作る。誤なること明なれ

ば、井上翁所藏本によりて改む。○鷄舌香。和名抄に、南州異物志を引きて、鷄舌香は草花、含みて口を香はしくすべしと見え、箋註に、丁子香と同物なりと云ひ、又然らずと云へる、諸家の説を擧げたり。詳くは、本書に就きて見るべし。○丁子。和名抄箋註に、山海經を引きて、東海、及び崑崙國に生ず。二月三月の頃、花を開く。その色紫白色、七月に至りて實を結ぶ。大なる物、巴豆の如し。これを母丁香と爲す。小なるものを、丁香と爲す云々と云へり。○薰陸。和名抄に、兼名苑註に云ふ、薰陸香、俗音君祿、中天竺に出づ、箋註に本草の蘇敬註を引きて、樹、沙中に生ず。盛夏の頃、その樹膠、沙上に流出す。夷人採りて買人に賣與す云々と云へり。○淺香。和名抄に、南州異物志を引きて、沈香を採る外間に、白き處あり。その質甚堅からず。水中に置く時は、浮ばず、また沈まず、水と平なり。名けて淺香と云ふと見ゆ。さて以上の諸香木、和名抄及箋註に、諸家の考證を引きて、詳くその物質產地等を擧げられた、本書の説の如く、一木より諸種の香料を得ることを載せず。而て本書の説は、傳曆、推古天皇三年の記に據れるものなれば、恐くば誤なるべし。○釋梵威徳のうかべ、をくり給ふなるべし。釋は、初利天の主なる帝釋タイキョクを云ひ、梵は初禪天の主なる梵天を云ふ。但太子傳曆には、釋梵威徳シヤニヤ、モウシヤシヤ送此木と見ゆれば、威徳は、威徳の誤寫か、或は本書の著者の、ふと讀み誤りたるにもあるべし。佛法興隆の徳に感じて、香木を浮べ送り給ひしとなり。○ひとでら。比蘇寺なり。同書に、即勅して、百濟の工に命じて、檀像を刻み造りて、觀音菩薩を作る。高數尺、吉野の比蘇寺に安すと云へり。さて此寺は、玉林抄に、一名現光寺と云ふよし見ゆ。大和名所圖會に、大和國吉野郡池田莊比會村

にあり。西大寺の興聖、菩薩、戒法をすゝめて、繁昌なりしが、今破壊して、僅に遺れりと云へり。

六年と申し四月に、太子、よき馬を、もこめ給しに、かひの國より、くろき馬の、四の足ちろきをたてまつりき。太子おほくの馬の中より、これをえらび出して、九月に、此馬にのり給ひ、雲の中に入りて、東をさして、おはしき。鷹といふ人ひとりぞ、御馬の右の方に、とりつきて、雲にいりしかば、見る人、おどろきあさみ侍し程に、三日ありて歸給て、われこの馬にのりて、ふじのたけにいたりて、しなの國へつたはりて、歸きたれりとの給き。十一年と申し十一月に、太子のもち給へりし佛像を、この佛、たれか、あがめたてまつるべきと、の給しに、秦河勝、すゝみいで、申うけ侍りしかば、たまはせたりしを、はちをかぞらをつくりて、すへたてまつりき。そのはちをかぞらと申は、いまのうづまさなり。佛は、彌勒とぞうけ給り侍し。十四年と申し七月に、御門、わがまへにて、勝鬘經講じ給へし、申給しかば、太子、師子のゆかにのほりて、三日講じ給き。そのありさま、僧のこころになむおはせし。めでたかりし事也。おきなそのにはに、聽聞して侍りき。はて

はらなをかぞら  
流布本作らば  
下同

の夜ごぞおほえ侍る、はすの花のながさ二三尺ばかりなる、そらよりふりたりし。あさましかりし事ぞかし。御門、その所に、寺をたて給ひま。いまのたちはなぞらこれなり。

○磨と云ふ人。太子傳曆に、舍人調子磨と見ゆ。○はちをかであら。原本、はらをかであらに作る。諸本に據りて改む。即ち蛭岡寺也。上宮聖徳法王帝説に、太子七寺を造り給ふ中の一とせり。推古天皇紀に、十一年冬十一月己亥朔、皇太子諸大夫に謂て曰く、我に尊佛の像あり、誰かこの像を得て、恭拜するものぞと、時に秦造河勝進みて曰はく、臣之を拜まむ。便ち佛像を受けて、因りて以て蛭岡寺を造ると見え。また廣隆寺資財帳に、推古天皇卅年大花上秦河勝、上宮太子の爲に建立する處なりと見え。山城志に、廣隆寺葛野郡太秦村にありと云へり。○勝鬘經。委しくは、勝鬘師子吼一乘大方廣經と云ふ。波斯匿王の後、勝鬘夫人の説きしものなり。○師子のゆか。師子は、獸類の中に、獨歩して畏るゝところなく、一切を伏す。佛も亦此の如く、九十六種の外道、一切の人天の中に、一切降伏して畏るゝ所なし。故に人中の師子と稱し、その床席を稱しても、師子座と云ふ由、釋氏要覽に見ゆ。此より轉りて、一般法師の座を、尊びて師子座ともいふ也。○翁との庭に聽聞して侍りき。序文に見ゆる仙人の翁の、その講演の庭に侍りしとなり。○はこの夜。その講演の終の夜なり。○橘寺。聖徳太子傳曆鼓吹に、橘寺を時の人は菩提寺と云ふ。天皇、往昔、勝鬘經講談の日、奇特の有けることを感じて、皇太子に布施し給ふ雜用

の料を、太子悉く伽藍の造用として、誓て曰はく、若しくは信、若しくは不信、一たびこの道場に詣る者、必ず菩提の因を成さむと、故に菩提寺と名くと云ひ、大和志高市郡條に、菩提寺、橘村にあり、一名は橘寺、山は安倍島、また佛頭山と號す云々と見ゆ。以上みな、太子傳曆によりて書けり。

十五年と申し五月に、御門に申給はく、昔もちたてまつりし經、もろこしの衡山ご申所におはします。とりよせたてまつりて、此わたれる經の、ひがごこの侍るに、見あはせんご申給て、小野のいもこを。七月に、もろこしへつかはしき、あくるとしの四月に、いもこ一卷にしたる法花經を、もてきたれりき。九月に、太子いかるがの宮の夢どのに入給て、七日七夜出給はず。八日こいふあしたに、御まくらがみに、一卷の經あり。太子の給はく、此經なむ、わがさきの世に持したてまつりし經にて、おはします。いもこが、もてきたれるは、わが弟子の經也。この經に、三十四のもしあり、世中にひろまる經は、此文字なしごなむの給し。

○ひがご。あやまり。○小野妹子。姓氏錄に、天帶彦國押人命六世の孫、米餅搗大使主命の後なり。近江國滋賀郡小野村に家す、因りて氏と爲すと見ゆ。後にその位、大德冠に至れり。○

五月に下、イ本に太子、して五字ア、昔ノ上、イ本、我字アリ、イ本、三人ニ字アリ。

世中。流布本、世間ニ作ル。

班鳩宮の夢殿。夢殿は、聖德太子傳曆に、此月望の日、太子班鳩の宮に在して、夢殿の内に入り給ふ。註にこの殿、寢殿の側に在り。玉林抄に、寢殿は當時御舍利殿の跡なり。或は云ふ、今の大門の前なる、文殿跡なり云々と云へり。○此一段、聖德太子傳曆によりて書り。即ち推古天皇十五年條に、夏五月、太子奏して曰はく、臣が先身に、漢土に修行して、持ちし所の經、今衡山にあり。望むらくは、使を遣はして持ち來り、誤るところの本に比較せむと、申し給ふ。天皇、大に奇しと思はして、許し給ひ、且誰を使はすべきかを尋ね給ふ。太子、百官の内を相して、大禮小野妹子を撰みて、秋七月大隋に遣はし給ふ。時に太子、妹子に命じて曰はく、大隋の赤縣の南、江南道の中に、衡州と云ふ所あり。そこに衡山と云ふ山あり。即南嶽にして、山中に般若菴あり。南溪の中より登りて、繁れる松の中に入りて、行くこと三四里許にして、門、谷の口に臨む。吾むかしの同法、みな已に遷化して、いま残れるもの、たゞ三人あり。汝この法服を持ちて、我名を稱して贈るべし。また、吾むかし、其菴に住みし時、持ちたる法華經、複して一卷と爲しあり。乞ひ受けて、持ち來るべしと、妹子遂に衡山に至り、太子の命の如く、南溪の下より入り、門の側に到るころ、一沙彌あり、門内にありて、念禪法師の使人到來せりと云ふ。時に一老僧あり、杖をつきて出づ。又二老僧あり、相つぎて出て、互に顧みて歡を含む。妹子三拜す。言語通せざるが故に、地に書して意を通ず。各、法服を贈る。老僧地に書して曰はく、念禪、いまだ何ごか號する。妹子答へて云ふ、我國は倭國なり。東海中にあり。今、聖德太子と云ふもの坐すと雖も、念禪法師と云ふものなし。彼太子、佛道を崇め尊びて、妙義を流通し、自ら諸經を説き、兼て義疏を

製し給ふ。その令旨を承けて、その身に持ちし所の、複せる法華經一卷を取らむが爲に、此所に來れるなりと、老僧等大に喜びて、沙彌に命じて、その經を取り來らしむ。暫ありて、經卷を漆の函に納れて、持ち來る。老僧等、妹子に語りて曰はく、この經并に函は、念禪法師の持ちしものなり。念禪、こゝにありし時、讀經に倦みて、睡りて經を焼く。その焼痕、今に残れりとて、かくて老僧等、經を授け了りて、南峰の上にある一石塔を指して、彼は念禪遷化の後、骨を納めし塔なり。今已に三十六歳を経たりと云ふ云々、また同じき十六年九月の條に、この月望の日に、太子班鳩の宮に在して、夢殿の内に入り給ふ。御褥ミシトキを設けて、一日沐浴して入り給ふ。明る朝、海外の雜事を談じ、また諸經の疏を製り給ふ。若その義理の解すべからざるものあれば、夢殿に入り給ふに、常に東方より、金人出で來りて、妙理を教ふ。戸を閉ぢて、開き給はざること、七日七夜の間、御膳を進めず、侍従を召さず、妃以下近づき給ふこと能はず。時人、大に異み思ふ、慧慈法師の曰く、殿中三昧定に入り給ふなり。敢て驚し奉る勿れと、八箇日の朝、玉机の上に、一卷の經あり。筵を設けて、慧慈法師を引きて、告げて曰く、これ吾先身に、衡山に修行せし時、持ちし所の經なり。去年妹子が持來りしものは、吾弟子の經なり。三人の老比丘、吾藏し所を知らず、他の經を取りて送れり。故に吾このころ、わが魂を遣りて、取り來れりと、その他經に落とるところの文字を指して、法師に示す。師大に驚きて、奇とす。妹子が持ち來りし經には、此字あることなしと、見えたり。即ち太子を以て、衡山の南丘禪師、即ち僧慧思の再生とするものなり。然れども南丘禪師は、陳の大建九年六月廿三日、壽六十三歳にして寂す。即ち我朝敏達天皇六年に當り、同



三年太子の降誕に後ること、三年なれば、傳曆の説の信するに足らざること明なり。凡て、太子の傳は、その數多しと雖も、概、僧徒の手になりて、牽強附會にして、少も信するに足らず。本書の記事も、太子傳曆によれること多ければ、同く信すべからざるもの多し。序に云ふ、太子の傳記中に、尤も正確なるものは、上宮聖徳法王帝説にして、多くは當時の記録と、法隆寺にある佛像背後の銘文等によりて、記述するものなれば、尤も信用するに足るものなり。

廿九年二月廿二日、太子うせ給にき。御年四十九なり。御門をはじめたてまつりて、一天下の人、父母をうしなひたるがてこくに、かなしひをなしま。おほかた、太子の御事、萬が一を申侍り。事あたらしくも、中つゞくべくもなけれども、めめたき事は、みな人そり給へれども、くりかへし申さるゝ也。太子、よに出給はざらましかば、くらさより、くらさにいりて、ながく、佛法の名字をまかぬ身にてぞあらまし。天竺より、もろこしに、佛法つたはりて、三百年と申しに、百濟國につたはりて、百年ありてぞ、この國へわたり給へりし。そのとき、太子の御力にあらざりせば、守屋が邪見にぞ、此國の人は、おたがひ侍らまし。三十四年と申六月に、おほ雪ふりて侍りま。

申侍り。イ本、侍るまも二作

侍りま。イ本、侍るまも二作

●廿九年二月廿二日、太子うせ給にき。書紀、推古天皇條に、二十有九年春二月己丑朔己亥半夜、厩戸豊聰耳皇子命薨於班鳩宮に作る。癸巳は五日なり。日本書紀及太子傳曆の二書は、廿九年己春二月に作りて、日を云はず。扶桑略記、大鏡裏書、帝王編年記、一代要記、皇胤紹運録等、本書に同く、廿九年二月廿二日に作る。然れども上宮聖徳法王帝説に、壬午年二月廿二日夜半、聖王薨逝也、また同書に引く、法隆寺金堂の釋迦佛光後の銘文に、法興元卅一年、歲次辛巳十二月、鬼前太后崩り玉ふ。明年正月廿二日、上宮法王病を得給ひて、食を斷ち給ふ。妃また疾を得て、並に床に著き給ふ。二月廿一日癸酉、妃先づ薨り給ひ、翌日、法王薨り給ふと見え、また上宮聖徳法王帝説にも、壬午の年二月廿二日夜半、聖王薨逝也と見ゆ。この法興元は、當時民間に、私に用ゐられたる。いはゆる逸年號にして、子子を案するに、辛巳は推古天皇廿九年にして、その翌年卅年は、法王帝説に云ふ、壬午の歲なり。且太子の生誕は、敏達天皇三年に生れ給ふこと、上文に云へる如くにして、その享年四十九歳は、各書異同なければ、書紀以下各書に、廿九年の薨去とするは、誤りにして、法隆寺の釋迦佛の銘文、及び法王帝説に據りて、推古天皇三十年二月廿二日に薨去と定むべきなり。○一天下。天の下残らずの義。○事あたらしく云々。聖徳太子の事蹟は、凡人の及ばざる事數多にして、今更ら、事新らしく、語り續ぐべきにもあらず。且その事蹟の中の、勝れて人に異りたるものは、誰もく、知り給ふところなれども、その事の、特に人に勝れたる丈けに、無用と知りつゝも、くり返し申さるゝとなり。○太子よに出給はざらましかば云々。太子、世に出で給ふことなかりしならば、我國人、悉く佛法の光りに當りて、心の迷

ひを齎らすことなくて、長く佛法の名も知らずに、終りしならむとなり。○天竺よりもろこしに、佛法つたはりて云々。天竺は、下學集に、印度は天竺なり。梵語に印度と云ひ、此に月支と云ふ。その地形、半月の如くなるが故なりと云へり。佛祖釋迦は、中印度迦毘羅國の主、淨飯王の太子にして、悉太と云ふ。夙に世間生死の苦を厭ひ、十九歳にして拏特山に入り、阿羅々、迦羅々の二仙に従ひて道を修し、三十歳にして佛道を成就し、釋迦牟尼佛と稱す。その後説法度生すること、殆ど五十年にして、寂滅す。その唐土に傳通せしは、後漢書に、明帝永平七年、帝、夢に金人を視給ひ、怪みて群臣に問ふ。時に太史博毅進みて曰はく、臣周の昭王の時、西方に聖人出づ、その名を佛と云ふと聞く、恐くは是ならむと、帝即ち中郎將蔡愔、博士王遵等十八人を遣はし、西域に入りて、佛道を求めしむ。同十年蔡愔等、中天竺大明氏に於て、迦葉摩騰、竺法蘭に逢ひ、佛像及び梵經六十萬言を得、白馬に載せて雒陽に歸る。この時、竺法蘭、沙門の服を着けて帝に見ゆ。同十一年、雒陽城西雍門外に白馬寺を立て、摩騰始めて四十二章經を譯すと、見ゆるを始めとす。爾來流通熾盛にして、三韓諸國に入り、遂に本邦に傳來せしこと、已に上に云へるが如し。

第三十六、舒明天皇、十三年崩、葬押坂内陵

つぎの御門、舒明天皇と申さ。敏達天皇の御子に、彦人大兄と申し皇子の御子なり。御母、敏達天皇の御むすめ、糠手姫なり。つちのこのうしの年正月四日、位に

十三年崩、  
下、杉本、治十  
三年、命長元  
崩、幸巳、十月  
年、四十、后五

つき給ふ、御年四十七、世をしり給ふ事、十二年なり。三年と申しにぞ、玄奘三藏、もろこしより、天竺へわたり給と、うけたまはり侍し。

人、男女子八  
石川、河内國  
申さ、杉本、  
子、申は、御  
御孫、作  
上、杉本、有  
聖、元年、四  
字、杉本、ナ  
の、年、杉本、  
三年、イ本、  
作、五年、

○舒明天皇。初め田村皇子と申す。諱は息長足日廣額尊と稱す。○彦人大兄。敏達天皇の皇子、押坂彦人大兄皇子。○御年四十七。書紀に、御年を記さず。皇年代畧記、皇胤紹運錄、扶桑畧記、一代要記、並に年三十七に作る。後考をまつ。○三年。扶桑畧記は元年の事とせり。○玄奘三藏云々。三藏とは、經、律、論の三部に通じて、これを翻譯するもの、尊稱にて、玄奘は、唐の河内洛陽の人なり。姓は陳幼、字は諱と云ふ。幼くして佛門に入り、長して長安に往き、莊嚴寺に住す。常に佛跡を訪はむと欲する情あり。貞觀三年、上表して乞ふと雖も許されず。よりて、私に脱して玉關に出で、貞觀七年、中印度に至り、那蘭陀寺に止り、戒賢論師に従ひ、瑜珈唯識の宗を學び、貞觀十九年京師に歸る。帝命じて、洛陽の弘福寺に住せしめ、經論を翻譯せしむ。これを新譯と云ふ。羅什三藏の翻譯麟德元年二月五日逝く、年六十五、その詳傳は、續高僧傳、佛祖通載、釋氏稽古畧等に見えたり。さて、彼の貞觀三年は、我が舒明天皇の即位元年に當れば、扶桑畧記に之を元年のこととせざるを、正しとすべし。

第三十七、皇極天皇、治三年

次の御門、皇極天皇と申さ。敏達天皇のひこにおはします。舒明天皇の后にてお

治三年ノ下、  
杉本、欽明后  
申さ、ア、杉本、  
三字、ア、杉本、  
作、申は、

ひこ。集覽  
本一作ひこ  
以下一教達天皇  
大兄の皇子の  
孫王の娘、  
御母は吉備姫  
王欽明天皇の  
御孫女也二作  
壬寅年。集覽  
本に命長三  
年二作ル。  
日でりして  
下、イ本、人  
下れへ歎し  
ば九字アリ。  
下、集覽本、  
の字アリ。同  
本、つら。同  
ニ作ル。

はしき。御母、欽明天皇の御ひままでに、吉備姫と申侍りしなり。壬寅年正月十五日、位につき給ふ世をしり給ふ事三年、女帝におはします。七月に、世中日ぞりして、さまざま、御祈侍りしかども、そのしるし、さらになし。大臣蝦夷と申しは、その馬子大臣の子なり。この事をなげきて、みづから、かうろをとりにて、祈こひしかども、なをしるしなかりき。八月になりて、御門、河上に行幸し給ひて、四方をおがみ、天にあふぎて、祈こひ給しかば、たちまちに、神なり、雨くたりて、五日をへき。世中、みななをり、百穀ゆたかなりき。いみじく侍し事也。

○皇極天皇。天豐財重日足姫尊と申す。○敏達天皇のひこにおはします。ひこは、曾孫といふ。敏達天皇の皇子を押坂彦人大兄といひ、その御子、茅渚王の御女、即ちこの天皇にて、曾孫に當り玉へり。○舒明天皇の后にておはしき。舒明天皇紀に、二年春正月丁卯朔戊寅、寶皇女を立て皇后と爲すと見ゆるは、即ち此天皇の御事なり。○吉備姫。欽明天皇皇子、櫻井皇子の皇女。○かうろ。和名抄僧坊具に、香爐、小品經に云ふ、白銀の香爐を以て、黒沈水を燒き、般若を供養すと見ゆ。香を燒く器なり。○世中みななをり。早魃の爲に、人畜草木の類、悉く生きたる色もなかりしに、降雨の爲に、色を直して、生氣あるやうになりしなり。○皇極天皇元年紀に云ふ、六月大に早す。秋七月云々、戊寅の日、群臣語りて云はく、この頃、雨降らざるによりて、村郷の祝部の教の

まゝに、午馬を殺して、諸社の神を祭り、或は河神に祈ると雖も驗なし。蘇我大臣曰はく、諸寺に於て、大乘經を轉讀して、過を誨ゆること、佛の説き給ふが如くして、雨を祈らむと、庚辰の日、大寺の南庭に於て、佛菩薩の像と、四天王の像とを嚴ひて、衆僧を請じて、大乘經等を讀ましむ。時に蘇我大臣、手に香爐を執り、香を燒きて祈願す。然れども、辛巳の日に、微雨ありしのみにして雨ふらず。因りて讀經を停めらる。八月甲申朔日に、天皇、南淵河上に幸して、跪きて四方を拜み、天を仰ぎて雨を祈り給ひしに、やがて雷なり、大に雨降ること五日、天の下悉く潤ふ。故に天下の人民、悉く喜びて、至徳天皇なりと、申すと見ゆ。

十一月十一日、その蝦夷の大臣の子入鹿、そのつみこいふことなかりしに、聖德太子の御子、ひままで、廿二人をうしなひたてまつりてき。いくさをおこして、いかるがの宮をかこみて、せめたてまつりしに、太子の御子に、大兄王と申し、けもの骨をとりにて、御このこもりし所にきて、われはにけて、いこま山に入給へりしに、いるかゞいくさ、火をはなちて、いかるがの宮をやきて、はいの中を見しに、物のほねありき。これを大兄王のなりと、思ひて歸にき。此大兄王、六日といひしに、この所に歸きたり給て、かうろをさへけて、あかひ給ひしかば、煙、雲にのほりてのち、仙人、天人のかたち、あらはれて、西に向て、飛さり給にき。光を

廿三人。イ本、  
作三十三人。

物のほねあり  
き。杉本、け  
もの骨と作  
かけるを二作

はなち、空に樂のこゑきこえしかば、是を見きし人は、はるかに、禮拜をな  
き。いるかちちの大臣、これをきよて、罪なくして、太子の御のちを、うしなひ  
たてまつれり。われら、ひさしく、世にあるべからずと、驚歎侍りき。

○聖徳太子の御子らまご、廿三人をうしなひたてまつりてき。イ本、卅三人とあるは、誤れり。  
扶桑略記に、聖徳太子の子孫、男女廿三人王、罪なくして殺害せらる云々、また太子傳補闕記に、  
癸卯の年十一月十一日丙戌、亥の時、宗我大臣、並に林臣入鹿、致奴王子兒、名輕王、巨勢徳太古  
臣、大臣大伴馬甘連公、中臣鹽屋杖夫等六人、惡逆至計を發して、太子の子孫、男女廿三王、罪な  
くして害せらる。山代大兄王、殖栗王、茨田王、卒末呂王、上宮聖徳法王帝説註に云ふ、補闕記に、卒末呂  
王に作る。乾元二年鈔本、卒に作り、改めて乎に作スガサ、呂古王、財王、日置王、片岳女王、白髮部王、手嶋女王、孫難波王、末呂女王、弓削王、佐保女王、  
乎に作る。乾元二年鈔本、卒に作り、改めて乎に作スガサ、佐々王、三嶋女王、甲可王、尾張王と見ゆ。○生駒山。大和國平群の郡にあり。西は河内國に  
跨ると、大和名所圖會に云へり。昔よりの名所にして、後京極攝政の、久かたの雲むに見えしいこま  
山はるは霞のふもとなりけりと、詠まれしもこの處なり。○大兄王。聖徳法王帝説に、聖王。  
聖徳法王帝説註に云ふ、補闕記に、卒末呂  
王に作る。乾元二年鈔本、卒に作り、改めて乎に作スガサ、蘇我馬子宿禰大臣の女子、負古郎女を娶りて、生み給へる兒、山代大兄王と見え、註に、この王賢  
尊の心あり、身命を棄て、人民を愛し給ふ、後の人、父の聖王と濫るは非なり、とも云へり。○い  
るかいいさ。入鹿に従ふ軍勢なり。○以上扶桑略記に據りて書り。書紀、孝徳天皇元年條に云

ふ、この歳、蘇我大臣蝦夷、己が祖の廟を、葛城の高宮に立て、八佾の舞を爲す。遂に歌を作りて  
曰く云々、又盡く天下の民、及び百八十部曲を發して、預め二の墓を今來に造る。一を大陵と云  
ひ、大臣の墓と爲す。一を小陵と云ひ、入鹿の臣の墓と爲す。更に悉く上宮、乳部の民を集め、墓  
を營む爲に役す。是に於て、上宮、大郎姫王、憤を發して、歎きて曰はく、蘇我の臣、國政を專に  
して、多く無禮を行ふ。天に二の日なく、國に二の王なし、何に由りてか意のまゝに、我家に賜は  
れる民を使はむと、これより恨を結びて、俱に亡されぬ。また二年十月の條に、蘇我臣入鹿、上宮  
王等を廢して、古人大兄を立て、天皇と爲さむと謀る云々、十一月、蘇我臣入鹿、小徳巨勢徳太  
臣、大仁土婆婆連を遣して、山背大兄王を班鳩に襲はしむ。こゝに、奴三成、數十の舍人と、出て  
拒き戦ふ。王師婆婆連、箭にあたりて死ぬ。軍衆恐れて退く。山背大兄王、馬骨を取りて、寢殿に  
入れ置き、その妃及び子弟を率ゐて、逃れ出て、鹿嶋山に隠る。三輪文屋君、舍人田目君、その女  
菟田諸石、伊勢阿部堅經等従ふ。巨勢徳太臣、班鳩宮を燒く。灰の中に骨あるを見て、誤りて王死  
し給ひぬと思ひ、圍を解きて退き去る。是に由りて山背大兄王ら、四五日の間、山に留り給へども、  
糧食供せず。時に三輪文屋君、進みて勸めて曰はく、請ふ深草の屯倉に移り向ひ、これより東國に  
至りて、乳部を以て本と爲し、軍を起して、還りて戦はむ、勝たむこと必然ならむと、山背大兄王  
等、對へ給はく、卿の云ふ所の如く爲さば、必ず勝たむ。但、わが心に、十年百姓を使はずと希  
ふ。今一身の故を以て、萬民を勞し、後の世に、民の吾ために、己が父母を失へりと、云ふを聞くこ  
とを欲せず。身を捐て、民を慈まむと、時に人あり、遙に、上宮王等の山中にあるを見て、還りて